3. 対象と思われる児童が加算対象にならなかった児童の有無など

(1)対象と思われる児童が加算対象にならなかった児童

	全体	児童発達支援センター	児発	放デイ	児発のみ	放デイのみ
いる	1222	73	527	1049	86	562
いない	1698	111	699	1403	158	792
合計	2920	184	1226	2452	244	1354

	全体	児発センター	児発	放デイ	児発のみ	放デイのみ
いる	42%	40%	43%	43%	35%	42%
いない	58%	60%	57%	57%	65%	58%

都市区分別		全体	児発センター	児発	放デイ	児発のみ	放デイのみ	多機能
いる	政令指定都市	43%	37%	45%	45%	39%	42%	50%
	中核市	37%	32%	39%	39%	26%	36%	46%
	特例市・特別区	42%	40%	43%	43%	33%	43%	49%
	一般市	44%	49%	46%	44%	50%	43%	44%
	町村	37%	38%	30%	39%	8%	40%	34%
いない	政令指定都市	57%	63%	55%	55%	61%	58%	50%
	中核市	63%	68%	61%	61%	74%	64%	54%
	特例市・特別区	58%	60%	57%	57%	67%	57%	51%
	一般市	56%	51%	54%	56%	50%	57%	56%
	町村	63%	63%	70%	61%	92%	60%	66%

地域別		全体	児発センター	児発	放デイ	児発のみ	放デイのみ	多機能
いる	北海道・東北	42%	47%	47%	43%	29%	36%	51%
	関東	45%	49%	44%	45%	38%	46%	44%
	信越	45%	67%	47%	43%	50%	40%	44%
	東海・北陸	40%	25%	47%	40%	56%	38%	38%
	近畿	39%	19%	41%	42%	23%	42%	48%
	中国	39%	40%	38%	41%	33%	38%	44%
	四国	43%	45%	38%	43%	33%	46%	45%
	九州	41%	42%	41%	42%	29%	42%	44%
いない	北海道・東北	58%	53%	53%	57%	71%	64%	49%
	関東	55%	51%	56%	55%	62%	54%	56%
	信越	55%	33%	53%	57%	50%	60%	56%
	東海・北陸	60%	75%	53%	60%	44%	62%	63%
	近畿	61%	81%	59%	58%	77%	58%	52%
	中国	61%	60%	62%	60%	67%	62%	56%
	四国	57%	55%	62%	58%	67%	54%	55%
	九州	59%	58%	59%	58%	71%	58%	56%

常勤職員数（換算）		全体	児発センター	児発	放デイ	児発のみ	放デイのみ	多機能
いる	5人未満	40%	26%	39%	41%	31%	41%	42%
	5人以上	45%	43%	48%	46%	40%	43%	49%
いない	5人未満	60%	74%	61%	59%	69%	59%	58%
	5人以上	55%	57%	52%	54%	60%	57%	51%

非常勤職員数（換算）	全体	児発センター	児発	放デイ	児発のみ	放デイのみ	多機能
いる 1.5人未満	41%	33%	41%	43%	31%	42%	46%
1.5人以上	44%	43%	45%	45%	34%	43%	48%
いない 1.5人未満	59%	67%	59%	57%	69%	58%	54%
1.5人以上	56%	57%	55%	55%	66%	57%	52%

非個別サポート加算Ⅰ児数（人）/利用児数（人）の割合を10%刻みの件数で表示 単位（件）

※0%に近づくほど利用児の内、個別サポート加算Ⅰの算定があると思われるが算定されていない児（非加算児）が少ない

児童発達支援			0歳児	1歳児	2歳児	3歳児（年	4歳児（年	5歳児（年	小学1年生	小学2年生	小学3年生	小学4年生	小学5年生	小学6年生	中学1年生	中学2年生	中学3年生	高校1年生	高校2年生	高校3年生	合計	
0% ～	10%	1190	32	194	608	797	822	883	15	17	17	13	11	11	7	10	11	11	12	13	3484	非加算児が少ない
10% ～	20%	77	0	1	6	17	29	23	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	76	
20% ～	30%	37	0	1	5	20	31	32	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	89	
30% ～	40%	28	0	0	5	9	13	17	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	44	
40% ～	50%	7	0	0	2	7	8	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	27	
50% ～	60%	8	1	3	11	15	16	14	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	61	
60% ～	70%	4	0	0	1	3	7	3	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	15	
70% ～	80%	5	0	0	2	0	2	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	7	
80% ～	90%	8	0	0	0	0	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	
90% ～	100%	9	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
100%		34	3	15	50	64	67	68	1	3	2	2	1	1	0	0	0	0	3	0	280	非加算児が多い
合計		1407	36	214	690	932	997	1055	16	20	19	15	13	12	7	11	11	11	15	13	4087	

非個別サポート加算Ⅰ児数（人）/利用児数（人）の割合を10%刻みの件数を合計で割ったもの（割合）

児童発達支援			0歳児	1歳児	2歳児	3歳児（年	4歳児（年	5歳児（年	小学1年生	小学2年生	小学3年生	小学4年生	小学5年生	小学6年生	中学1年生	中学2年生	中学3年生	高校1年生	高校2年生	高校3年生	
0% ～	10%	85%	89%	91%	88%	86%	82%	84%	94%	85%	89%	87%	85%	92%	100%	91%	100%	100%	80%	100%	非加算児が少ない
10% ～	20%	5%	0%	0%	1%	2%	3%	2%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	
20% ～	30%	3%	0%	0%	1%	2%	3%	3%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	
30% ～	40%	2%	0%	0%	1%	1%	1%	2%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	
40% ～	50%	0%	0%	0%	0%	1%	1%	1%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	
50% ～	60%	1%	3%	1%	2%	2%	2%	1%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	9%	0%	0%	0%	0%	
60% ～	70%	0%	0%	0%	0%	0%	1%	0%	0%	0%	0%	0%	8%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	
70% ～	80%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	
80% ～	90%	1%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	
90% ～	100%	1%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	
100%		2%	8%	7%	7%	7%	7%	6%	6%	15%	11%	13%	8%	8%	0%	0%	0%	0%	20%	0%	非加算児が多い
合計			100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	

都市区分別

児童発達支援 政令指定都市	全体	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児（年少）	4歳児（年中）	5歳児（年長）	小学1年生	小学2年生	小学3年生	小学4年生	小学5年生	小学6年生	中学1年生	中学2年生	中学3年生	高校1年生	高校2年生	高校3年生	
0% ～ 10%	84%	67%	90%	84%	86%	82%	82%	100%	75%	75%	50%	100%	100%	-	100%	100%	100%	60%	100%	非加算児が少ない
10% ～ 20%	6%	0%	0%	2%	1%	3%	3%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	-	0%	0%	0%	0%	0%	
20% ～ 30%	3%	0%	0%	2%	2%	3%	4%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	-	0%	0%	0%	0%	0%	
30% ～ 40%	2%	0%	0%	1%	0%	0%	2%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	-	0%	0%	0%	0%	0%	
40% ～ 50%	1%	0%	0%	1%	0%	1%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	-	0%	0%	0%	0%	0%	
50% ～ 60%	0%	0%	0%	3%	2%	2%	2%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	-	0%	0%	0%	0%	0%	
60% ～ 70%	0%	0%	0%	0%	0%	1%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	-	0%	0%	0%	0%	0%	
70% ～ 80%	0%	0%	0%	1%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	-	0%	0%	0%	0%	0%	
80% ～ 90%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	-	0%	0%	0%	0%	0%	
90% ～ 100%	1%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	-	0%	0%	0%	0%	0%	
100%	2%	33%	10%	7%	8%	8%	6%	0%	25%	25%	50%	0%	0%	-	0%	0%	0%	40%	0%	非加算児が多い

児童発達支援 中核市	全体	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児（年少）	4歳児（年中）	5歳児（年長）	小学1年生	小学2年生	小学3年生	小学4年生	小学5年生	小学6年生	中学1年生	中学2年生	中学3年生	高校1年生	高校2年生	高校3年生	
0% ～ 10%	86%	100%	93%	92%	87%	87%	87%	83%	80%	75%	80%	50%	100%	100%	67%	100%	100%	100%	100%	非加算児が少ない
10% ～ 20%	5%	0%	0%	1%	2%	1%	1%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	
20% ～ 30%	1%	0%	0%	0%	1%	2%	2%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	
30% ～ 40%	2%	0%	0%	1%	1%	1%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	
40% ～ 50%	1%	0%	0%	1%	1%	0%	1%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	
50% ～ 60%	1%	0%	2%	0%	0%	1%	1%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	33%	0%	0%	0%	0%	
60% ～ 70%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	25%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	
70% ～ 80%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	
80% ～ 90%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	
90% ～ 100%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	
100%	3%	0%	5%	5%	7%	6%	6%	17%	20%	25%	20%	25%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	非加算児が多い

児童発達支援 特例市・特別区	全体	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児（年少）	4歳児（年中）	5歳児（年長）	小学1年生	小学2年生	小学3年生	小学4年生	小学5年生	小学6年生	中学1年生	中学2年生	中学3年生	高校1年生	高校2年生	高校3年生	
0% ～ 10%	84%	86%	93%	91%	84%	76%	80%	-	-	-	100%	-	-	-	100%	100%	-	100%	100%	非加算児が少ない
10% ～ 20%	9%	0%	0%	1%	1%	7%	1%	-	-	-	0%	-	-	-	0%	0%	-	0%	0%	
20% ～ 30%	2%	0%	0%	0%	6%	5%	3%	-	-	-	0%	-	-	-	0%	0%	-	0%	0%	
30% ～ 40%	1%	0%	0%	0%	1%	5%	1%	-	-	-	0%	-	-	-	0%	0%	-	0%	0%	
40% ～ 50%	0%	0%	0%	0%	0%	1%	4%	-	-	-	0%	-	-	-	0%	0%	-	0%	0%	
50% ～ 60%	0%	14%	0%	1%	0%	1%	2%	-	-	-	0%	-	-	-	0%	0%	-	0%	0%	
60% ～ 70%	1%	0%	0%	0%	1%	0%	0%	-	-	-	0%	-	-	-	0%	0%	-	0%	0%	
70% ～ 80%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	1%	-	-	-	0%	-	-	-	0%	0%	-	0%	0%	
80% ～ 90%	1%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	-	-	-	0%	-	-	-	0%	0%	-	0%	0%	
90% ～ 100%	1%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	-	-	-	0%	-	-	-	0%	0%	-	0%	0%	
100%	2%	0%	7%	7%	7%	4%	7%	-	-	-	0%	-	-	-	0%	0%	-	0%	0%	非加算児が多い

児童発達支援 一般市		全体	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児（年少）	4歳児（年中）	5歳児（年長）	小学1年生	小学2年生	小学3年生	小学4年生	小学5年生	小学6年生	中学1年生	中学2年生	中学3年生	高校1年生	高校2年生	高校3年生	
0% ～	10%	82%	100%	87%	87%	84%	80%	82%	100%	89%	100%	100%	100%	88%	100%	100%	100%	100%	80%	100%	非加算児が少ない
10% ～	20%	5%	0%	2%	0%	2%	3%	3%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	
20% ～	30%	4%	0%	2%	0%	2%	4%	3%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	
30% ～	40%	2%	0%	0%	0%	1%	1%	2%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	
40% ～	50%	0%	0%	0%	0%	1%	1%	1%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	
50% ～	60%	1%	0%	2%	2%	3%	2%	1%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	
60% ～	70%	1%	0%	0%	0%	0%	1%	1%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	
70% ～	80%	1%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	
80% ～	90%	1%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	
90% ～	100%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	
100%		3%	0%	8%	9%	7%	8%	8%	0%	11%	0%	0%	0%	13%	0%	0%	0%	0%	20%	0%	非加算児が多い

児童発達支援 町村		全体	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児（年少）	4歳児（年中）	5歳児（年長）	小学1年生	小学2年生	小学3年生	小学4年生	小学5年生	小学6年生	中学1年生	中学2年生	中学3年生	高校1年生	高校2年生	高校3年生	
0% ～	10%	90%	67%	89%	90%	90%	88%	91%	100%	100%	100%	100%	100%	-	100%	-	100%	100%	100%	-	非加算児が少ない
10% ～	20%	4%	0%	0%	0%	3%	0%	1%	0%	0%	0%	0%	0%	-	0%	-	0%	0%	0%	-	
20% ～	30%	3%	0%	0%	3%	2%	1%	1%	0%	0%	0%	0%	0%	-	0%	-	0%	0%	0%	-	
30% ～	40%	1%	0%	0%	3%	0%	1%	1%	0%	0%	0%	0%	0%	-	0%	-	0%	0%	0%	-	
40% ～	50%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	1%	0%	0%	0%	0%	0%	-	0%	-	0%	0%	0%	-	
50% ～	60%	0%	0%	11%	0%	2%	1%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	-	0%	-	0%	0%	0%	-	
60% ～	70%	0%	0%	0%	0%	0%	3%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	-	0%	-	0%	0%	0%	-	
70% ～	80%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	-	0%	-	0%	0%	0%	-	
80% ～	90%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	-	0%	-	0%	0%	0%	-	
90% ～	100%	2%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	-	0%	-	0%	0%	0%	-	
100%		1%	33%	0%	5%	3%	4%	4%	0%	0%	0%	0%	0%	-	0%	-	0%	0%	0%	-	非加算児が多い

児童発達支援 北海道・東北		全体	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児（年少）	4歳児（年中）	5歳児（年長）	小学1年生	小学2年生	小学3年生	小学4年生	小学5年生	小学6年生	中学1年生	中学2年生	中学3年生	高校1年生	高校2年生	高校3年生	
0% ～	10%	84%	100%	97%	84%	87%	85%	82%	100%	50%	67%	75%	100%	100%	-	100%	100%	100%	75%	100%	非加算児が少ない
10% ～	20%	7%	0%	0%	2%	2%	1%	4%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	-	0%	0%	0%	0%	0%	
20% ～	30%	4%	0%	0%	2%	2%	2%	2%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	-	0%	0%	0%	0%	0%	
30% ～	40%	2%	0%	0%	1%	1%	1%	2%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	-	0%	0%	0%	0%	0%	
40% ～	50%	0%	0%	0%	0%	1%	1%	1%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	-	0%	0%	0%	0%	0%	
50% ～	60%	0%	0%	3%	3%	4%	2%	2%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	-	0%	0%	0%	0%	0%	
60% ～	70%	0%	0%	0%	0%	1%	2%	1%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	-	0%	0%	0%	0%	0%	
70% ～	80%	1%	0%	0%	0%	0%	0%	1%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	-	0%	0%	0%	0%	0%	
80% ～	90%	1%	0%	0%	0%	0%	0%	1%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	-	0%	0%	0%	0%	0%	
90% ～	100%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	-	0%	0%	0%	0%	0%	
100%		1%	0%	0%	9%	4%	6%	5%	0%	50%	33%	25%	0%	0%	-	0%	0%	0%	25%	0%	非加算児が多い

児童発達支援 関東		全体	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児（年少）	4歳児（年中）	5歳児（年長）	小学1年生	小学2年生	小学3年生	小学4年生	小学5年生	小学6年生	中学1年生	中学2年生	中学3年生	高校1年生	高校2年生	高校3年生	
0% ～	10%	83%	88%	90%	89%	82%	79%	81%	75%	83%	50%	67%	33%	100%	100%	100%	100%	-	100%	100%	非加算児が少ない
10% ～	20%	7%	0%	0%	1%	2%	4%	2%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	-	0%	0%	
20% ～	30%	1%	0%	0%	1%	5%	5%	5%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	-	0%	0%	
30% ～	40%	3%	0%	0%	0%	2%	3%	1%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	-	0%	0%	
40% ～	50%	1%	0%	0%	1%	0%	1%	3%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	-	0%	0%	
50% ～	60%	0%	6%	0%	1%	0%	1%	2%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	-	0%	0%	
60% ～	70%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	33%	0%	0%	0%	0%	-	0%	0%	
70% ～	80%	0%	0%	0%	1%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	-	0%	0%	
80% ～	90%	1%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	-	0%	0%	
90% ～	100%	1%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	-	0%	0%	
100%		3%	6%	10%	8%	8%	6%	7%	25%	17%	50%	33%	33%	0%	0%	0%	0%	-	0%	0%	非加算児が多い

児童発達支援 東海・北陸		全体	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児（年少）	4歳児（年中）	5歳児（年長）	小学1年生	小学2年生	小学3年生	小学4年生	小学5年生	小学6年生	中学1年生	中学2年生	中学3年生	高校1年生	高校2年生	高校3年生	
0% ～	10%	78%	80%	86%	90%	82%	75%	77%	100%	100%	100%	100%	100%	-	100%	100%	100%	100%	100%	100%	非加算児が少ない
10% ～	20%	5%	0%	0%	0%	1%	4%	1%	0%	0%	0%	0%	0%	-	0%	0%	0%	0%	0%	0%	
20% ～	30%	5%	0%	5%	1%	2%	5%	3%	0%	0%	0%	0%	0%	-	0%	0%	0%	0%	0%	0%	
30% ～	40%	3%	0%	0%	1%	2%	0%	5%	0%	0%	0%	0%	0%	-	0%	0%	0%	0%	0%	0%	
40% ～	50%	1%	0%	0%	0%	0%	2%	1%	0%	0%	0%	0%	0%	-	0%	0%	0%	0%	0%	0%	
50% ～	60%	1%	0%	9%	3%	2%	1%	1%	0%	0%	0%	0%	0%	-	0%	0%	0%	0%	0%	0%	
60% ～	70%	1%	0%	0%	0%	1%	1%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	-	0%	0%	0%	0%	0%	0%	
70% ～	80%	1%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	-	0%	0%	0%	0%	0%	0%	
80% ～	90%	1%	0%	0%	0%	0%	1%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	-	0%	0%	0%	0%	0%	0%	
90% ～	100%	1%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	-	0%	0%	0%	0%	0%	0%	
100%		3%	20%	0%	4%	9%	10%	12%	0%	0%	0%	0%	0%	-	0%	0%	0%	0%	0%	0%	非加算児が多い

児童発達支援 信越		全体	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児（年少）	4歳児（年中）	5歳児（年長）	小学1年生	小学2年生	小学3年生	小学4年生	小学5年生	小学6年生	中学1年生	中学2年生	中学3年生	高校1年生	高校2年生	高校3年生	
0% ～	10%	87%	100%	88%	89%	89%	88%	90%	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	非加算児が少ない
10% ～	20%	3%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
20% ～	30%	3%	0%	0%	0%	0%	0%	3%	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
30% ～	40%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
40% ～	50%	0%	0%	0%	0%	4%	0%	0%	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
50% ～	60%	3%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
60% ～	70%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
70% ～	80%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
80% ～	90%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
90% ～	100%	3%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
100%		3%	0%	13%	11%	7%	13%	6%	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	非加算児が多い

児童発達支援 近畿		全体	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児（年少）	4歳児（年中）	5歳児（年長）	小学1年生	小学2年生	小学3年生	小学4年生	小学5年生	小学6年生	中学1年生	中学2年生	中学3年生	高校1年生	高校2年生	高校3年生	
0% ～	10%	92%	0%	92%	90%	93%	90%	91%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	-	0%	100%	100%	50%	100%	非加算児が少ない
10% ～	20%	2%	0%	0%	0%	2%	1%	1%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	-	0%	0%	0%	0%	0%	
20% ～	30%	0%	0%	0%	1%	0%	1%	2%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	-	0%	0%	0%	0%	0%	
30% ～	40%	0%	0%	0%	0%	0%	1%	1%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	-	0%	0%	0%	0%	0%	
40% ～	50%	0%	0%	0%	0%	0%	1%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	-	0%	0%	0%	0%	0%	
50% ～	60%	0%	0%	0%	1%	1%	2%	1%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	-	100%	0%	0%	0%	0%	
60% ～	70%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	-	0%	0%	0%	0%	0%	
70% ～	80%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	-	0%	0%	0%	0%	0%	
80% ～	90%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	-	0%	0%	0%	0%	0%	
90% ～	100%	1%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	-	0%	0%	0%	0%	0%	
100%		2%	100%	8%	8%	4%	4%	4%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	-	0%	0%	0%	50%	0%	非加算児が多い

児童発達支援 中国		全体	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児（年少）	4歳児（年中）	5歳児（年長）	小学1年生	小学2年生	小学3年生	小学4年生	小学5年生	小学6年生	中学1年生	中学2年生	中学3年生	高校1年生	高校2年生	高校3年生	
0% ～	10%	83%	100%	79%	82%	83%	80%	81%	100%	0%	100%	100%	100%	67%	100%	100%	100%	100%	50%	100%	非加算児が少ない
10% ～	20%	4%	0%	0%	0%	0%	5%	3%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	
20% ～	30%	3%	0%	0%	0%	0%	3%	3%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	
30% ～	40%	3%	0%	0%	3%	1%	0%	1%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	
40% ～	50%	2%	0%	0%	2%	1%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	
50% ～	60%	1%	0%	0%	3%	2%	2%	2%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	
60% ～	70%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	
70% ～	80%	0%	0%	0%	2%	0%	1%	1%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	
80% ～	90%	0%	0%	0%	0%	0%	1%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	
90% ～	100%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	
100%		4%	0%	21%	8%	12%	7%	8%	0%	100%	0%	0%	0%	33%	0%	0%	0%	0%	50%	0%	非加算児が多い

児童発達支援 四国		全体	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児（年少）	4歳児（年中）	5歳児（年長）	小学1年生	小学2年生	小学3年生	小学4年生	小学5年生	小学6年生	中学1年生	中学2年生	中学3年生	高校1年生	高校2年生	高校3年生	
0% ～	10%	83%	100%	83%	82%	79%	74%	85%	-	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	-	非加算児が少ない
10% ～	20%	10%	0%	0%	0%	3%	6%	0%	-	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	-	
20% ～	30%	0%	0%	0%	0%	3%	6%	6%	-	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	-	
30% ～	40%	3%	0%	0%	0%	0%	4%	2%	-	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	-	
40% ～	50%	0%	0%	0%	0%	8%	2%	0%	-	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	-	
50% ～	60%	0%	0%	0%	7%	0%	0%	2%	-	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	-	
60% ～	70%	1%	0%	0%	0%	0%	0%	2%	-	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	-	
70% ～	80%	1%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	-	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	-	
80% ～	90%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	-	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	-	
90% ～	100%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	-	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	-	
100%		1%	0%	17%	11%	8%	6%	2%	-	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	-	非加算児が多い

児童発達支援 九州		全体	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児（年少）	4歳児（年中）	5歳児（年長）	小学1年生	小学2年生	小学3年生	小学4年生	小学5年生	小学6年生	中学1年生	中学2年生	中学3年生	高校1年生	高校2年生	高校3年生	
0% ～	10%	86%	100%	93%	93%	87%	84%	87%	100%	100%	100%	100%	-	100%	100%	-	100%	100%	100%	100%	非加算児が少ない
10% ～	20%	5%	0%	2%	2%	3%	2%	3%	0%	0%	0%	0%	-	0%	0%	-	0%	0%	0%	0%	
20% ～	30%	4%	0%	0%	0%	1%	2%	2%	0%	0%	0%	0%	-	0%	0%	-	0%	0%	0%	0%	
30% ～	40%	2%	0%	0%	1%	1%	1%	2%	0%	0%	0%	0%	-	0%	0%	-	0%	0%	0%	0%	
40% ～	50%	0%	0%	0%	0%	0%	1%	1%	0%	0%	0%	0%	-	0%	0%	-	0%	0%	0%	0%	
50% ～	60%	1%	0%	0%	0%	2%	2%	0%	0%	0%	0%	0%	-	0%	0%	-	0%	0%	0%	0%	
60% ～	70%	0%	0%	0%	1%	0%	2%	0%	0%	0%	0%	0%	-	0%	0%	-	0%	0%	0%	0%	
70% ～	80%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	-	0%	0%	-	0%	0%	0%	0%	
80% ～	90%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	-	0%	0%	-	0%	0%	0%	0%	
90% ～	100%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	-	0%	0%	-	0%	0%	0%	0%	
100%		2%	0%	4%	4%	6%	7%	7%	0%	0%	0%	0%	-	0%	0%	-	0%	0%	0%	0%	非加算児が多い

設置主体別

児童発達支援 自治体		全体	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児（年少）	4歳児（年中）	5歳児（年長）	小学1年生	小学2年生	小学3年生	小学4年生	小学5年生	小学6年生	中学1年生	中学2年生	中学3年生	高校1年生	高校2年生	高校3年生	
0% ～	10%	87%	100%	94%	88%	82%	85%	87%	100%	100%	100%	100%	100%	-	-	0%	100%	100%	-	100%	非加算児が少ない
10% ～	20%	2%	0%	0%	3%	2%	0%	1%	0%	0%	0%	0%	0%	-	-	0%	0%	0%	-	0%	
20% ～	30%	3%	0%	0%	3%	1%	2%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	-	-	0%	0%	0%	-	0%	
30% ～	40%	2%	0%	0%	1%	2%	0%	4%	0%	0%	0%	0%	0%	-	-	0%	0%	0%	-	0%	
40% ～	50%	3%	0%	0%	1%	1%	1%	1%	0%	0%	0%	0%	0%	-	-	0%	0%	0%	-	0%	
50% ～	60%	0%	0%	3%	0%	1%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	-	-	100%	0%	0%	-	0%	
60% ～	70%	0%	0%	0%	0%	1%	1%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	-	-	0%	0%	0%	-	0%	
70% ～	80%	0%	0%	0%	0%	0%	1%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	-	-	0%	0%	0%	-	0%	
80% ～	90%	1%	0%	0%	0%	0%	2%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	-	-	0%	0%	0%	-	0%	
90% ～	100%	2%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	-	-	0%	0%	0%	-	0%	
100%		2%	0%	3%	4%	9%	7%	7%	0%	0%	0%	0%	0%	-	-	0%	0%	0%	-	0%	非加算児が多い

児童発達支援 社会福祉法人		全体	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児（年少）	4歳児（年中）	5歳児（年長）	小学1年生	小学2年生	小学3年生	小学4年生	小学5年生	小学6年生	中学1年生	中学2年生	中学3年生	高校1年生	高校2年生	高校3年生	
0% ～	10%	83%	92%	88%	84%	80%	75%	78%	100%	75%	100%	100%	100%	0%	100%	100%	-	100%	0%	100%	非加算児が少ない
10% ～	20%	6%	0%	2%	1%	3%	5%	4%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	-	0%	0%	0%	
20% ～	30%	3%	0%	0%	1%	4%	4%	4%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	-	0%	0%	0%	
30% ～	40%	2%	0%	0%	2%	1%	2%	3%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	-	0%	0%	0%	
40% ～	50%	0%	0%	0%	0%	2%	1%	2%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	-	0%	0%	0%	
50% ～	60%	0%	8%	0%	2%	3%	2%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	-	0%	0%	0%	
60% ～	70%	1%	0%	0%	0%	0%	1%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	-	0%	0%	0%	
70% ～	80%	1%	0%	0%	1%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	-	0%	0%	0%	
80% ～	90%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	-	0%	0%	0%	
90% ～	100%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	-	0%	0%	0%	
100%		3%	0%	10%	10%	6%	8%	8%	0%	25%	0%	0%	0%	100%	0%	0%	-	0%	100%	0%	非加算児が多い

児童発達支援 NPO法人		全体	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児（年少）	4歳児（年中）	5歳児（年長）	小学1年生	小学2年生	小学3年生	小学4年生	小学5年生	小学6年生	中学1年生	中学2年生	中学3年生	高校1年生	高校2年生	高校3年生	
0% ～	10%	82%	86%	88%	88%	92%	86%	81%	67%	100%	100%	100%	50%	100%	100%	100%	100%	100%	80%	100%	非加算児が少ない
10% ～	20%	6%	0%	0%	1%	1%	1%	3%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	
20% ～	30%	4%	0%	4%	0%	1%	4%	5%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	
30% ～	40%	3%	0%	0%	0%	0%	0%	1%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	
40% ～	50%	0%	0%	0%	1%	0%	1%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	
50% ～	60%	1%	0%	4%	3%	1%	2%	3%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	
60% ～	70%	1%	0%	0%	0%	0%	2%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	
70% ～	80%	1%	0%	0%	0%	0%	0%	1%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	
80% ～	90%	1%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	
90% ～	100%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	
100%		2%	14%	4%	7%	5%	4%	8%	33%	0%	0%	0%	50%	0%	0%	0%	0%	0%	20%	0%	非加算児が多い

児童発達支援
社団法人

		全体	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児（年少）	4歳児（年中）	5歳児（年長）	小学1年生	小学2年生	小学3年生	小学4年生	小学5年生	小学6年生	中学1年生	中学2年生	中学3年生	高校1年生	高校2年生	高校3年生	
0% ～	10%	87%	-	92%	93%	84%	85%	84%	100%	100%	100%	-	100%	100%	-	-	100%	100%	-	100%	非加算児が少ない
10% ～	20%	3%	-	0%	0%	2%	3%	5%	0%	0%	0%	-	0%	0%	-	-	0%	0%	-	0%	
20% ～	30%	1%	-	0%	0%	4%	5%	4%	0%	0%	0%	-	0%	0%	-	-	0%	0%	-	0%	
30% ～	40%	3%	-	0%	0%	0%	2%	0%	0%	0%	0%	-	0%	0%	-	-	0%	0%	-	0%	
40% ～	50%	0%	-	0%	0%	2%	0%	0%	0%	0%	0%	-	0%	0%	-	-	0%	0%	-	0%	
50% ～	60%	0%	-	8%	0%	0%	2%	2%	0%	0%	0%	-	0%	0%	-	-	0%	0%	-	0%	
60% ～	70%	1%	-	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	-	0%	0%	-	-	0%	0%	-	0%	
70% ～	80%	1%	-	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	-	0%	0%	-	-	0%	0%	-	0%	
80% ～	90%	0%	-	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	-	0%	0%	-	-	0%	0%	-	0%	
90% ～	100%	1%	-	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	-	0%	0%	-	-	0%	0%	-	0%	
100%		1%	-	0%	8%	9%	3%	5%	0%	0%	0%	-	0%	0%	-	-	0%	0%	-	0%	非加算児が多い

児童発達支援
株式会社

		全体	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児（年少）	4歳児（年中）	5歳児（年長）	小学1年生	小学2年生	小学3年生	小学4年生	小学5年生	小学6年生	中学1年生	中学2年生	中学3年生	高校1年生	高校2年生	高校3年生	
0% ～	10%	87%	78%	93%	90%	88%	84%	87%	100%	67%	75%	83%	67%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	非加算児が少ない
10% ～	20%	5%	0%	0%	0%	1%	3%	1%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	
20% ～	30%	2%	0%	0%	0%	2%	2%	3%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	
30% ～	40%	2%	0%	0%	0%	1%	1%	2%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	
40% ～	50%	1%	0%	0%	0%	0%	1%	1%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	
50% ～	60%	1%	0%	0%	2%	2%	2%	2%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	
60% ～	70%	0%	0%	0%	0%	0%	1%	0%	0%	0%	0%	0%	33%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	
70% ～	80%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	
80% ～	90%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	
90% ～	100%	1%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	
100%		2%	22%	7%	7%	6%	6%	4%	0%	33%	25%	17%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	非加算児が多い

児童発達支援
その他営利法人

		全体	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児（年少）	4歳児（年中）	5歳児（年長）	小学1年生	小学2年生	小学3年生	小学4年生	小学5年生	小学6年生	中学1年生	中学2年生	中学3年生	高校1年生	高校2年生	高校3年生	
0% ～	10%	84%	100%	75%	87%	87%	84%	85%	100%	100%	100%	0%	100%	100%	100%	100%	100%	-	0%	100%	非加算児が少ない
10% ～	20%	8%	0%	0%	0%	2%	3%	4%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	-	0%	0%	
20% ～	30%	1%	0%	0%	2%	0%	1%	1%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	-	0%	0%	
30% ～	40%	1%	0%	0%	0%	1%	2%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	-	0%	0%	
40% ～	50%	1%	0%	0%	0%	1%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	-	0%	0%	
50% ～	60%	0%	0%	0%	0%	0%	1%	4%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	-	0%	0%	
60% ～	70%	0%	0%	0%	0%	1%	0%	1%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	-	0%	0%	
70% ～	80%	1%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	-	0%	0%	
80% ～	90%	1%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	-	0%	0%	
90% ～	100%	1%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	-	0%	0%	
100%		2%	0%	25%	11%	7%	9%	6%	0%	0%	0%	100%	0%	0%	0%	0%	0%	-	100%	0%	非加算児が多い

テキストマイニングによる可視化
図の読み取り方と解釈について

※あくまでも自由記述の中の出現頻度の高い「用語」を可視化したものです。この図表を参考に具体的な自由内容の確認を行っていただく一助として活用してください。

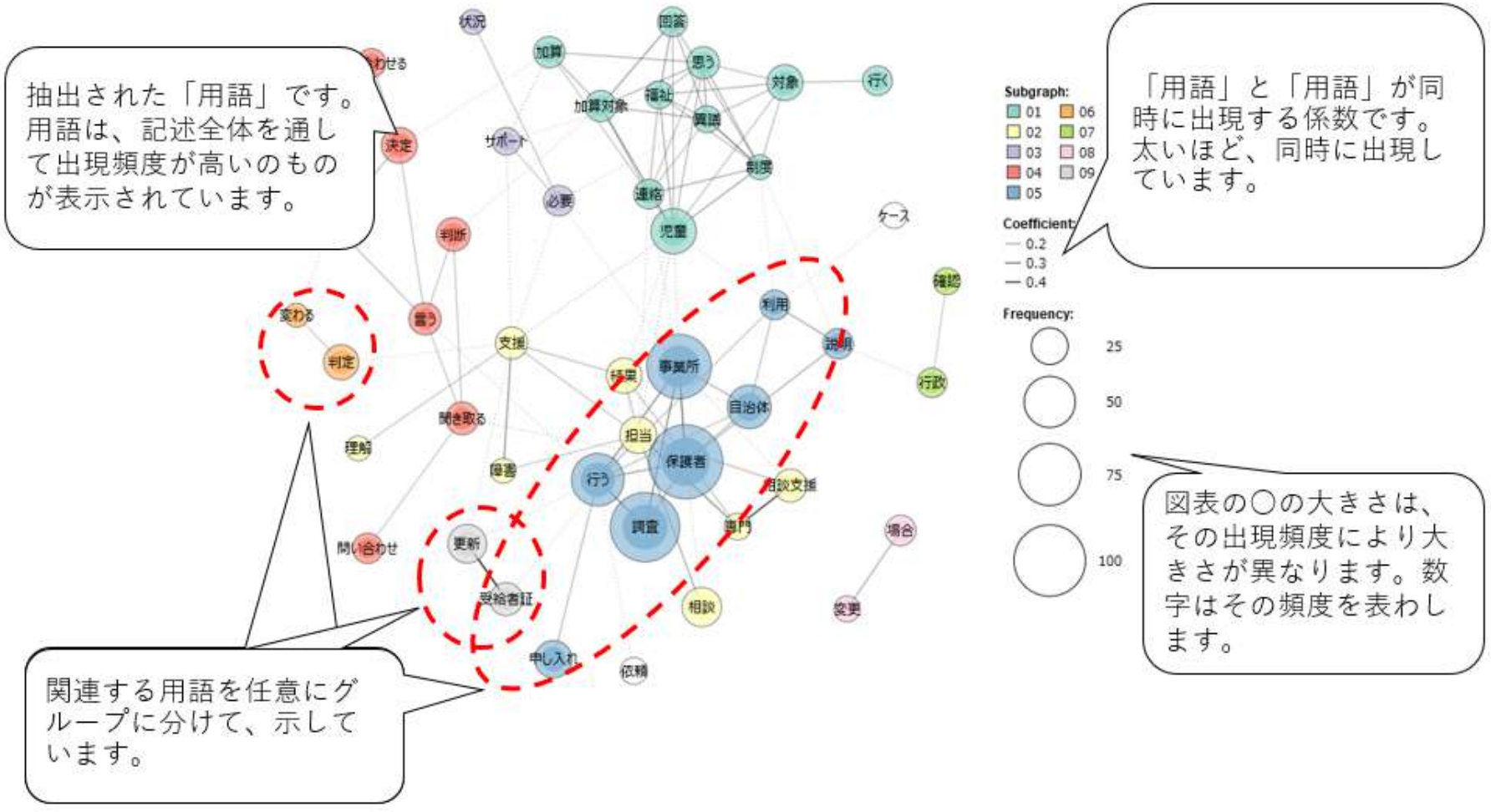

読み込みの一例

事業所調査Ⅳ - ２－（２）
加算対象にならなかった児童がいると答えられた施設・事業所で、その理由は何だとお考えでしょうか？

※児童発達支援（左図）と放課後等デイサービス（右図）では、出現頻度が異なるため、図に示す丸の大きさと出現頻度は同じではない。

・両者ともに「認識」と「違い」のワードが関連して使われている

（児童発達支援）

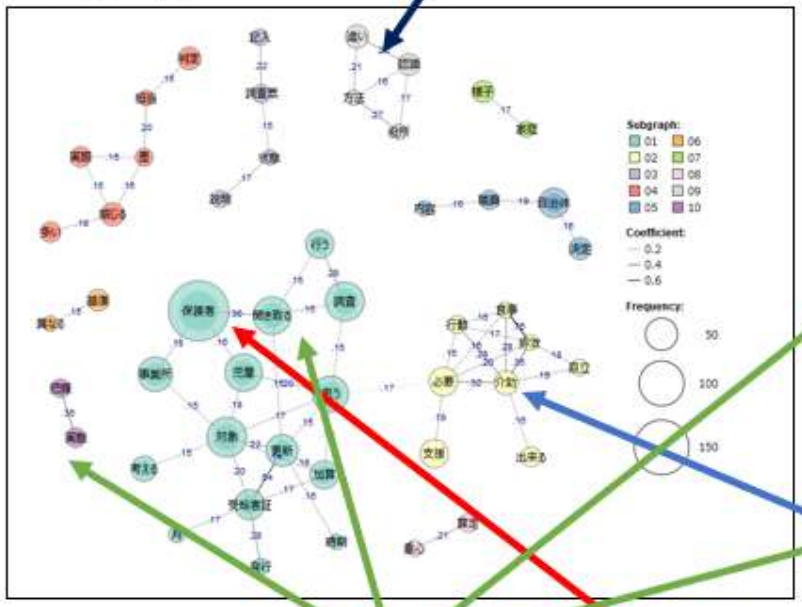

（放課後等デイサービス）

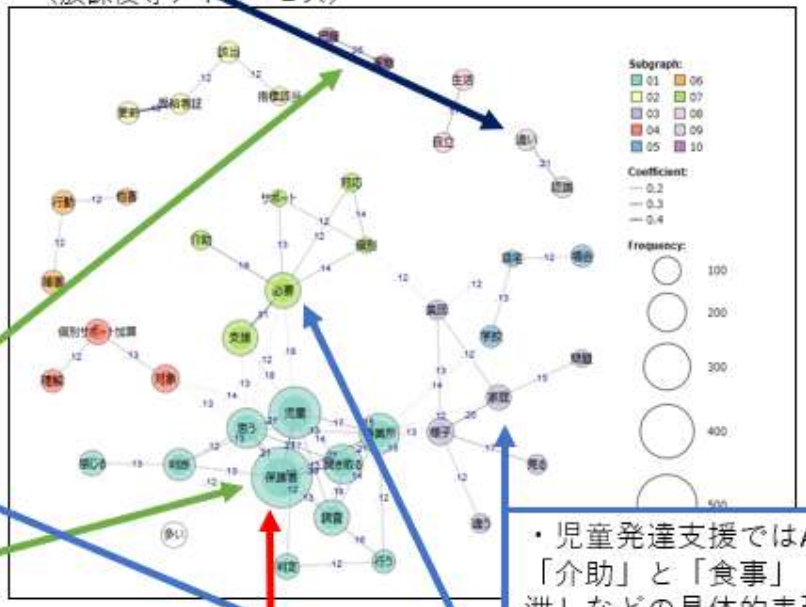

・両者ともに「実態」と「把握」をセットにした表現が多い。
・児童発達支援では、「調査」「聞き取り」「行う」という言葉の関連性があり、「受給者証」の「更新」や「時期」を意識したコメントが多い。
・放課後等デイサービスでは、「事業所」

・両事業とも、「保護者」という表現がとても多く、関連して「聞き取り」となっている。

・児童発達支援ではADLの「介助」と「食事」「排泄」などの具体的表現で記載されている。
・放課後等デイサービスでは、本人への「家庭」「学校」「自宅」「集団」などの環境要因の表現が多い。また、「支援」と「必要」「介助」「対応」いった状態や関りを表す表現になる。

(2) 加算対象にならなかった児童がいると答えられた施設･事業所で、その理由は何だとお考えですか。

児童発達支援

テキストマイニングによる共起ネットワーク図

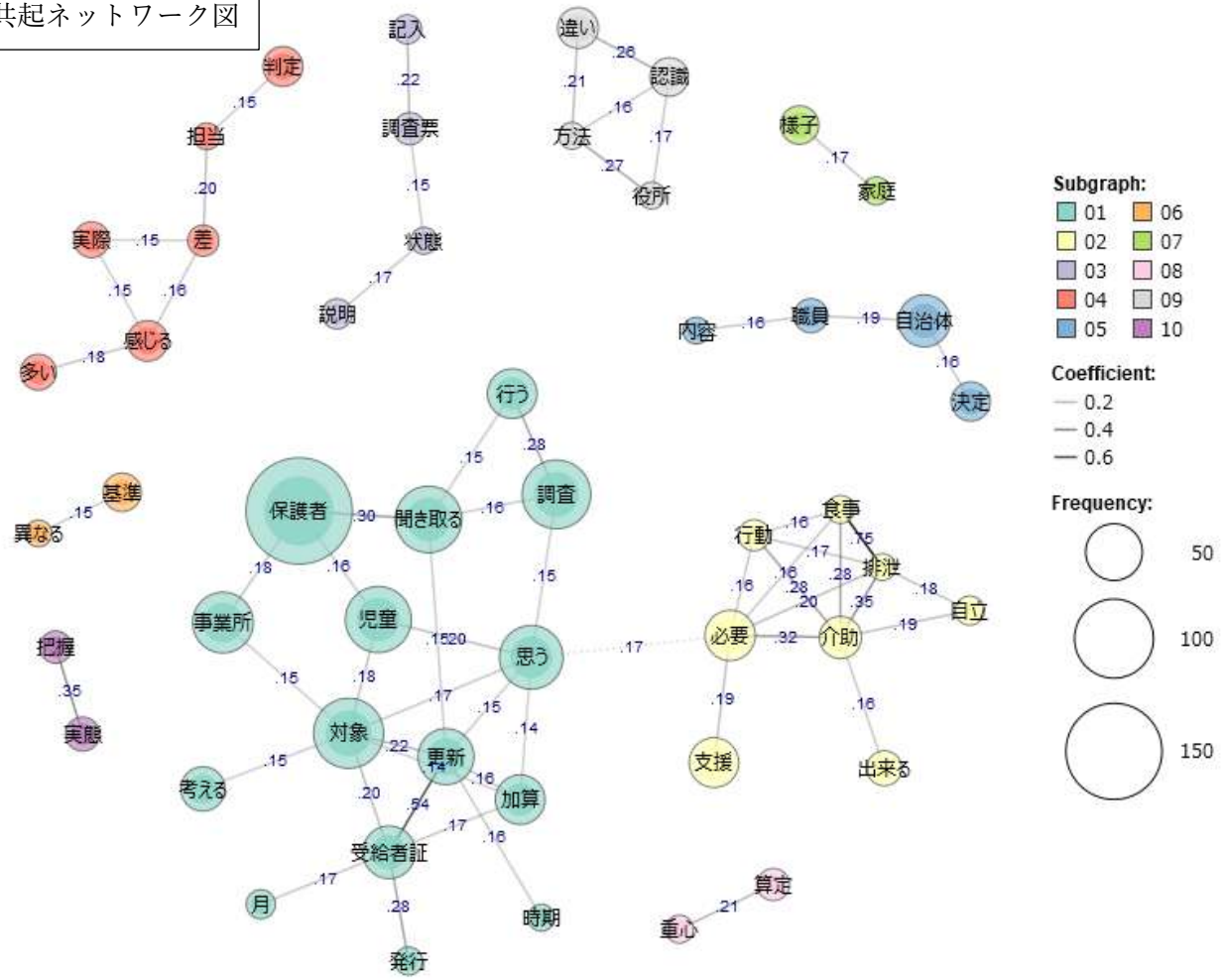

政令指定都市	● １名は 12 月の手帳更新の際、個別サポート対象児になると思われるが、もう１名は不明。 ● ４月は対象にならなかったが、９月から対象になった方がおり、前回は調査方法がよくわからなかったのではないかと感じた。 また、お子さんの状況を把握できていない方もいるのではないかと感じた。 ● あらわれによっては、長時間指導員が１名マンツーマンで着くことが多いから ● お母様が必要だと感じていらっしゃらないのではないかと思います。 ● セルフプランで、保健センターや区役所での聞き取りのみでの判断や決定付け ● セルフプランのため。 ● セルフプランの為、母親が子供の発達を実態を正確に認識しておらず対象にならなかったと考えられる。 ● "てんかん発作等の持病があること、数センチの段差でも手を添えないと降りられないときがあるなど ● 行動上での介助を必要とする場面がみられる。また、排泄、食事等の日常生活動作においても介助が必要。" ● どうして対象にならなかったのかわかりかねません。 ● どのようなかたちで評価されているのか仕組みが判らないです。現場の声が反映されていないのでは？？ ● わかりません。行政からの説明も、保護者からの回答もありません。児童発達において加算対象にならない根拠の説明がありません。加算対象にならなければ児童発達に通う必要性はないかと感じます。 ● 衣服の着脱・身なりを整えるための支援が必要な為。衝動性が強い為。 ● 医療的ｹｱ児の加算対象であった為サポート加算対象にしてくれなかった。 ● 加算の申請、相談をしていないから。 ● 加算対象となっている児童との差がない為。 ● 基準が良くわからない ● 区（行政）もしくは担当者によって調査に差があると思われます。当事業所で加算対象にならなかった児童は、同じ区在住に偏っています。 ● "原則として児発・放デイともに、同学齢で同程度の個別支援が必要と思われるお子さんのうち加算対象になっているお子さんと ● なっていないお子さんがあり、制度の運用、判断基準の要領を得ず。 ● 児発は保育所通園時・非通園児ともあり、放デイとまた異なる理由があるのか？

	● 個別サポートがついている子と同様なのについていない子がいました。不思議に思い区役所に問い合わせをしましたが、ついてないのならついていないで処理して下さい。と言われ個人情報なので教えられないと言われましたので理由はわかりません。 ● 行政の手続き上のミスや手続きの統一性が図られていないためと考えている。 ● 行政担当者の聞き取り不足。各行政によっての対応等の違い。行政の準備不足 ● 行動面での幼さもある、よく母親に甘えている様子があるため。 ● "項目の聴取りが保護者のみであるため、親の主観により左右されるところが多いと思われる。 ● 項目の聴取りを児の所属があれば、保育園や幼稚園、児童発達支援の事業所など親意外からの聴取りも必要と考えます。 ● "今回の対象と思われる児童への再調査は行っていないが、令和３年４月以降の５領域１１項目の調査等に関わる調査方法の留意事項に記載されている解釈、具体例の内容にあてはまる部分があるが、調査を一律に行う事は、保護者の負担が生じることから、必ずしも求めるものではない。との記載もある為、自治体等が行っての調査結果が確定している状況で保護者への対象児童かの決定手続きを伝えにくい現状がある。" ● "今年度からの報酬改定項目であり、受給者証の更新を行っていないため加算対象になっていないことが考えられる。 ● 受給者証更新の際、行政側が保護者へお子さんの様子の聞き取りを実施している。保護者は家庭生活で困り感が無ければ調査項目に該当されず、加算対象とならないことが考えられる。" ● 市の判断で、「更新の時期に合わせて加算が付く」ということになったため。 ● 市町村、区によって若干の解釈の差があるためと思われる。 ● 支給決定の行政面談の保護者の回答次第で変わっているのではないか　事業所として対象児と考えていても保護者とは認識が違うのかも ● "事業所では聞き取り調査は行っていない。受給者証発行の役所の窓口での聞き取り調査が徹底できていないのでは。年度後半に更新の児は対象になっている。 ● 聞き取り調査に保護者が拒否や理解がついていけなかったのではないか。" ● 事業所や家族への聞き取りが行われた形跡も無く、不明 ● 児童の実態を正確につかんでいないのではないか。本人確認時に大体の様子で見ているのかもしれない。実際にしばらく付き合ってみないと本人の困難さはわからないのではないか。

	● "自己コントロールの面で課題があり、児童一人では切り替えが難しい。他者が介入しても切り替えができずに次の行動にうつれない場面が週１回以上は必ずある。その他、身辺整理などは自己にて可能。" ● 自治体によって個サポの基準がバラバラだから ● 自治体の対象児童実態把握不足。 ● 自治体主管課が家庭の他に園や事業所での様子について詳しい聞き取り調査を行わなかったため。 ● 自治体職員と保護者の面談により決定。自治体職員の質問の意味を理解しないまま、答えたため決定になる。来年度、就学するが支援学校に入学予定のお子さん。保護者さまが困っていないや聞き取り内容を判断したうえで、決定したと言われてしまえばそれ以上突っ込みようがない。 ● 自治体職員の保護者様への聞き取り調査のみで判定している自治体ですので、保護者様の回答一つで対象外となる児童がいると思います。（事業所への自治体職員からの聞き取り調査はなし） ● 受給者証の切り替え時期がまだ来ないからだと思う。 ● 受給者証の発行時に、お母様が担当職員に対し、本来介助を部分的に要するにも関わらず、希望的観測を含めすべて自分で出来ますと答えている為だとかんがえられます。 ● 受給者証更新時期が年度途中で、更新から切替対象に今年度はなっているため。 ● 受給者証発行の際の保護者さまへのヒアリングで保護者様が自分の子供につき本当は全介助が必要な場合でも介助の必要がないと答えてしまい実際の児童の様子が反映されていない場合。また、保護者様が外国人につき情報をうまく聞き出せていない場合がある。 ● 集団で行動の際は、傍について行動しないと正しい行動に移せなかったり、活動一つ一つについても個別に指示し介助が必要なため。 ● 重心向けの事業所のため、個別サポート加算は算定できない。 ● 障がい受容が不十分である保護者に対しての電話での聞き取りのみで判断し、当該児童への面談等や関係機関への聞き取りを行わなかったことが影響しているのではないかと考える。
中核市	● "①セルフプランで申請 ● ②令和３年４月以前に発行された受給者証"

	● お母様の認識 ● 加算項目の対象に当てはまらないが、個別の対応が必要な児童である。 ● 外国籍で内容をきちんと把握できなかったのか？　　保護者の障害への認知と理解がうすい ● 各市町村での決定のため、理由はわからない。 ● 各役所の調査員の調査方法、調査に対する認識の違い。 ● "基本的な生活習慣が身についていないのにも関わらず、保護者が支援が必要だと思っていないと感じていること、また必要な支援手続きを行っていなかったこと。自治体が対象児個別サポート加算自体を間違えていたことで加算にならなかった" ● 個別サポート加算の調査票で、保護者が客観的に児童を評価できていないかいら。 ● "行政が保護者へ手助けの程度を聞き取るが３歳にしてサポート加算Ｉから外れてしまった。解釈の読み取りが不十分であったのか ● ３歳の自立度について理解が不十分であったのか、特性についての解釈は不十分であったのかそれについては不明。" ● 行政の違いによって加算がつかない場合があった。 ● "行政の聞き取り方が不十分で、保護者が「できる」と発言したらそれ以上の聞き取りはせずにできると判断し、個別サポート１から外れた。 ● 保護者へ質問の意図などの説明はなかったようである。 ● 保護者はできるだけ子どもの[できる]を信じたい意向があるが実際は支援が必要な状況があり、その事ををうまく聞き取れていない状況があった。" ● 行政側（担当ケースワーカー）の発達的状況理解の仕方に相違があることと、保護者の話しのみで算定している傾向がある。 ● 子どもの実態についての理解のズレ ● "市町村によって、支給決定の更新まで対象かどうかの判断をしてもらえないため。 ● セルフプランでの申請の場合、相談支援事業所での聞き取りが不十分なため、保護者から子どもの困り感を引き出せておらず、本来　必要であるはずの支援状況に結びついていない。" ● 市役所での児童の実態把握が難しかった為と思われます。 ● 市役所に保護者が児童の課題について十分に伝えていない　市役所判定係が現状の把握を出来ていない ● "事業所の実態は何も反映していない（調査はない）

	● 行政が行っている保護者への調査のみで判断されているのではないかと考えられる。 ● （保護者が子供の課題の困り感を把握できていない又は検査者に伝えられていないと対象にならない。 ● 保護者自身の困り感のアピールがあると対象になる。）" ● 児童を見ていなかったり、更新時期が年度末になる児童だからだと思う。 ● 自治体の考え方の違い ● "自治体主管課職員が直接保護者と面談して聞き取ったと聞いているが、脳性マヒ（片麻痺）の児童で、独歩が出来るようになった事と、スプーンを持ってある程度自分で食事が出来ることで対象外となったのではないかと受け止めている。" ● 受給者証が、既に発行されている中での新しい加算なので、対象かどうかの確認調査がされなかったから。 ● 受給者証が誕生日月更新行政で更新時にサポート対象該当かを検討するため、誕生月が３月である本児は年度末まで加算の対象にはならないと思われます。 ● 受給者証の交付が令和３年４月以前の為、記載なし。 ● 受給者証の更新が母親からの聞き取りのみで行われているため、施設内での様子が反映されにくいため ● "受給者証の更新の際の聞き取りを保護者が理解していない可能性がある。調査票を再度行うと加算対象になることが多い。申請書を市に送るが、手続きが通るまでに時間を要する為、その期間の加算がとれない。" ● "受給者証の更新時にｻﾎﾟｰﾄ加算が外れた。更新時に行政が保護者に聞き取りを行い，サポートの継続か否かを決めるようだ。 ● 児童に対する事業所の評価と保護者の評価が異なれば，そのようなことになる。" ● 受給者証の更新時の調査になっているため。 ● 受給者証の発行の関係、加算の選定等 ● "受給者証更新時の行政の聞き取り（口頭またはアンケート）で対象外となった。受給者証の年度の切り替えの申請時期によって、ついている人とついていない人がいるので、そのタイミングだった。上記の理由かと思われるが、詳細はわからない" ● 重症心身障害児のみ指定事業所の為、対象外である ● 重心型事業所であるため ● "重心支給決定されており現在重心の事業所以外利用していない為算定の可能性が無い ● ""身の回りの事は自分で出来たり、ひらがなを書ける等、理解力が高く個人の能力が高いので個別サポートは必要ないと判断され

	たと思われる。 ● 情緒面での気持ちの切り替えに支援が必要な児童に対しての算定は判断しにくいのだと感じた。" ● 生活の自立が乏しく他害があるため、職員がつきっきりになる事が多い。 ● 相談支援専門員による調査が実態とあっていなかった。市町村によって調査を行う時期に違いがあるため。 ● 相談支援専門員の方が、きめ細かく聞き取り調査等行っていただいていますが、保護者の方が大変だと感じる事が無く子育てをしている。実際は、行動面が危険なこと、身体的にも全体的に介助が必要であることなどです。 ● 他に支援させてもらっている加算対象の児童と比べて同等の支援レベルであるが、対象とならなかったのは申請初期段階での保護者の認識不足からではないかと考えます。 ● "他のお子さんとは違う市町村在住。 ● 教育長の考えか、その自治体の財政状況か、支援に関してどこにお金をかけようとするかの考え方の違いか。" ● 他市在住の利用児で、問い合わせたところ市の方針として受給者証の更新のタイミングで判断するとの回答であった。 ● "対象から外れた理由は不明。保護者の方へ確認したところ、通常の受給者証の更新と同じように現状の聞き取りがあっただけで、 ● 個別サポート加算の存在もご存じなかった。" ● 大半の児童が対象になると思われるが、特に加算はとっていません。どの児童にも家庭等と連絡をとりこれまで通り丁寧に問題点等を把握しながら、その子の実態に則した支援を行っているので、あえて加算といわれてもこれまでの制度と異なると考えてしまい戸惑っています。 ● "調査が十分に行われないまま支給決定をしたのではないか。 ● 問い合わせをしたが、回答が得られなかった。" ● "調査にて保護者さんが実際の生活レベルを客観視出来ておらず現状の状況より軽い報告等がなされている可能性があると思われる。 ● 当事業所が未就学の医療的ケア児をあずかる施設として申請しているため。主として通わせる児童の障害の種別で重心以外となっているので、重心の児をお預かりしても医ケア児の診療報酬となっている(個別サポート加算非該当のため)。しかし実際に通っている子どもたちは排泄も食事の自立もしていない児がほとんどで日常動作にかなり介助が必要である。 ● 乳幼児等サポート調査を行った相談支援員さんと事業所の見解に一部誤差があったため。

	● 判断基準が市町村によって曖昧であるため（年齢と発達によるサポートの度合いなど） ● 保護者からの聞き取りでの曖昧さと、年齢的なものとの判断の区別がつきにくい。 ● 保護者が困り感を訴えられない ● 保護者が子どもの実態を把握していない。また、把握していても認められないことに一因があると思われます。 ● "保護者が子どもの障がいを受け入れられない又は気づいていない状態にあると思われる。子どもの最善の利益を保障する観点で、子どもに必要と思われる支援や資源について保護者と共有が図られるようサポートを継続することが重要と思われる。" ● "保護者と支援者の連携不足 ● 保護者の子どもの捉え方の違い ● 出来ない事を人に言えない" ● 保護者の捉え方や認識の違い、保護者の中には特性のある方もいるため聞き取りで上手く答えられない方も居るのではないかなと感じています。 ● 保護者様のご理解が得られなかった。自治体によっては、加算算定に関する調査があまり行われていない。 ● 母親からの聞き取りだけでの判断の為
特例市・特別区	● "２つ考えられます。１つは、自治体による事務手続きの進め方の違いのように感じています。 ● 2021年４月より個別サポート加算Ⅰが該当であることを示す受給者証添付用シールが配布された自治体がある一方、 ● 次回の受給者証更新の際に加算を追加する自治体もありました。 ● またもう１つは、障害の程度の見極めの差ではないかと感じています。 ● 比較的、会話の成立しやすいＡＤＬ面での支援の少ないタイプのお子様にはついていないように思います。" ● ご家族が小学校入学に際して不利にならないよう、自立していると調査票に記入したと思われる ● セルフプランだから。 ● セルフプランの保護者が調査票の回答をする際、実際には「一部介助」であるが、全ての項目を「自立」と回答するため。理由の全てが上記である。保護者が「自立」と回答する理由そもそも、調査票の内容が分かりにくい。→どのような実態が「自立」「一部介助」「全介助」なのか、調査票の記載からだけでは全く捉えられないため。 ● 家庭への調査しか行われず、調査項目の文章が不明確なためだと思います。

	● 環境によって、出来る ADL としている ADL と、介助・支援者による支援方法による違いがあることから ● 区の担当者の判断違いによるものと考えている。 ● 区の判定基準が、保護者からの申告内容のため ● 区の方に確認を取ったところ、「最初の聞き取り表で判断をしている為、対象にならなかった」とお答えいただきました。 ● 区市町村によって基準が違う ● 個別サポート加算をとっていない。 ● "行政の対応は、お誕生日に、新しい受給者証を発行する時に、切り替えのタイミングでで、記入するようです。 ● 事業所としては、完全に該当する子どもについては、サポート加算の申請書に記入して、サポート加算 1 、 ● を認定して頂いております。" ● 算定基準の捉え方の相違 ● 算定基準の捉え方の相違 ● 市役所の決定で、次回の更新日（当時 1 年後の R4.4.1 から）になるとのことで、適用外とされたため ● "受給者証の更新のタイミングで加算に入っている児童が多いので、まだ対応が追い付いていないのではないかと思っている。 ● （人・時間等に余裕がなく、サポート調査に基づいた聞き取り等ができていないため、弊所からの申請もまだできていない）" ● 受給者証の更新のタイミングで福祉事務所が判断し、対象となるので更新のタイミングを待っているためと思われます。 ● 受給者証の更新時期と重ならなかったので、次回の更新時には対象になるのではないかと思っている。保護者視点での判断材料となるため、基準が定まっていないと思う。 ● 重心の事業所の為 ● 重心施設の為、加算対象にならない ● "新規の加算のためまだ間に合っていないのではないかと考えられる。 ● 更新のタイミングで加算が追記されてきているように感じる。" ● 申請時における保護者の児童への認識の違い、書式に対しての見解の違い。 ● 身辺自立における介助や、問題行動に対する介入が必要なため ● 制度開始時に自治体が実情に即した判定をしなかったため（保護者の聞き取りのみで機械的に判定したケース、5 領域 11 項目調査

	を支給決定の要否の際と同じく年齢を加味しないまま判定したケース、判定を行わなかったケース)。 ● 相談支援が行き届いていない ● 対象児童と直接面談する、保護者に十分な聞き取りをする等の情報収集や対象児童の実態把握が適切でなく、加算対象とならないと判断されたことが理由だと考えます。 ● 保護者がサポート加算の存在を知らないケースがみられる。 ● 保護者に対して送付された「乳幼児等サポート調査」についての説明が伝えきれていない。なぜ送られてきているのか？どのような視点で記入するのかが理解されていない。また、保護者の価値観で調査票に記入するので、必要と思われる子に対しても、加算がつかない状態になっている。そもそも、何のためにこの加算があるのか？を保護者にしっかり伝えてほしいと思う。 ● 保護者の回答の仕方が曖昧だった ● 保護者の希望無し等 ● 保護者の方が個別サポート加算について理解をしていない。 ● 保護者も理解していない様子なのが気になりました。(サポートの件について気が付いていない様子が見られる) ● 本児の食事や排泄、移動などの状況について、保護者の方の回答か質問に複数の解釈ができるものがあったのではないかと思われる。
一般市	● 【通常の発達の範囲内かどうかを問わずに純粋に介助等を要否をつける】とするところが、聞き取りをする側、保護者側の介助量の解釈の仕方がそれぞれ違うのではないかと考える。 ● "①加算Ⅰの算定　年少児童　市町村に、細やかに、該当児童の情報を提供をしていない為。 ● これまでの発育歴、現状を細やかにアセスメントシート、支援記録等に記載している為、参考資料としての提出を想定。 ● ②加算Ⅱの算定　年長児童　市町村に、細やかに、該当児童の情報を提供をしているが、保護者が拒否された為。 ● 年少児童も対象と想定されるが、保護者からの拒否が想定され、関係悪化の恐れが有、踏み込めない為。" ● "2 名は 2021 年 4 月から利用を開始されました。4 歳児の方は当事業所利用以前から受給者証をお持ちでまだ更新されていません。 ● 2 歳児の方は受給者証を初めて発行されましたが対象になっていません。" ● 3 才児さんで、食事・排泄介助がまだまだ必要なため。 ● 3 歳以上の方で未熟児のために食事や排泄、入浴、移動の項目はすべて全介助の状態だが、行動障害や精神障害の項目があてはま

	らず対象外となったと考えられるが、説明の理解やコミュニケーション、読み書きの項目に関しては該当するのではないかと考える。 ● "３年度からの加算であり、自治体から受給者証の更新までは調査しないと言われたから。 ● ４月にさかのぼって調査を依頼された他の事業所もあるようだが、自治体の大変さを思うと無理なお願いはしにくいと感じた。" ● "４月更新の受給者証が報酬改定前に発行された為。 ● 次の更新の時に対象となっている場合が多い。" ● 5領域11項目の調査での判断と実際現場での療育での相違 ● お家の方への聞き取り不十分、もしくは、お家の方の支援度合いへの理解が不十分。 ● きちんとした申請がされなかった。 ● しっかりとアセスメントできていない。 ● セルフプランだったから ● セルフプランで保護者の方が、児童の生活状況調査票のチェック項目に「なし」をつけたため。 ● セルフプランにて家族が加算の理解が乏しいかった。 ● セルフプランのため、自治体からの聞き取りの仕方によって加算対象となるかが変わると思う.療育活動を丁寧に積み重ねている結果、児童が力をつけ、困り感が軽減した ● よくわからないが、９月から対象者に変更された。 ● よくわからないが、お母さんが話すには、身体障碍者手帳を持っているからかな？と言っていた。 ● 運藤面・生活面など介助が必要な子どもだと思うからです ● 加算がつく事＝障害が重いと考えたのではないかと思われる。また自宅でのお子さんの様子と外（事業所）での様子の乖離も理由があると思われます。複数のお子さんを見ているとどの程度の支援が必要かの度合いの差が分かるが、保護者はそういった様子があまり分からないからだと思う。またコロナ下においては幼稚園等での集団生活の場を保護者が見る機会が減っている事も一員と考えられます。 ● 加算について自治体から連絡がきたときには、保護者への加算についての説明がすでに済んでいたため、今年度の加算は見送った。 ● 家での様子のみを判定基準にしている為

	● 家族が調査書の回答をするため、事業所側の認識（特性の理解）と異なる。 ● 各市町村の判断に委ねられているところが大きいから ● 各市町村福祉課の方がお子様の状況の把握が出来ていない点、加算に関しての手続き等を詳しく知らなかった点、ほぼ加算無しの状態だったため市町村への再調査票を提出、問い合わせを実施した ● 各役所調査員の調査方法、調査に対する認識の違い。 ● 各役所調査員の調査方法、調査に対する認識の違い。 ● "各役所調査員の調査方法、調査に対する認識の違い。何を基準に調査しているのかが分からない。調査員の考え方によって加算対象とならない ● 事が多いように感じる。" ● 基準が明確ではないから、母親が困り感と、学校の困り間、事業所などでの困り感が異なるから ● 居住の自治体で保護者のみに聞き取り調査を実施して判定されている児であるが、事業所が把握する実態と保護者の説明に差異があり、加算対象にならなかったのではないかと思われる。 ● 継続利用の児童であったため相談支援事業所できちんとしたアセスメントを行わなかった。　保護者が自分の子供の課題の認識が薄い。 ● 決定する自治体によっては、家庭と事業所とのすり合わせをしてくれるが、そうでないところもあり、家庭のとらえと事業所のとらえの差異が生じてしまう。 ● 県によって対象とする基準が異なるように感じる。 ● 個別サポートの制度が保護者様の理解が行き届いでいない。 ● 個別サポート加算（Ⅰ）の取り扱いに対する自治体職員の聞き取り方によるもの。 ● 個別サポート加算対象の聞き取りが事業所になく、保護者のみの為。(更新時もなし) ● 個別の指示が口頭で入りにくく、意思疎通が困難、発達の凹凸が大きく、説明は言葉の理解で可能だが理解とは異なる行動があるため個別の対応が必要。言語理解ができるが、急な不安や恐怖に襲われるため文字と絵で見通しを個別に説明をする必要がある。多動性と過敏性を持ち合わせているために言葉での指示のみではなく刺激の調整のプログラムの提供や視覚的に提示見本を占める必要がある。

	● 行政にて聞き取り調査を行なった際に、保護者の方のお子さんに対する障害理解や現在の状態像の把握などが進んでいないことから適切に説明ができておらず、行政に伝わっていないのではないかと考えています。 ● 行政機関が保護者からの聞き取りで決定していることから現場の姿のとらえと保護者の受けとめ方での相違とも考えられた。 ● 子どもの発達レベル ● "市に問い合わせたところ、保護者からの聞き取りによる、と言われた。 ● 保護者の見立てによる。" ● 市のサポート体制が取れていない。 ● 市町村や保護者様の加算対象に対する基準の捉え方の違い。 ● 市役所、相談支援員、保護者のみで基本報酬の区分における指標調査を行い事業所が入らなかったため。聞き取りも行われなかった。 ● 市役所による査定となる為、母からの聞き取りが不十分であるのではないかと思われる為。 ● 市役所に問い合わせたところ、認定調査を行った時点での調査項目に基づいて行政が判断したとの回答であった。調査時期がかなり前等の場合と思われるが、３歳児で移動や排泄・食事・入浴等すべて全介助（未歩行・発語なし)、問題行動の項目にチェックが無い場合は対象になりにくいという話も出ていた。納得しているわけではないが、それ以上再調査の申し出などはしなかった。 ● 市役所に問い合わせた結果、対象に該当しないとの回答でした。 ● 指標該当調査について、保護者と施設側と状態等による可不可の捉え方が違うから。 ● 支給決定担当者の判断ミス。個別サポート加算についての判断を前年度までの高度強度障害支援加算と混同されているのではないか。複数の自治体から利用者さんを受け入れていますが、自治体によって、個別サポート加算（Ⅰ）の取り扱いが違う事も散見されます。 ● "事業所としては、加算対象になると考えていたが、自治体が保護者に対し聞き取りを行った際に各項目の判定に対し出来ると ● 判断された項目が多かったため" ● 事業所と保護者の認識の違い ● "事業所内で対象と思われる児童の調査を行い、市役所へリストを提出するも、市役所ですぐに調査してくれず、受給者証の更新時にしか対応してくれない。

	● 調査を認定する方の裁量や保護者の訴えによっても差が見られる。" ● "児童の姿が場所によって異なっている可能性 ● 外国籍の方で聞き取りの際の意思疎通が不十分だった可能性 ● 以上の２点が挙げられます。" ● 児童の方１名、対象外でしたが、他の市町村は全員対象でした。市町村により考え方等の違いがあると思われます。 ● 児童発達支援の方は、職員とサポート調査を使い行った。 ● 児童発達支援者４名は全介助と１対１でないと危険を伴う恐れがあるまたは他害もある。 ● "自治体からの保護者アンケート（聞き取り調査）によって、個別サポート加算を算定している為、実態が反映されていないように感じる。 ● " ● "自治体それぞれの考え方による事がみられた。 ● 今年度中に行う予定であった。次の更新時に行う予定であると回答がかえってきた自治体もあった。" ● 自治体の把握・情報提供不足により、登録されていない。利用者・保護者が申請するような、制度の習熟がはかられていない。 ● 自治体や相談支援事業所と連携が取れていない。 ● "自治体主管課職員が本人を直接見ず、保護者に調査票の質問だけで決定しているため。 ● 保護者は家では困らないことがあっても、保育園や事業所等の集団生活では問題があるケースが多い。" ● 自宅では落ち着いて過ごすことができているようだが、園や事業所等の集団になると多動衝動がおさえられない。自宅で過ごす際には困っていないため ● 実際に家庭で支援をしている保護者と，事業所で支援をしている支援者の考え方や捉え方の認識の違い．家庭と事業所での環境が違うため，子供の様子も変化してくるため． ● "受給者証の更新時の保護者からの聞き取りで、加算になるかどうかの判断になるそうなので、保護者の伝え方の違いや、 ● 質問の仕方で変わる為" ● 受給者証の更新時期が１月であった。セルフプランの為、行政からの調査票など確認が必要だと思われるが、保護者に確認したところ何もなかったとのこと。

	● 受給者証の更新前のため ● 集団活動では多動問題行動等がみられるが、他の場面（個別対応等）では問題行動等がみられないため ● 重い自閉症で、意思の疎通が難しく、視覚支援も十分理解できておらず、活動が気分で左右されるため。 ● 重症心身障害児を対象とする事業所 ● 重症心身障害児対象事業所の為 ● 重心対象として放課後等ﾃﾞｲｻｰﾋﾞｽを行っているため加算を算定していない ● 重心単価を取っている為算定対象外 ● 食事・排泄が自立しておらず介助が必要、また突発的な転倒（後ろにひっくり返るなど)、入所してからのてんかん発作疑い（現在診察結果待ち）等の方がおりますがコミニケーションをある程度取ることが出来るためだと思われます。 ● 食事の一部援助、排泄の一部援助が必要な児童であるため ● 申請していない ● 申請しなかったため、まだ加算がついていない。受給者証の更新に合わせて順次個別サポートⅠがほぼ全員記載されてきています。 ● 親さんの過大評価 ● 親御さんの説明 ● 診断名が下りていない。 ● 身体障がいのお子さんで、支援量は多いが、5 領域 11 項目に当てはめると非該当だった。 ● 生活動作において支援を必要とする為。 ● 相談支援員と支援事業所とのモニタリングが、しっかりとできていないことだと思います。 ● 相談支援事業所と相談し、個別サポートでの点数を事業所が採点。相談支援事業所に提出したが反映されなかった。→一度提出したが反映されなかったためそのままにしている。 ● 多少ではあるが、職員の介助が必要である ● 多動という特性は判断基準には入っておらず、あくまで生活面における困りごとや基本的なＡＤＬで判断されているのかなと感じました。 ● 対称と思われる児童について個別支援サポートの判断を実施する上で関係行政からの相談等を受けていない

	● 対象だとしても、次回の受給者証の更新時にしか対象として記載しなくていいと解釈しているのでしないと市町村から返答あり ● 対象児が利用する際、行った認定調査では個別サポート加算対象外であったが、受給者証を発行している福祉課に連絡をし後日加算対象になった。 ● 対象児童の市では受給者証の更新の際に調査が入る為、機関までの間は加算の対象になることができない。調査が３月の場合、約１年ある為それまでの期間に成長があるので対象とならないことがあると思われる。 ● 調査を行う人の解釈の違い ● 調査者や主管課の聞き取りが不十分であった。調査基準についての理解が調査者によって差が生じていた。 ● 調査票の記入が、児童の状態像と合っていなかった。 ● 通常の発達による介助部分は、加味しないとの一文により、対象児の評価時に、これは、まだ出来ないのは普通と考えている方もいる。 ● 乳幼児等サポート調査を用いて行ったが、保護者が子どもを捉えることが難しいことや、どこまで手をかけているかの意識が弱いのではないかと思います。 ● 年齢が低く判定が難しい ● 排泄の自立が出来ない（常に介助が必要） ● 排泄はオムツ使用で、更衣・食事等すべてにおいて見守りと一部介助が必要ではあるが、保育園や幼稚園と併用利用をしている児童の為。 ● 判断基準が同じではない？客観的な指標に基づいていない？判断しているの人の基準が異なる？ ● "判定員の判断基準が正しくない ● 判断マニュアルを理解していない ● 杜撰な聞き取り調査がある" ● 判定基準には当てはまるように感じるが、対象となっていない理由はわからない。 ● 評価基準の違い ● 評価時期をサービス更新時に合わせた為。 ● 聞き取りが家族のみに行われており、児童の状態が十分に反映されていない。

	● 聞き取りの際に、保護者がお子さんの調子が良く、できているときを基準に話をされたからではないかと思われる。 ● "聞き取り調査が不十分 ● 市町村による差" ● "聞き取り調査や判定を障害理解のある人がつけていない。 ● 関係機関で実態を共有できていない。 ● " ● "保護者からの聞き取りのみをもとにして算定の有無を決めている事 ● 事業所での様子は反映されていない事" ● 保護者からの聞き取りや質問アンケートの返答でのみで決定されている。実際の利用時の様子を確認したり事業所からの聞き取りを行っていないため乖離が生じている。 ● 保護者が行政との聞き取りの中で希望しなかったため ● 保護者が事業所での様子を知らなかったり、調査票の具体的な内容などを分からずつけていることが多いため。 ● 保護者との認識の違い ● "保護者と事業所、自治体の認識の差。 ● 実際の生活や療育の場での様子を踏まえた検証が自治体には不可能である以上、加算の采配権を自治体に委ねるという制度そのものに疑問を感じる。" ● "保護者にとって「介助を必要とする」と「配慮の必要がある」は必ずしも一致しないと思われる。「介助」という言葉のイメージも持ちにくい。 ● 調査項目前半に行動上不穏さを感じさせる項目が多いため「そこまで大変ではない」と感じさせて今うのではないか。後半の調査項目にスキル的なことが出てくるが、そこに目が向きにくいかもしれない。" ● 保護者にのみ状態の確認をされた為。 ● 保護者による支援の度合いの考え方の違い ● "保護者の児童に対する理解不足。 ● 状況の受け入れができていない。"

	● "保護者の主観で決まっている印象を受ける。担当のケースワーカーによる判断の差が感じられる。 ● 実際にお子さんに会って判定していないことが多い。" ● "保護者の主観で決まっている印象を受ける。担当のケースワーカーによる判断の差が感じられる。 ● 実際にお子さんに会って判定していないことが多い。" ● "保護者の主観で決まっている印象を受ける。担当のケースワーカーによる判断の差が感じられる。 ● 実際にお子さんに会って判定していないことが多い。" ● 保護者の認識による申請のため ● 保護者の判断。 ● "保護者の方への聴き取りにより決定している市では、保護者の回答内容によって左右されていると考えられる。 ● 過去の情報に基づいて決定されてる市では、現在の姿と相違があると考えられる。 ● 個別サポート加算Ⅰが更新時につくとして、自治体主管課職員から事業所に児童状況の問い合わせがない。" ● 保護者の未記入による提出 ● 保護者への聞き取りのみの査定 ● 保護者への聞き取りのみの査定 ● 保護者や支援員によって役所に届ける際の基準に差がある。 ● 保護者自身がチェックをいれる様式だったため、保護者自身の解釈によって加算対象にならない場合がほとんどだった ● "保護者申請時の記入方法の理解不足 ● 自宅と集団（自宅以外）での子どもの様子の相違" ● 母親の説明不足か、実際にはできていないこともできていると話していた可能性がある。 ● 本人の実態と違う場合でも、保護者に役所が電話聞き取りで「できる」と答えられたらその通り反映するから。 ● 面談時の質問等が保護者へ上手く伝わらず、本来の子どもさんの様子の聞き取りが出来ていないのではないか？と感じました。 ● 令和３年４月より運用が始まった際、各事業所で保護者へ説明し記入をお願いした為、保護者自身の判断で記入されたということ、実際の児童の姿と保護者の児童に対する見方に違いがあり、本来ならばチェックがつくであろうものにもチェックが入らず、対象となっていないと思われること、文言を読み「そのようなことはない」「そこまでひどくない」と保護者が思ってしまう文章だった

	ということ、加算をつける意図が保護者に理解されていないということが挙げられる。
町村	● 釧路市、白糠町に、加算の対象であると判断されていないため。 ● 現況：重度の自閉児で不登校（月 0～1 回）児童デイサービス利用も月に 1～3 回、母子家庭で 3 人兄姉（他兄弟も不登校引きこもり傾向）対象にならない理由不明 ● 個別サポート加算がついてなかった ● "更新時に対象から外れてしまったので、市の職員と保護者との受け答えの中で対象にならないと判断されたのではないかと考える。 ● 保護者の子どもに対する理解度によって、市の職員に話をしたときの受け取り方も違うし、保護者が子どもの困りを上手く伝えられない ● ことで市の職員に理解してもらうことが難しいことがあったのかもしれない。" ● 行政の聞き取りは保護者さまのみで、家庭での様子だけで判断されているため。 ● 市町村によって、対象基準が微妙に違うようで、マンツーマン対応の児童でも、対象になっていない。市町村の基準が解らないのでなぜ対象にならないかは回答なし ● 市町村によって調査の内容、方法が違う ● 主に申請の時、更新の時の親御さんとの聞き取りを主にしてサポートが付けられるのと思うので、家での困り感や様子などの伝え方によって対象にならなかったと考えられる。 ● 受給者証での確認ができなかったため ● 重心型児童発達支援事業所である。重症心身障害児対象に受け入れている。 ● 調査員の質問のしかた　保護者の子どもに対する理解　受給者証の更新のタイミングで評価が行われるため ● 直接センターへの聞取りはされていないから ● "乳幼児サポート調査のチェックが、保護者と事業所で見解が違う。 ● 保護者の意見のみで判断している。" ● 判定のミス ● 保護者の同意がなかった。（納得していなかった）

	● 保護者への聴き取りで、保護者が要支援と回答した項目が少なかった。（未受診、保護者の受容がまだできていない。） ● 保護者への面談時に特別困っている部分が見当たらなかったのではないかと思われる。 ● 保護者様が調査票に記入して自治体に提出しているため。保護者様の困り感がない。個別サポート加算について保護者様の理解が出来ていないのではないかと思う。 ● 利用の対象が重症心身障害の状態に限定された事業所のため、個別サポートⅠの算定はできない。
不明	● 見た目だけでの判断だと思います。 ● 保護者が調査段階で必要性について記入していない。 ● 保護者の聞き取りで決定された。発達障害のお子さんの採点について疑問あり。

テキストマイニングによる可視化
図の読み取り方と解釈について

※あくまでも自由記述の中の出現頻度の高い「用語」を可視化したものです。この図表を参考に具体的な自由内容の確認を行っていただく一助として活用してください。

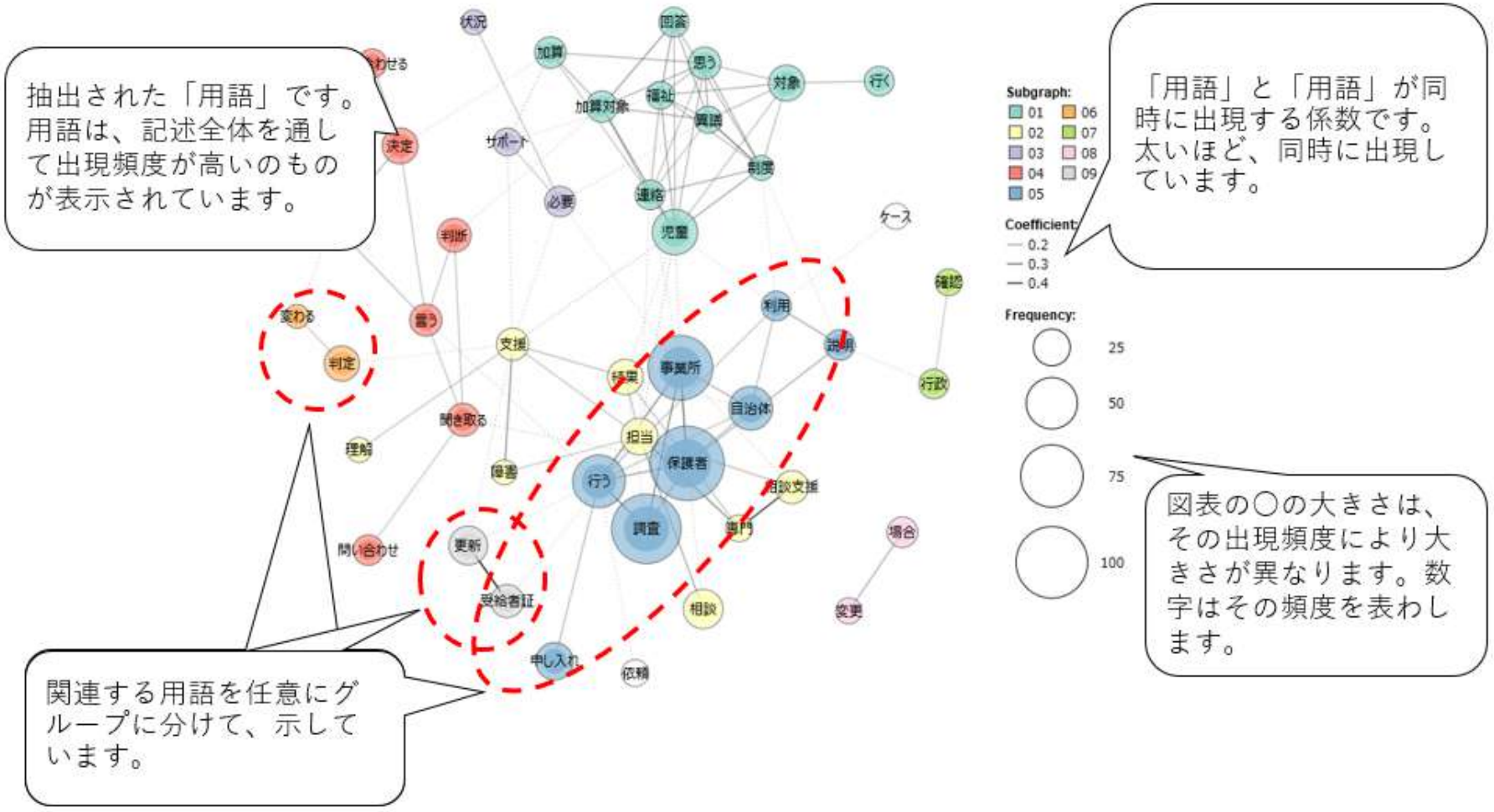

読み込みの一例

事業所調査Ⅳ - ２－（２）
加算対象にならなかった児童がいると答えられた施設・事業所で、その理由は何だとお考えでしょうか？

※児童発達支援（左図）と放課後等デイサービス（右図）では、出現頻度が異なるため、図に示す丸の大きさと出現頻度は同じではない。

・両者ともに「認識」と「違い」のワードが関連して使われている

（児童発達支援）

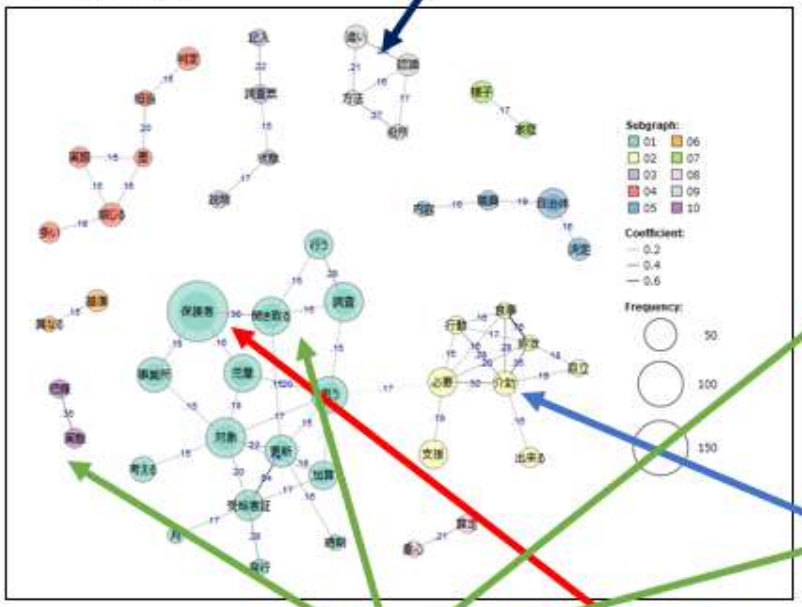

（放課後等デイサービス）

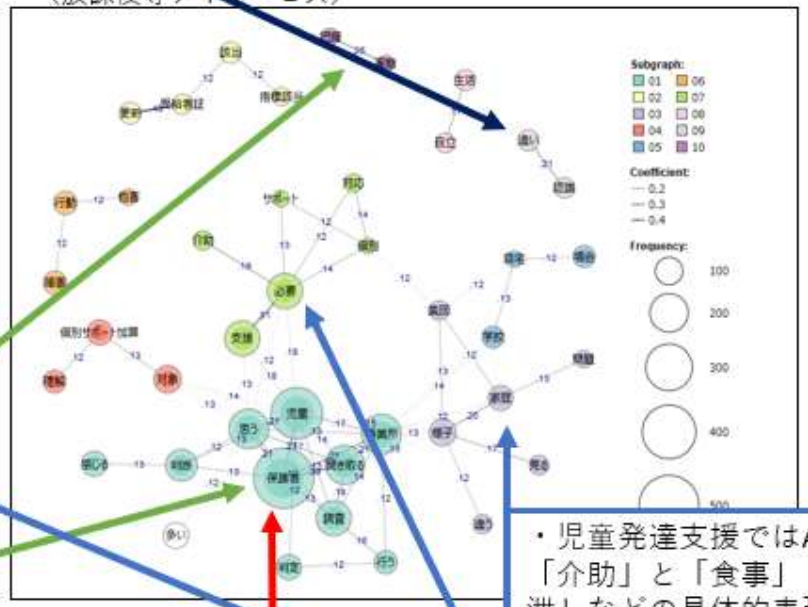

・両者ともに「実態」と「把握」をセットにした表現が多い。
・児童発達支援では、「調査」「聞き取り」「行う」という言葉の関連性があり、「受給者証」の「更新」や「時期」を意識したコメントが多い。
・放課後等デイサービスでは、「事業所」

・両事業とも、「保護者」という表現がとても多く、関連して「聞き取り」となっている。

・児童発達支援ではADLの「介助」と「食事」「排泄」などの具体的表現で記載されている。
・放課後等デイサービスでは、本人への「家庭」「学校」「自宅」「集団」などの環境要因の表現が多い。また、「支援」と「必要」「介助」「対応」いった状態や関りを表す表現になる。

放課後デイサービス

テキストマイニングによる共起ネットワーク図

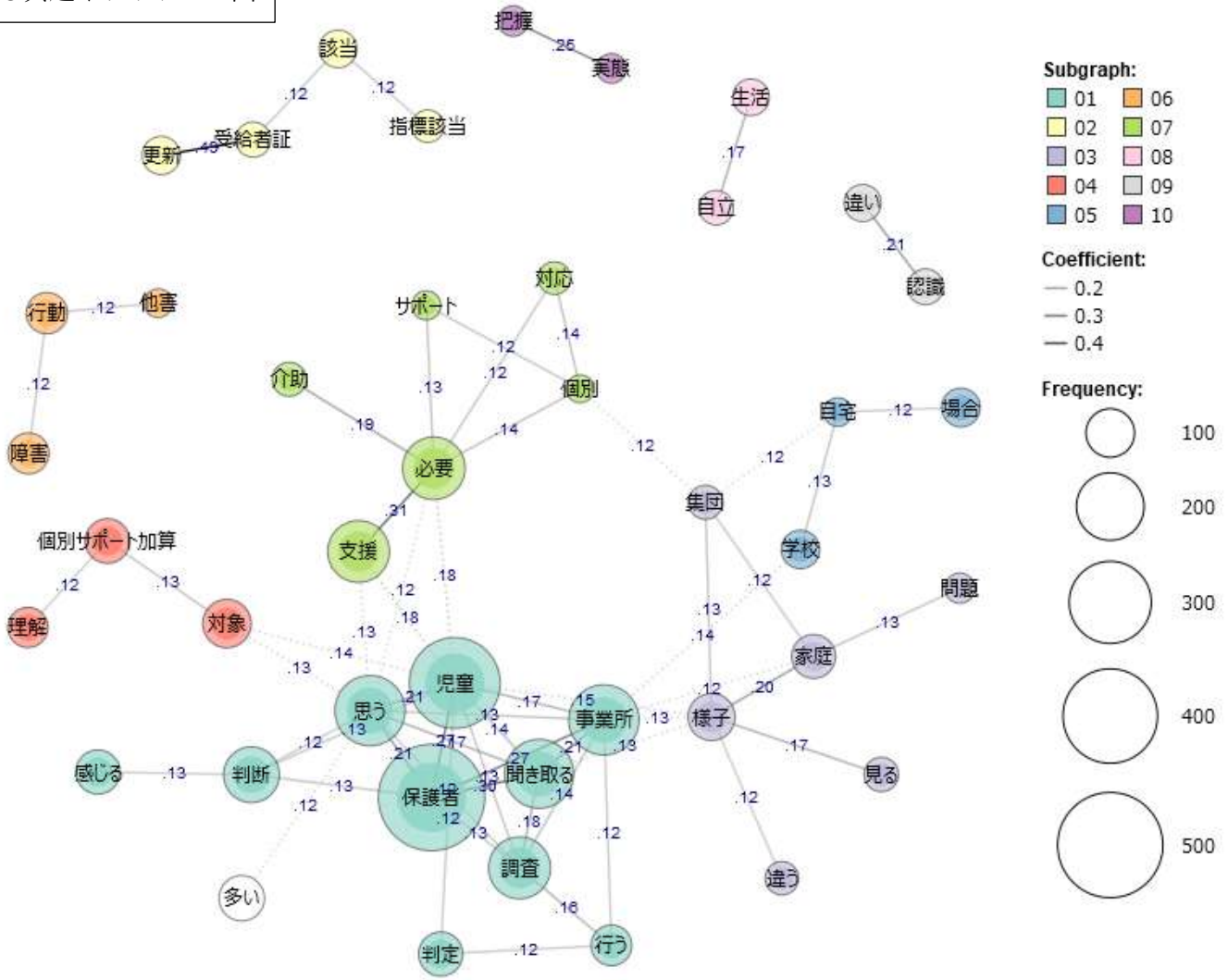

政令指定都市	● 1. 自治体の判断の欠如 2. 保護者の障害特性理解の欠如と障害受容ができていない ● 1 人は全盲で他自治体からの利用ですが、自治体ごとで判断が違うのでしょうか？もう 1 人は多動でこだわりがとても強いのですが保護者の方の申告状況なのか、市の判断なのか？ ● お母様方より役所等の指標内容は説明がなく、「出来ますよね？」という「出来る」か「出来ない」かの問いかけの仕方をされていると皆様から伺いました。その為点数面でのはんえんがその間の一部だったり、週何回かという部分の抜け落ちが考えられます。こちらで算定した書類をお渡しすると役所の方は、「あー点数いくんですね」といった反応です。実際「出来ますよね？」等の出来るか出来ないかの言い方をされる役所の方にこちらの業者も出くわしております。算定するにあたってもっとしっかりとした聞き取りをなされればと思います。 ● ご家族が、ケアニーズの高い児童（著しく行動上の課題のある児童）だとは捉えておらず、判定をしていない。 ● セルフプランで作成されている保護者がほとんどで、ご家庭での感覚でアンケートに書かれているため ● セルフプランの為、母親が子供の発達を実態を正確に認識しておらず対象にならなかったと考えられる。 ● その時の気分や調子などによって、手厚い支援が必要かどうかが変わる。こちらがちょっとしたことと感じることでも強い不満を持ったり、視覚情報に引っ張られることにより、対し他者への攻撃や物を投げる行為等を行う児童は、言葉の理解ができ、日常生活に必要なことができていても手厚い支援が必要となる。 ● ちゃんと面談して調査されてないと思います。 ● ぱっと見では問題がないように見えるが意外と出来ないことがあったり、日によっては調子が悪かったりするので判断が難しいのではないかと思われる ● 医療ケア児で肢体不自由ではないため ● 加算の申請、相談をしていないから。 ● 加算対象にならなかった児童の状態把握などに関して、保護者様と事業所職員との間で捉え方が異なる部分があったためだと考えております。 ● 加算対象の基準がよくわからない ● 加算対象項目に該当するため。 ● 加配が必要な児童だから。 ● 家庭と事業所での児童の様子が違うため。

	● 家庭環境調査票が親視点で記入されており、一部介助などの認識がなく、手伝えばできることが全てできるになっていたり、自身のこどもの様子を少しでよく見てほしいという思いから、評価を高く記載している。個別では問題ないが、集団活動が全くできない場合の評価がない。手をつないでいれば問題ないが、手を離すと走り出し、危険察知ができない為、常に注意が必要等も個別では問題ないにならない。基礎疾患の評価がない。難病指定で、僅かな外部衝撃（正座を１５分すると骨折している等）で骨折リスクがあるが、軽度の発達障害の為、ADL には問題ない。けれども、常に介助者が傍についていないといけない。ADL のみでの評価になっている。重度心身児童で登録であったが、個別サポートがはいってなかった。 ● 該当しない理由は不明。いつもよりやや落ち着いていた時期１か月ほどあったが、調査時期がその頃だったのではないかと考えている。 ● 該当児童の保護者の子供に対しての見え方が、周りと違う為だと思います。 ● 学校とデイサービスとでは、対象児童の態度や様子が違い、学校では出来ているとの事で対象にならなかった。セルフプランの場合、お母様が調査表を記入しておられるが、お母様自体、その内容を理解できていない場合もあり、また、出来ている、出来ていないという項目に対して、事業所との認識のズレが生じている。（お母様の中では、出来ている。事業所の見方では出来ていない等。）本児の行動から見ても対象児童だと思い、調査票の結果的にも対象になるはずが、結果は対象でない場合もあり、判断基準が全く分からない。 ● 学校やデイではサポートが必要と思っても、保護者が困り感を感じておられない保護者の方で個別サポートになると自分の子を見てもらえなくなると思っておられる１６の質問の意図が分かっておられず、１回でもできたことがあっただけで、できると答えられてしまう ● 基準が難しく、偏りがあるのでは？と感じます ● 基準が良くわからない ● 基本的生活習慣の自立が出来ていない為。 ● 気管切開児童であり、医療的ケア対象児であることを優先されたのではないか。 ● 強度行動はあるが食事や排泄などの自立度は高いから ● 区役所でのヒアリングと実態の乖離。 ● 区役所の職員と保護者との聞き取りの中で、区役所職員が個別サポートの内容（日常生活動作（食事、排泄、入浴、及び移動）と行動がい（コミュニケーション、不安定な行動等））について理解されていないためなのか十分な保護者への説明がなされず、保護

	者もできるだけ個別サポート対象(利用者負担額やお子様に対する過大評価している）にならないように理由付けしてきたようで、区分、判断基準の点数が加算されていない状況のようだった。相談室にも確認したところ、その相談室は個別サポートの件には関与していない様子だった。事業所に利用者の状況を聞き取りなりして判断することが望ましいと考える。 ● 区役所の聞き取りに保護者が的確に答えられなかった？事業所が就学児ｻﾎﾟｰﾄ調査をしてみた結果と保護者の認識が違うのか？ ● 兄弟の障害が重度なため、比べてしまうとサポート加算は付かないと判断されたものと思われる児童が一人。他二人については行政の判定に対する質問のやり方や親御さんの答え方の問題だと思う。 ● 個別サポート加算対象の児童より、言語理解が乏しく、自閉傾向が強かったり、多動傾向が強かったり障害特性が顕著に表れている事が多い為。 ● 個別で声掛けや、誘導、一部介助が必要 ● 更新の過程で抜けているまたは切り替わってしまった場合などがありました。 ● 更新時の聞き取り調査にて、保護者の回答が、調査員に正確に伝わっていない（障害程度・発生事象を低め・少なめに回答している？） ● 更新前まで対象になっていた。状況に変化がないと思われるため。 ● 行政が児童をちゃんと調査していないからではないか。 ● 行政の調査員が直接調べていないからと思う。又、保護者が何でもできると報告しているからと思う。 ● 行動障害の部分の認定がなされていないのではと考えます。 ● 項目の聴取りが保護者のみであるため、親の主観により左右されるところが多いと思われる。項目の聴取りを児の所属があれば、保育園や幼稚園、児童発達支援の事業所など親意外からの聴取りも必要と考えます。 ● 今までの判断基準(留意事項)では分かりづらく、保護者の意見が大きく反映されてしまうケースがありました。十分な説明を初回の手続きの際に行政からも説明していただくと少し違ってくるかと思います。 ● 今回の対象と思われる児童への再調査は行っていないが、令和３年４月以降の５領域１１項目の調査等に関わる調査方法の留意事項に記載されている解釈、具体例の内容にあてはまる部分があるが、調査を一律に行う事は、保護者の負担が生じることから、必ずしも求めるものではない。との記載もある為、自治体等が行っての調査結果が確定している状況で保護者への対象児童かの決定手続きを伝えにくい現状がある。 ● 今年度報酬改定のタイミングで、併用先事業所や相談支援専門員から、個別サポート加算に関する具体的な説明がなかったと聞い

	ている。対象児童の特性に対して、保護者からの理解が十分に得られていないところがある。 ● 今般の調査では区分該当の読み替えであったため、放課後等デイサービスについては調査票の提出はしていません。しかし、元々設定されていた区分該当には違和感はあります。 ● 指標該当児がいわゆる個別サポート加算Ⅰに該当すると説明がありましたが、市町役所の判断となることについて市町からの問い合わせや確認はありません。子どもの状態から加算対象になってもいい状態が発生した場合、事業所として連絡していいのか迷います。保護者にとってみれば自分のお子さんが指標該当有と受給者証に印字されるのは気持ち的にも負担があるように感じます。また、児童相談所や行政がかかわっている児童について、加算対象となっていないケースもあり行政間での連携が出来ていないことが分かります。個別サポート加算Ⅱ型についても行政や事業所、学校等と連携して状況把握に努める必要があるのですが、行政や相談員、学校等がこの加算に意味や目的を理解していないので事業所としては困っています。 ● 支援学校に通う指標該当児相当であると思われるが、何故対象とならないのか不明。 ● 支援校中等部や小学校普通校に支援級に通学（により一定の支援をすでに受けていると判断）のためか？ ● 事業所での状況は繰り返しお伝えしてきたところですが、保護者の方の受容が至っていない感があります。 ● 事業所での生活面（身辺整理や食事、排せつ）で自立に至っていない。行動面で他害や自傷行為といった部分がみられる。または、コミュニケーションの中で不適切な関わりがありトラブルが頻発している。 ● 事業所での様子とお家での様子での過ごし方が違う ● 事業所と保護者の認識の違いかと思います。また、自宅での１対１での過ごしたかと事業所での複数児童との関りでは、当事者の見られる言動に差があると思われます。 ● 事業所に問い合わせがなかった。 ● 児童としては必要性を感じるが、受給者証の更新のタイミングと考えられる ● 児童に対して保護者と認識の違いがあるのではないでしょうか。 ● 児童発達支援よりも項目調査が難しい印象を感じます。行動面や情緒面の部分で困り感があったり、周囲に様々な影響を与えてしまったりしてしまう児童に対してのフォローはどのような形になるのかが明確になっていないように感じます。 ● 児発と同じですが、本当に必要ない方もいらっしゃいます。 ● 時期的に確定書類が届いていません。 ● 自治体職員の保護者様への聞き取り調査のみで判定している自治体ですので、保護者様の回答一つで対象外となる児童がいると思

	います。（事業所への自治体職員からの聞き取り調査はなし） ● 自身の気持ちを伝えたり行動の切り替えや気持ちの切り替えが難しい方で、個別の対応や配慮が必要なため。 ● 自閉症スペクトラム障害によるこだわから同じ玩具しか持って遊ばない。また、じっと座っていることが出来ず集中力もなく何かを行う事は難しい。 ● 実際の利用者の様子が分かっていない。しっかりとヒヤリングをして欲しい。 ● 実際は自力では出来ていない事も、保護者は「声を掛けたら出来るし、出来る時もある」という考えから「出来る」と判断している部分が多くあるため。 ● 車いす児童で、トイレ・入浴介助・食事介助を必要とするが、見た目的にしっかりしてるように捉えられていす事。もう少し、現場で接する者見立てを重要視してほしい。保護者も適当に答えたりすることがあり支援者の負担がわからない部分がある。 ● 弱視、難聴で個別の配慮は必ようであるが、コミュニケーションはとれるため。セルフプランのため。本人の情緒不安定が急に出てきた。 ● 受給者証の更新がまだのためだと思われる。 ● 受給者証の更新の手続きの際に、保護者からの聞き取りがこちらでは分かり兼ねるのでハッキリとは言えませんが、保護者の方も困り感を持たれているので、査定の項目の見直しをしていただけたらと思います。放課後等デイサービスへの聞き取りは無いと認識しています。 ● 受給者証の更新時に家での様子やご家族の見立てが判断基準になると指標該当の時に伺いました。しかし、利用者さんによっては学校やレスパイトでの過ごし方が違う事もありご家族の知らない姿もあります。判断にご家族以外の様子も加味して頂けるとまた違った見解になるかと思います。 ● 受給者証の聞き取り調査の内容で保護者の聞き取りのみで判定されているため、保護者の答え方によっては出ない児童がいてるとのこと。 ● 受給者証更新時、区役所が保護者への電話聞き取りの際、５領域に従った質問をおこなわず「お家の中大丈夫ですか？」と質問され、保護者が「家は大丈夫です」と答えたので認定されなかった。 ● 受給者証発行の際の保護者様へのヒアリングで保護者様が自分の子供につき本当は全介助が必要な場合でも介助の必要がないと答えてしまい実際の児童の様子が反映されていない場合。また、保護者様が外国籍の為、情報をうまく聞き出せていない場合がある。 ● 集団で過ごすと大きな声を出したり、サポートが必要だが、１人でいると大人しく手のかからないような子にみえるから。

	● 重症心身障がい児対象の為 ● 重症心身障害児で重心型児童発達支援事業所または重心型放課後等デイサービス事業所以外の利用なのに加算が取れなかった。 ● 重心向けの事業所のため、個別サポート加算は算定できない。 ● 出来ること出来ないことの場面や環境によって大きく差があり、判別が主観的によるためだと思います。 ● 小学１年生であり、放課後等デイサービス利用開始前にセルフプランで申請をしているため。 ● 小学年児童は、オムツを使用していてトイレの意思表示がない。発語も少なく、危機管理能力はない。中学部児童も発語もなく意思表示が難しく泣くことで何かを訴えてはいるが家族にも理解できない。 ● 障がい受容が不十分である保護者に対しての電話での聞き取りのみで判断し、当該児童への面談等や関係機関への聞き取りを行わなかったことが影響しているのではないかと考える。 ● 障がい受容が不十分である保護者や自身の子供を客観的にみることが難しい保護者に対しての電話での聞き取りのみで判断し、当該児童への面談等や関係機関への聞き取りを行わなかったことが影響しているのではないかと考える。 ● 障害福祉サービス利用の更新時の保護者からの聞き取りの際、困り感が伝わっていなかったのでは？ ● 上にあげた児童には誤食や他害、行動障害がありマンツーマンでの支援が必要だが申請する保護者が制度を知らない、理解されていないケースや自身の子どもの障害受容が出来ず、子供への期待や願望を込めた評価となって判定内容を認められないケースがありました。 ● 上限管理事業所の本人の捉えと児発の指標の捉えがちがう ● 情緒に障がいがあり他者とのコミュニケーションが著しく苦手であり、時に暴言、虚言、自傷、引きこもり、不登校、指示が通らない等の問題を抱えるが、療育手帳がでるまでの知的の低さはなく、また身体障がいもないため加算対象になっていないと思われる。 ● 情緒や知的の項目が多く、肢体不自由の子に該当しにくかった。 ● 親後さんと行政での面談時に、子供の様子を伝えきれていない。 ● 親後さんの調査票記入で自治体が判断して決定がされているためか考え方にずれがある ● 親御さんが、幼少期から子育てされていて、当たり前と思われているが、支援員からみると支援の対象にはいると思っても言えない。親御さんはこれはできる！から軽度と考えられているが、本人の活動範囲が広ろがれば本人の安全や、危害を加えないかみえなくなって支援者は不安。特にネット社会になったことや、コロナに関係することが多いと思う。伝えられる方と、親御さんに伝

	えきれない家庭がある。 ● 親御さんが子どもに対しての困り感が薄く、事業所等で感じている困り感に差が生じている。自治体職員の聞き取りの仕方次第では、個サポ１に該当し得る子どもでも、困り感を訴えずらい場合がある。 ● 親御さんの聞き取りの時に設問にできると回答したのではないかと思う。 ● 親子面談の聞き取りのみでの判断になると、保護者の回答に左右されやすい傾向があると思われる。 ● 身の回りことは介助なしで出来る為。 ● 身の回りの事は出来るため ● 身辺自立がある程度できているから ● 身辺自立がある程度出来ているから加算対象にならないと考える。個別にサポートが必要なのは介助以外にもある。 ● 身辺自立が難しい発語がない ● 成長するにつれて出来る事が増えてくるので､今現在個別サポート加算をつけなくても大丈夫との保護者の方の意見がありました。 ● 正確な情報で申請されていない。 ● 生活面で自立出来ていることが多い。 ● 生活面において課題があると感じることが多い。 ● 精神状態の不安定さ・他害、自傷行為・コンディションにより行動の変容・執拗なこだわり特性など。 ● 前回の受給者証での区分１・区分２の利用者様で区分２の対象児しかしかいないため。 ● 全介助が必要でないから。しかし、食べこぼしや遊び食い（食べながら立ち歩く）が多く時間がかかる。突然、部屋を飛び出す。送迎での乗り渋り、降り渋りをする。など、全介助ではないがスタッフが一人取られてしまう。手厚い支援が必要な児童に対しては加算の対象にしてほしい。 ● 相談員からの聞き取りの際、事業所での様子の聴き取りが不十分であった（家庭での様子と集団での様子の違いもある)。 ● 相談支援事業所様に受給者証申請、更新されている為、理由はわかりません。 ● 相談事業所などを利用しておらず、セルフプランのため保護者が理解していない可能性がある。こちらも個別サポート加算について周知していないため、知らない可能性もあると思われる。 ● 他害、自傷があったり、日常生活に多くの介助を必要であっても保護者の方の認識のずれや調査の際に齟齬をきたしてしまった場合があるのではないか。

	● 他害や物を投げる、蹴る、叩く、暴言、パニック等があり、担当が必要（毎日あるわけではないが、配慮、人員が必要である。） ● 多弁、はっきりした口調で話ができるなど、表面的な部分でしっかりしているように感じるためか。判断する場で、調査票に書いてあるようなあらわれが出ることがないためか ● 対象の基準や方法が良くわからないから ● 単語での発語はあるが、スムーズなコミュニケーションが難しい。移動などに関して安全面での介助が必要だと考えるため。 ● 地域小学校、育成学級在籍ということもあり、ケアニーズが表出しにくい。部分的な介助、補助となることが多く、ケアニーズが表出しにくい。 ● 調査・判定が行われてない。 ● 調査・判定が行われてない。調査側の実態が把握されていない。 ● 調査の結果算定に当たると判断できませんでした。今後も定期的に調査をしていく予定です。 ● 調査の時に落ち着いており、課題点や問題行動がわかりにくく伝わらなかった為。保護者の方への聞き取りが主と思われ、ご自宅での困りごと、事業所や学校での困りごと課題点等に違いがある為。 ● 調査の聞き方や受け手側の捉え方で、支援者側の認識と違う面がでるのは仕方がないが、それほど丁寧に聞き取りをしているとは感じられなかった。対象になって欲しい人と対象にならないのではないかと両面で疑問を感じることはあった。 ● 調査を行うのは家族であり、家庭では問題が無いケースが多い為。母子家庭・共働き家庭などで、なかなか役所に行っていただけないケールが多い。家族が加算について分かっていないケースが多く、受給者証の更新程度に思っており、変わりないと答えがち。また、家族は、調査員になかなか本当の事が言いにくいケーズがあったり、認めたくない心境の方もおられる為。調査票では、問題行動のある方の行動に当てはまる項目が無く、加算対象にならないケースがある。(例：身長や体格なども考慮に入れるべきであり、頻度が少なくても他害や自傷の内容によっては加算対象にすべき) ● 調査時点で算定の基準に達していない方でありました。今後も定期的に再調査をして見直しをしていきます。 ● 調査票にある「常に支援が必要」という項目で、「支援が必要な場合がある」に該当するものの、常に職員が付き見守るのが現状。「常に支援が必要」＝「常に見守りが必要」だと思う。 ● 調査票内容について、児童の状態によっては当てはまる時期とそうではない時期があり、判断に迷う。家庭と集団で過ごす中でサポートを必要とする場面に相違がある。 ● 調査表を保護者が記入して提出されているので、家庭と事業所での様子の違いが理解されていない。どの児童にしても家庭では問

	題ないが、外に出ると全く様子が違うという事がよくあるため、その部分を保護者のみの調査では把握されていない事が多い。更新時に個別サポートの該当だった児童が保護者のみの調査で該当しなくなったケースもあった。 ● 調査表を用いて算定は行われていると思うが、加算対象には入らないと想定していた児童が自治体の判断では対象になっていたりと、各自治体ごとの判断基準にばらつきがある印象がある。調査表の内容が保護者が困っていなければ加算対象になりにくいような内容だと感じた。 ● 調査方法がよくわからないが、保護者の評価基準の違いや自治体の基準の違いがあるように思われる。 ● 直接支援を行っている事業所と保護者が採点をして加算対象になったが、児童相談所が主体となって動くために誕生日（受給者証更新月）になるまで加算できなかった為 ● 当事業所の主要な利用者が全員重症児であるため ● 日常生活の排泄、食事等は一人で行える。しかし、こだわりが強く、見守り等に人が割かれてしまう。一人でできるものの、行動上の問題は多数ある（一つ一つ、場面での行動の緩慢、相手に怪我はないが他害をする、物を投げる、奇声を発する)。それを、親御さんが判定や聞き取りの際にきちんと説明できているのか。そこで反映されていなければ、対象としてあがってこない。また、家庭と事業所などでは、子どもの様子や行動が違うため、反映できていないと思われる。 ● 認定の面談日に偶々調子が良い日に重なった事と、指標該当と個別支援Ｉの判断方法とちがう？為 ● 発語があるから。 ● 判断する方が児童の様子を実際見ていない ● 判定要件①の全介助の解釈の違い親の協力があっての支援が不要に評価される場合が多い。子どもの将来を考え、親として悪い評価を付けづらい。 ● 評価表の判断基準が不鮮明で、保護者によって、また相談支援事業所の対応によって解釈が異なっている。高校受験や就労に影響があると思われている保護者が居るＡさん発達障害児童-発語無、言葉の認識が難しい、等該当と思われたＢさん行動障害と思われる ● 福祉事務所での聞き取りで、保護者様の困り感がない、もしくは、障害の程度を軽く報告している。事業所では１対１の対応をしているのを伝えているが、大変だとは、言えないのはないか？ ● 聞き取り、調査の不十分 ● 聞き取りを実施している行政の担当者が正しく聞き取りすることができていないため。

	● 聞き取り時に児童の出来ることできない事を正しく伝えられていないため ● 聞き取り時のご家族の説明内容と、聞き取りの仕方かと考えています。 ● 聞き取り対応をされたご家族(ほぼ母親)の説明の仕方ひとつだと感じる。区分認定などもそうだが、デイではマンツーマン対応やパニック時の対応などしている方だが、「自宅では」つきっきりの支援をしていなかったり、例えば「食事の自立度」などの項目では、「用意された食事を一人でとる」ことはできても、「食材の準備、調理、食器の準備やあとかたづけ」までを指しているように捉えられておらず、結果「できます」と母が応えていることも多いかと思う。また、母親が「重度」であることを認めたくないという心情から客観的な説明ができていない例もあるように感じる。 ● 保護者からの申し出が無いのではと考えられる ● 保護者からの聞き取りのみで、判断がされているので、学校やデイサービスでの様子が反映されない。相談室が入っていないと、連携が無いため、聞き取りをする立場の人が不在 ● 保護者から自治体への困っている点や情報が上手く連絡出来ていないため。事業所でもさらに支援が必要と考えるが、保護者への説明などに時間がかかったり、難しいケースがある ● 保護者から正しい情報が伝わっていない。受給後に投薬が始まる状態になった等変化があった。 ● 保護者が現状をよく理解せず、できるものと判断しているから。 ● 保護者が困っていない（日常生活で手がかからない）と解答されたから事業所への聞き取りがない ● 保護者が困っていない(日常生活で手がかからない)と回答されたから。事業所への聞き取りがない。 ● 保護者が児の特性や困り行動に慣れてしまい、困難さを感じにくくなったため。 ● 保護者が自分の子どもは個別サポート加算に当てはまらないと思っているから ● 保護者が受給者証の申請にあたり本児の様子が自立していると回答しているため。該当児童より支援の指示が通る児童が「個別サポート(Ⅰ)」に該当しているため余計にそのように感じている。 ● 保護者が障害を受容できていないため ● 保護者が調査票のチェックをしており、事業所側のアセスメントや実態と異なっているため。また、調査票そのものもご本人の実態を把握するためのものとしてはとても不十分で、チェックをする時期やその時の保護者の気持ちによってかなり誤差が生じる。 ● 保護者が調査票の書き方を理解せず記入したため ● 保護者さんが、できていなくてもできると言う。職員と保護者さんで子どもの見方にギャップがある。項目内容自体がＡＤＬがで

	きるかどうかの質問が主。情緒面や精神面での項目が少ない。 ● 保護者と客観的立場から見た認識のずれがあるため ● 保護者に対して調査を行っている場合と特に何もない場合があると思いますが、聞き取りがあった場合問題行動の認識について差があるのだと思います。今回該当すると思う子の中に２人排せつが自立しておらず、室内外問わず漏らしてしまったり、排せつが適切にできない子や、他害のある子が含まれています。こういった行動に関してどこまで深刻に捉えているかによって差が生まれているのではないかと思います。 ● 保護者のケアニーズが高い障害児という認識がない若しくは、その様にさせたくないという思いセルフプラン ● 保護者のみの主観での聞き取りでは日々の児童の様子や集団適応力などの情報が欠けるため加算対象とならない場合が多く、実際には集団になじめなく個別で支援している現状がある。 ● 保護者の意向。 ● 保護者の気が進まない。チェック欄を見ることもしんどい。保護者がまだ子供の障害受容をしきれていないため、申請に行ってもらえなかった。 ● 保護者の見方と事業所のそれが違う。現在進行形で、再調査を依頼している。 ● 保護者の見立ての相違 ● 保護者の主観が強いから。保護者が他児と比較する機会が少ないので、主観に頼った基準になりがち。 ● 保護者の障害への理解、体裁を気にされていることや、将来の進路の不利になるという思い。 ● 保護者の障害理解度 ● 保護者の状況説明が子供の障害程度を的確に伝えきれていない。相談支援等がついていなく適切な助言をもらえていないことが原因と感じる。 ● 保護者の生活面での大変さが軽視された。本児のコミュニケーション能力の低さなどが検討されていない。また、保護者も同様。保護者もそこまでサポート１加算が必要と思わない。 ● 保護者の答え方、面談者の受け取り方。様々な部分で支援を必要としていないと加算対象とならない為。 ● 保護者の認識と事業所の認識との相違。 ● 保護者の認識の違いが予想されます ● 保護者の判断基準が甘く設定されていて項目に引っ掛からなかった

	● 保護者の方が、市町村からの聞き取り時に、実際には出来ていない部分も出来ていると答えてしまっている部分がある為。 ● 保護者の方が書かれる調査票と、事業所が感じる児童の様子に差がある。保護者の方が調査票の意味をよく分かっておられない事も多い。個別で対応しないといけない児童（コミュニケーション能力、理解力、突発的な行動等、常に支援が必要な児童）でも、対象外だったので、判断基準が全く分からない。総合的な判断という事だったが、放課後等デイサービスにおいての状況を判断はして貰えなかった。 ● 保護者の方が望んでいない ● 保護者の方と事業所のモニタリング・ヒアリングがされていなかったため。保護者の方がつけたくないと感じていたかもしれない。 ● 保護者の方は自分のお子さんしか分かりません。「これがこの子の普通」と思っている方が多く明確に分からない保護者の方が多いから。 ● 保護者の理解。障がい受容の問題もある。 ● 保護者へのアンケート調査になっているから，保護者によっては，学校や事業所でできていなくても自宅でできているとチェックがつかなくなる. ● 保護者への個別サポート加算についての説明で肯定的の捉えられないことが予測されたため ● 保護者への個別サポート加算の周知が行き届いていない（必要と思っていない）受給者証の申請時に対象になるケースもある。 ● 保護者への調査で十分なのか？家の中と一歩社会へ出た環境下の違いでの児童の表出は異なると思う。ケースワーカーさんが実際に児童に会わずに判定を出すのは間違いだと思う。何も見えていない。ケースワーカーさんによって聞き方に統一性がない。週何日以上の支援の基準はどこにある？週１日程度の支援が必要という判断で、実際支給量が２３日出るのは矛盾しているのでは？ ● 保護者への聞き取りの際、集団の中の様子ではなく、自宅での様子を伝える事で、集団での困りごとが伝わっていないのではないか？事業所への聞き取りがない為。 ● 保護者様が記入する評価表が大きく関わっていると思います。 ● 保護者様が自分の子供を見て項目を判断するため、障害需要をされていない場合などは評価が正しくつかない場合がある ● 保護者様が聞き取り調査で出来ると答えた。 ● 保護者様と行政がしっかりお話できていない。保護者様がしっかりお子様の特性を理解できておらず、行政に伝えきれていない。 ● 保護者様と施設従事者の対応内容の違い ● 保護者様自身がその評価表でどう変わるのかわかっていない。評価基準の曖昧さだと思われる。

	● 母の意向により申請されなかった。 ● 報酬改定前の受給者証で指標該当なしの児童であるが、個別サポート加算対象と考えている。指標該当かどうかの調査は家族相談員が行なって放デイでの様子がうまく反映されていない。今回放デイでは調査を行わなかった為、指標該当なしの児童は対象外となった。 ● 放課後等デイサービスで、客観的に指標該当児相当と思われる児童でありながら個別サポート加算Ⅰが付与されていないケースが多数見られますが、その理由としては、利用者（保護者）が指標対象児の扱いや個別サポート加算などの存在を知らないことが一番だと思いますが、セルフプランが多く、利用申請の際に利用児の課題や保護者自身の困りごとを十分に伝えることができていないことも挙げられると思います。 ● 放課後等デイサービスでの基準が不明確なうえ、家族が障害の程度の理解や需要が出来ていない。また制度の理解も乏しい。その為、家族の理解が得られない ● 本人の行動に対して、放デイ支援者と、保護者、相談支援担当者の認識の違いが大きいことで、加算対象に至らなかったと考えています。支援がある事で行動が落ち着いているという認識の統一が出来ていないことが原因だと思います。 ● 利用児のセルフプラン決定が、決定する役所によって基準が違っている。また、我々も基準に関して分からないところが多々あるので、役所に意見を述べたり、問い合わせることができない。難聴児を支援する当施設は、当然ながら０歳児からの支援が必要になるが、自分で何もできない０歳児などが、すべてこの加算の対象になるのかどうかが全く分からないままこの制度が始まったように思う。 ● 利用者様の判定の判断に保護者と事業所（現場）で見解の相違があると感じている ● 利用保護者、判定員の相違 ● 両親が納得しない ● 令和２年度までの制度体系で「区分該当」となっていなかった。令和３年４月より、旧制度ですでに「区分該当」の支給決定を受けていた児童については、自動的に「個別サポート加算Ⅰ」に移行したが、「区分該当」の認定基準は、「個別サポート加算Ⅰ」の認定基準より厳しいものであったため、制度変更に伴い、「区分該当」にはあたらないが、実態として生活場面で個別の支援を要する児童の一部について、事実上の「認定漏れ」が生じたものと思われる。 ● 令和３年４月に支給決定を受けたケース。報酬改定に伴う個別サポート加算Ⅰの取り扱い変更に伴い、事前の保護者説明が不十分だった為。

中核市	● ①セルフプランで申請 ● 2 名とも重心対象者であり、支援の負担も大きいにも関わらず、保護者が自治体担当者との面談（電話対応を含む）でその負担の大きさをうまく伝えられないため。通常できないことで稀にできることも「できるかもしれない」と答えてしまうことがある。 ● ４月からの制度変更で、更新月がまだ来ていないため。 ● ADL が自立している児が多いので ● ある程度排泄が自立しているため。 ● お母さまが役所の窓口で市の職員からアンケート調査を受け、その調査の点数で判定されているのだが、市はできるだけ指標該当にしたくないという思いがあり、「できる・問題ない」という回答に誘導するような問いかけを行っているのではないか。また、お母さまも自分の子供の事を「できない」と認めたくなかったり、「できる」であってほしいという親心や、家庭によっては見栄もあって、できるだけ良い回答をしようとしている可能性があると思う。 ● セルフプランの為受給者証発行時などにしっかりとした審査が必要 ● セルフプランの場合に加算対象になっていないことが多い。指標該当がつくことに保護者の抵抗がある ● その時は落ち着いていたが波があるのでそこも加味して頂きたい ● ダウン症や言葉がはっきりと話せない、知的ではなく精神的なものを持っているから。 ● デイサービスでは困っているけど家庭では母親があまり困らなくなったと行政の方の面接時に伝えたから ● トイレの付き添いを必ずしなければならない、そばに付いていないと危なっかしくて心配・・・など。 ● どうしても個別に職員の人員が割かれてしまう事が、多々見受けられる為。 ● 意思表示が少しでもできる、また、話せるため。 ● 意思表示が少しでもできるから。話せるから。 ● 一時的に調子が良かった時期に保護者への聞き取りがあり、対象から外れてしまったと考えております。 ● 加算の選定（認識の差） ● 加算対象となっている児童に比べて困難差があるように感じるため。 ● 加算対象の調査内容に曖昧な部分があるため。 ● 家庭への聞き取りに問題があるのでは。学校や放課後等デイサービスで個別の対応が必須な児童に対し、就学時サポート調査表を用いて御家族にも了承を前以て得ていたにもかかわらず加算対象にならなかった。実際、児童を見て判断する必要があるのでは。

	● 該当する項目が少ない。 ● 各役所の調査員の調査方法、調査に対する認識の違い。 ● 各役所の調査員の調査方法、調査に対する認識の違い。 ● 学力やコミュニケーション能力などが、加算対象になっている児童より低いと思われる為 ● 活動、支援の時間の中でのスタッフの補助、支援が１対１で必要な場面が多い。補助、支援がないと危険。 ● 環境を整えたり、大人の支援があったりするとできるが、初めての場所、場面、不安や緊張、気持ちの折り合いなど自分の力ではできていない。受給者証更新時に保護者からの聞き取りのみで、実際の現場(学校や事業所)での状態を把握できていない。 ● 環境変化による衝動的行動が激しい。言語的コミュニケーションが困難。 ● 基準があいまいで、調査項目の聞き取り方に偏りがあると思う。該当する子どもは多いと思われるが、市役所に問い合わせたが、受給者証にかかれている区分通りで、変更はないとの回答であった。予算等の関係もあり、仕方ないとも思っているが、他県・市区町村とのバランスも考えて欲しい。 ● 基準にて自宅、学校、事業所では出来ているがそこから外れた場合は考えられていない為。 ● 気持ちの波によって行動障がいの程度が顕著なので、判定時は穏やかにすごしていたのではないかと思います。 ● 元々指標該当の対象児童が個別サポート加算対象という考え方のもと、指標該当のチェックが長野市は厳しい状態である。指標該当の制度が始まった当初は登録児童全てが非該当になるくらいチェックが不十分だった。行政担当課のさじ加減になっているためではないかと思います。 ● 個別サポートを必要とする児童かどうかを判断する基準となる質問項目が具体的ではない。また“身辺自立している＝個別サポートが必要ない”ではない。セルフプランの場合は保護者が判断することとなるが、保護者は他児の様子を知らないためわが子の様子・状況を客観的に判断するのが難しい。 ● 個別サポート加算Ⅰができてから、改めて該当するかの判断がされていないこと、受給者証の更新でも更新前と同じ情報で更新され、改めて該当するか否かの判断がされていないこと、また、家族が児童の他者との関わりを殆ど観ていない、関心がない等が理由として挙げられると思われる。 ● 個別サポート加算の調査票で、保護者が客観的に児童を評価できていないかいら。 ● 行政からの調査票に、保護者の方が過小評価したためだと思われます。 ● 行政が行っている家庭状況の聞き取りに対して、家庭内で行っている細やかなサポートが伝えられない事があるためだと思われま

	す。理由としては、家庭内における我が子（障害児）に対する細やかなサポートは、保護者にとって子育ての一環であり、特別な苦労ではないと考えられるためです。また、保護者が子どもの発達段階を把握するのは難しく、家庭内は困っていないため「できている」と思ってしまう傾向があると思います。（手づかみでご飯を食べていても、食べられるから”できている”と判断する。） ● 行政が本人の状態を観察することはなく（施設には連絡はない）ご家族への聞き取りのみの方法（ご家族はよくわかっておられない） ● 行政の調査にばらつきがあり、個別サポートの付いている児童とそうでない児童の差がわからない場合がある（付いている児童より大変な児童がついていない） ● 行政の聞き取りは、保護者の口頭での回答に限られているに近い。担当相談支援専門員、利用事業所等に本人状況の聞き取りや確認が全くなされていない。事業所での様子から調査票を付け、行政等に意見しても全く取り合う姿勢はない。利用者様の状態を正しく評価することで、必要な支援、必要な職員を確保する必要があるが、それが出来ない。加算対象でないはずの利用者様に対して対象と判定されることもある。そのようなケースについても事業所での状況を伝えている。利用者様を取り巻く関係者の意見を集約した判定となることを期待する。 ● 行政機関での聞き取りの仕方や認識の違いから ● 行動障害のある児童に関しては指標該当がつきにくい印象がある。奇声、自傷他害、多動の児童生徒は現場で個別のサポートが必要。 ● 行動面における課題が軽度である。知的発達の遅れが軽度ある。 ● 座位、立位、介助歩行が可能なため運動機能的には重度ではないと判断されたと思はれます。 ● 子どものその時々の状態・場所・対応する人等で、様子が変わる事もあるので、項目のチェックをして対象になるかだけではなく、事業所への聞き取り等も必要かと思います。親御さんの了解がいる為、上手にお伝えしないと、傷つかれる場合がある。また、公と違い、民間は、営利が発生するので加算の為と捉えかねない。 ● 市の行う指標該当児の審査は専門的知識や経験を持った担当官が行うものではなく、専ら保護者へのアンケートの返答で決定していること。又、指標該当児審査に使用する基準の範囲が限定的すぎるため、衝動性を抱える ADHD などの多くが見過ごされている。 ● 市の聞き取りが、きちんとなされていない。特に ASD の方で未就学時に聞き取りし、以後就学してからの著しい環境の変化や成長の過程において明らかにケアニーズが高いと感じた。

	● 市町村毎での判定基準が異なっているからではないか。 ● 市役所での聞き取り時の母親の回答状況による。 ● 市役所に確認しましたが、指標の数字が足りなかったとの回答。 ● 市役所の窓口対応の担担当が子どものことを知らないまま保護者からの聴き取りをした。事業所に子どもの状態・様子を確認した役所はどこもなかった。 ● 市役所の聞き取りがきちんとなされていない。著しい支援が必要かどうかを判断できる専門性を調査する側が持ち備えていないと感じる。 ● 市役所の方が書式等を使わずに保護者への電話での簡単な聞き取りのみで行われている為、生活全般に対しての答えが多く、デイ(福祉サービス)での細かな行動度合いを話されていない方が多い。又保護者の気持ち的に障害特性を重く見られるのが嫌、何かに影響するのではという不安から問題行動、施設での配慮、対応をお話になっていない方が多い。事業所を併用されている方の中には場所により行動度合いが違う方もいらっしゃり、軽い方を重視してお話されている。又相談員への聞き取りのみで判断された市もあった。 ● 指標該当の決定は市の職員と保護者が受給者証更新時にヒアリングを行なって決まるため、相談員や学校、事業所への聞き取りはなく、保護者視点のものとなっているから。 ● 指標該当時の判断基準が違うため、加算の対象にならないと考えている。 ● 支援の必要性が相談支援員、他事業所と共有できなかった。 ● 支援学級に通っている，もしくは障害の程度が軽い。 ● 支援学級の児童ではなく、各御家庭の保護者の要望や困り感がニーズとなっているため ● 事業者の実態は何も反映していない（調査はない）行政が行っている保護者への調査のみで判断されているのではないかと考えられる。(保護者が子供の課題の困り感を把握できていない又は検査者に伝えられていないと対象にならない。保護者自身の困り感のアピールがあると対象になる。）放課後等デイサービスは加算かつかない。 ● 事業所や学校などの聞き取りなどは行わずに保護者とのやり取りのみになっていることも要因としてはあるのではないかと思います。コミュニケーション面などは家庭の中では大丈夫という判断になることも多いように感じます。こだわりのルーティン行動なども影響があることなのかどうかは家庭の中では見えずらいのではないかと思います。 ● 児童の生活環境(自宅、学校、施設)で行動が変わることがあると思われる。

	● 児童発達支援を受けていたお子さんで成長がみられていたのですが、就学という大きな環境の変化により、元々の器質的な部分が濃くなり、本人や周囲の困り感となり表出してしまっている場合があります。ある時期的なこともあると思いますが、そこには職員配置としても一人付く形となってしまうため、様残な問題も出てきます。実際の現場で過ごすことでしか判断できないこともあると考えます。 ● 次回受給者証更新時に対象になるとのこと ● 自治体の調査不足。 ● 自治体の聞き取り調査の時に、保護者の障害に対する理解が乏しく、児の情報を正しく伝えれなかったから。また、保護者が障害受容できていない場合もあるため、児の行動面や情緒面について正しく伝えていないため。 ● 自傷行為、他害の実態を確認できていない。職員が一人つききりになる。 ● 自宅、学校、デイでの様子の違いなどがあるかと思います。高齢者の介護保険の調査のようにデイでの様子を聞き取りをすれば、より正確な内容となるのではないかと思います。また、行動上の課題があっても点数が個別サポートⅠの判定の得点には至らないため、算定基準を２段階にしてより重度な児童、中程度の児童などがあればと考えます。 ● 自宅での様子と事業所での様子が異なることが多いので保護者のみの聞き取りでは見えない部分もあるのではないかと思います ● 自宅と自宅外での行動の違い。保護者の聞き取りが加算対象に影響しているため、保護者の受け止め方や伝え方により判断が変わるから。 ● 自分で出来ると判断されている(トイレ、会話、指示が通る)実際は、サポート、時には個別対応が必要。 ● 自立度が低い児童が対象外になっているが、対象外になった理由がわからない。 ● 受給者証が更新前 ● 受給者証発行時の行政対応 ● 受給者証付与の際の保護者の面談内容によると考えています。 ● 就学児サポート調査を用い、事業所内で検討すると該当でないか？との判断になったが、相談員さんに相談してみると保護者は少しでも評価が下がる事を嫌がり、事業所は出来る事にフォーカスして話すので該当しなくなるのではとのことでした。 ● 就学児サポート調査票に関する事業所への内容確認の聞き取りが行われておらず、更新された受給者証が届いて初めて該当しないことを知る。また、保護者のみの聞き取りに終わり家庭では成長に伴い落ち着いたように思われる保護者様もおられ、問題行動が見えにくく点数に反映されていないのではないかと思う。

	● 重症心身障害児のみ指定事業所の為、対象外である ● 重症心身障害児の放課後等デイサービスの為 ● 重心及び医療ケアでの支給決定されており重心以外の事業所にて受入れ困難と思われる為、算定実績が無い ● 重心型事業所であるため ● 出来るのに加算対象と出来ないことが多いのに加算対象外の差がわかりません。 ● 条件を満たしていると思われない。 ● 職員の指示が通らないうえに、多動が激しく１対１の対応が必要とされている。 ● 食事・排泄・入浴・歩行において一部介助が２つ以上であるため。 ● 申請窓口の聞き取りに課題がある。保護者の意見だけでは、正確な本人像を把握することは難しい。我がを『○○ができない』と伝えることに抵抗を感じている保護者もおり、実態像とは違う回答をしている保護者もいると思われる。実態は事業所もしくは学校等などにも聞き取った方が良いと思われる。 ● 親が申請しなかった為 ● 親御さんの認識の差 ● 親御さんは問題が改善されているとおもったので ● 身の回りのことはある程度できるので、対象から外れる。 ● 正直、わかりません。どちらの児童（２名）とも療育手帳Ａを持たれていますが、日常生活動作での自立度がある程度確立しているからなのかと思いますが、そうだと同じ程度の児童でも加算対象になっている児童もいるので。 ● 正直わかりません。そもそもの基準が不明瞭だと思います。同じ支援学校に通っていて言葉が出ないお子さんでも対象だったり対象外だったりしていますし、たまに癇癪を起すことはあるが学習面や対人関係の構築は年相応以上のお子さんが対象となっています。 ● 生活の自立が乏しく他害があるため、職員がつきっきりになる事が多い。 ● 精神の状況によって個別サポートが必要であるのに、通常時の様子で判断されているように感じる。年齢を重ねるごとに、特に思春期に差し掛かる年齢は個別サポートが必要であるのに、加味されていない。 ● 全くわからない ● 相談支援員からのモニタリングで状況を伝えるが、それだけではすぐに進展がないため。

	● 相談支援事業所のアセスメント不足保護者の理解不足（セルフ） ● 相談支援専門員がお子さんの状況を把握できておらず、かつ、保護者様が聞き取り調査の内容を十分理解できていないまま回答されるため。 ● 窓口で保護者への聞き取り調査時に保護者が指標該当で無いと思う項目があり非該当になったと考えられる。前回の受給者証の内容を踏まえての更新手続きとなり行政窓口での聞き取り調査が簡単に済まされたと考えられる。 ● 他の市であれば対象になっていたと思う。尼崎市の判定が厳しいから。 ● 多動が強く、コミニケーションがとりずらい ● 対象児の受給者証更新の際に相談支援専門員の方と保護者の方とで話をした時に該当しなかったものだと思われる。事業所に意見を求める事がなかったのでそのまま更新されていた。 ● 担当の相談員が申請していないのではないでしょうか。 ● 誕生日の更新時に申請されると思われる ● 地域の学校に通学しているから。重心の判定だから。（重心以外の事業所であるが、加算対象となる判定項目が足りなかった）子育てセンターでの面談時のアンケート？に加算対象とならない何かがあったから。 ● 調査をするときの保護者と事業所との見解の違い。 ● 調査表の設問にはあてはまらない個々の特性がある。 ● 当該児との直接面接をせず保護者へのアンケートでの判断だけでは適正な判断はできないのではないでしょうか ● 当事業所では、いろんな支援を通して、スムーズに生活が遅れているが、新しい場面ではうまく対応できないことが多く、周りに対する反発も出ているが、しっかりと聞き取ってもらっていない。受給者証の更新時、家庭での他傷行為等もあり、しっかり実態と聞き取ってほしいと申し出たが、「点数が足りない」との回答で認定されなかった。高校生については、家庭での生活が多く問題は少ないが、家庭以外ではトラブルが絶えない。家庭以外での生活の困難性について評価されない ● 内容を把握できていない。 ● 日常の様子を見ていないのに関わらず、ドライな市の判断 ● 排泄や衣服の着脱など日常生活の技能レベルが低いことや理解・表出言語が少なく多動気味、転びやすいことから、常に個別での対応が必要である ● 配慮や見守りが必要だが、基本的には大人しく「手がかからない」と思われたのではないか。

	● 判定者が指標判定の点数を低く見積もっているのではないかと感じる。 ● 評価判定者が、保護者との面談だけで判断しており、利用者本人を評価していないため。 ● 聞き取りが不十分でなはいか ● 聞き取りの対象が保護者だけで、その保護者の方が、良い評価で答えると「指標該当なし」となり、高槻市は、指標該当＝個別サポートとなるため。 ● 保護者・行政・事業所での児童に対しての課題の評価に差がある為 ● 保護者が、調査表に記入した内容と実際のスコアが違う。 ● 保護者からの聞き取りだけで決定されている場合が多いのではないかと思う。 ● 保護者が記入して自治体へ提出しているため、保護者の裁量になってくるところがある。 ● 保護者が困り感を訴えられない ● 保護者が子どもの実態を把握していない。また、把握していても認められないことに一因があると思われます。 ● 保護者が子どもの障がいを受け入れられない又は気づいていない状態にあると思われる。子どもの最善の利益を保障する観点で、子どもに必要と思われる支援や資源について保護者と共有が図られるようサポートを継続することが重要と思われる。 ● 保護者が申請するため、個別サポートを知らないことから、そもそも申請を出していないと思われる。 ● 保護者が窓口で市役所職員からの聞き取りを受ける際に、本人の状態について正しく伝えられなかった。事前に担当相談員に本人の状態像を適切に伝えてほしい旨をお願いしていたが、適切に伝えなかった。 ● 保護者が当事者の実態把握が出来ていない。平常時は落ち着いて日常生活を送れているが、パニックに陥った時や落ちる前に専門性の高い支援が必要な利用者の実態が調査員に理解できているかどうか。発達障害の２次障害として精神も入ってくるので、高学年になるとさらに支援が難しくなるが調査で分かりにくいかもしれない。サポート加算が今年度の更新から付くようになってきているので、まだ更新月出ない利用者さんが今後加算対象になるかも知れない。 ● 保護者が認めたくないのでは？と思われる。 ● 保護者との考えの相違があったと考えられる ● 保護者と自治体の福祉課のみの聞き取りで、事業所への聞き取りが行われていないため。 ● 保護者の意識（調査票の「できない」を選択していないため） ● 保護者の回答

	● 保護者の困り感や障害に対する捉え方が事業所と異なるため。 ● 保護者の子どもの捉え方の違い出来ない事を人に言えない少し手伝えばできる＝できると思っているが、実はできない事に気づけていない ● 保護者の障がい受容が出来ていない ● 保護者の前とその他の支援提供施設での子供の振る舞いの違い。保護者はいいと思うことでも、支援提供施設では、NG なこともあり、そこのすり合わせが難しいから ● 保護者の捉え方が事業所と異なる ● 保護者の方ができていると捉えているから。言語の発達が遅れていて理解に欠けていたり、感情が不安定でコントロールできないなど。 ● 保護者への説明の仕方がわかりにくい、不十分。 ● 保護者への聞き取りで家庭と外（学校・事業所等）での状態の違いを的確に伝えられていないのかもしれない。本人の表面的なコミュニケーション能力の高さで判断されている可能性もあるのではないか。 ● 保護者への聞き取り調査の曖昧さ。説明不足。 ● 保護者や判定機関から見た児童の様子と、集団の中にいる時の児童の様子では大きな乖離がある為。 ● 保護者や判定機関から見た児童の様子と集団の中にいる時の児童の様子では、大きな乖離があるため。 ● 保護者見立ての相違、市役所担当窓口の見解の相違 ● 保護者様がお子様の特性をやや高評価されているから。 ● 保護者様が事前アンケートの記入のがもたらす結果を知らないため、適当に評価している節がある保護者が問題行動を問題行動ととらえていないこと ● 保護者様が直接窓口に行き問い合わせた為、指標該当となった場合のデメリットに誤解があったからではと思います。指標該当とは？の説明 ● 保護者様と事業所の温度差 ● 保護者様のお子様に対する能力の過信。 ● 母親からの聞き取りだけでの判断の為 ● 報告書と支援計画のみでは、現状どのような支援や手立てがされているか見えにくい部分があるからと感じている。

	● 豊中市の判定が判定員によって判断基準が違うため ● 豊中市は保護者からのみの聞き取りで該当の有無が決まります。保護者が家庭の様子で判断するため、無意識で支援をしているにもかかわらず、支援なしでもできていると勘違いし、聞き取り時に「できます・できています」と答えるためだと思われます。 ● 豊中市内の事業者さんに聞いても個別サポートがついている児童が少ないと感じる。保護者へのアンケートだけで、事業所への聞き取りなどが無い。 ● 本児は受給者証の更新があるまで強度行動障害が受給者証に記載されていた。おそらく内服薬の効果で服薬時には落ち着いているとの判断で今回対象から外れたものと思われるが、内服している情愛を知っているため、明らかに飲んでいないのではないかと思われる状態が多い。(本人は飲んだと言っているが）そのため、他者に対する暴力暴言、感情失禁などが多くみられている。家族からも、薬を取りに行くのを忘れていることがあるなどの声も聞かれ服薬コントロールできていないものと考える。また、本人はいつも飲んだといっており、家族は自宅にいない場合も多く確認が難しく、こちらの判断で飲ませるには内服の重複も考えられるため難しい。 ● 目が見えない、移動は必ず付き添っている、どんなことをするときでも介助が必要な子で、いつも大声を出すような児童が対象になりませんでした。 ● 問題行動がみられるようになった（家庭学校事業所等で）言葉の理解など支援等が必要なため ● 様子を見ましょうの方が多いように思いました。 ● 要件の（１)、(２）どちらも敷居が高いように感じる。(２）では、それぞれに支援を必要とする児童があり、項目ごとの点数から判断できるものなのか疑問に感じる。全介助と表記されることで、選択しづらいと思う。補助したうえで出来る事も全介助であると思う。 ● 理由はわからないが、あくまで外面的にわかる人が対象になっているように思われる。 ● 理由は不明。外面のみで判断されているように思われる。医療においても、福祉においても外面で判断されるケースが多い。目に見えない障害に目を向けていただきたい。 ● 理由は不明です。 ● 理由は分かりませんが、本来なら特別支援学校に通うであろう児童さんが、普通学校に入学されました。保護者への聞き取り調査等での対応によるものかと推測します。 ● 療育を提供させて頂いている中で、個別サポートが必要な子と思われる（実施している）子についていない（外れてしまった）と

	感じるところが大きい。個別サポート加算という項目なので、個別に療育が必要な子に対して療育を提供している子にしっかりとついて欲しい。と感じています。(集団療育や個別療育の場であるので、全員が対象となるという考え方もありますし、対象とならない。という考え方もできますが、現状ではあっていないと感じる子の方が多いと考えます。)
特例市・特別区	● ＡＤＬが自立しているため対象にならなかった。情緒面、問題行動を組んでいただけるとありがたいです。 ● おもに学習支援をしていますが、一人一人に応じた支援が必要な利用者がいます。(1 対 1) ● お母様たちの中にはご家庭での困り感を伝えることが苦手な方もいるのではないか。 ● ご家族が本人に代わってなんでもやってあげてしまうため支援が必要と認識していない ● ご家庭では、他者の影響を受けにくく落ち着いて過ごせている。 ● ご自宅、学校、放課後等デイサービス事業所などで本人の行動の態様が異なるため。また、それが同じであったとしてもその見立て方が異なってしまうため。 ● セルフプランで保護者からの聞き取りで判定をなされている場合、できる、できない、伝わる、伝わらない等の判断が保護者と第三者からの目線では差異があると感じる。相談支援事業所の場合も放デイ等のサービスが他社でされていると、普段の様子を見ることなく保護者の聞き取りでの判定となっているようなので、同様のことが言えるのではないかと思う。 ● チェック項目に疑問がある。①自閉症スペクトラムの児童に対するチェック項目が適当でないと思う。②特別支援学校で重度重複学級に在籍しているにも関わらず、対象児にならない。③肢体不自由ではないが、室内の移動でも手厚い介助の必要がある児童が対象児にならない。 ● どうしても回答が「できる、できない」や「問題ない、困っている」という事で回答する場合はできる、問題ないとなりやすく、支援が必要という回答に繋がり難い。 ● どんなことを基準として考えているのか見当がつかない。 ● 加算の判定が自治体の担当者と保護者の面談のみで判断されており、事業所での様子が反映されていないためと考えています。 ● 家庭では困っていないので保護者からの調査では、該当なし、となってしまった、と思われる（集団と家庭との違い)。 ● 該当者両名ともに食事、排せつ、入浴及び移動のうち３以上の日常生活動作について全介助を必要とするもの ● 基準が不明確なのでわからない。 ● 強度行動障害の可能性があると思われる。 ● 区市町村によって基準が違う保護者の説明の仕方が「できる」方にバイアスがかかっていたり、相談支援専門員や行政の窓口の担

	当者がそれをそのまま受け止めている ● 現場の声が届いていない、所内の現状が支援者以外、把握出来てない ● 個サポ導入に関して調査が不十分と思われる。放デイにおいて、誕生日更新で徐々に増えている。 ● 個別サポート加算Ⅰの対象になるには高学年だった為と考えます。 ● 個別サポート加算の基準がわからないため不明 ● 個別サポート加算をとっていない。 ● 個別支援ではありますが、集団行動時１対１の対応が必要になる。加算対象にしてほしい案件がある。また、線引きが分からない。項目の数で評価が決定すると考えています。とがった項目がいくつかあると問題行動に発展することもある。 ● 個別対応することで、概ね順応できるため、問題となりえると考えていないことからだと思われる。 ● 困り事があった際には補助は必要ではあるが、ある程度一人で行えやり取りができる児童が加算対象になっており、補助を必要としやり取りが難しい児童が加算対象になっていないケースがある為。事業所の意見が反映されず、保護者や学校のみの聞き取りが中心となっている為。 ● 算定基準の捉え方の相違 ● 算定基準の捉え方の相違 ● 市からの保護者への聞き取りと相談員さんの提出資料 ● 市区町村の面談の形式にもよりますが、書面での保護者視点での判定により行われていたり、第三者の様々な視点からの判定が必要と思われるため。事業所への聴き取り等も必要と思った。 ● 指標該当の設問がわかりづらいことと、内容が細分化されていないため該当項目にあてはめることが難しいため ● 指標項目の判断によって区分が変わってしまいます ● 指標項目の判断によって区分が変わってしまいます ● 指標項目の判断によって区分が変わってしまう ● 指標項目の判断によって区分が変わってしまう ● 指標項目の判断によって区分が変わってしまう ● 指標項目の判断により区分が変わってしまう ● 指標判定の方法が保護者への聞き取りのみで、事業所や支援者、教員の意見が反映されない為。

	● 自傷や他害、多動といったような問題行動がないため ● 実際に児童本人を見ずに、判定を行っているのではないかと思います。 ● 受給者証の更新のタイミングで加算に入っている児童が多いので、まだ対応が追い付いていないのではないかと思っている。（人・時間等に余裕がなく、サポート調査に基づいた聞き取り等ができていないため、弊所からの申請もまだできていない） ● 受給者証の更新時期と重ならなかったので、次回の更新時には対象になるのではないかと思っている。保護者視点での判断材料となるため、基準が定まっていないと思う。 ● 重心の事業所の為 ● 重心施設の為、加算対象にならない ● 小学校一年生のお子さんについては、親御さんとの面談では問題ないと判断されたのだと思います。直接支援した、事業所等で作成すれば、区分に十分入ると考えられます。高校三年生のお子さんは、再調査を行えば入ると思いますが、三年生なため、当事業所では再判定は行っていません。 ● 申請時における保護者の児童への認識の違い、書式に対しての見解の違い。 ● 申請時の聞き取りにおいて、子どもの行動が、事業所と家庭で違うことや、保護者の困り感がないため。 ● 親の主観と、施設での様子の違いがあるのかなと思います ● 相談支援が行き届いていない ● 相談支援事業者と保護者間での聞き取り（モニタリング、アセス）で決定すると認識していますので、はっきりとはわかりませんがご家庭の方針、相談支援事業所の都合などが考えられるのではないのでしょうか。 ● 相談支援事業所使用している利用者がほとんどおらず、皆セルフプランのため。保護者の方は自分の子供に対し「できない」に○をつけたがらないのでは。 ● 他害があったり、言語や視覚での指示が入りにくいから。 ● 他害行為、視覚など指示が入らないため。 ● 他者への加害行為がなく、ある程度の言語的コミュニケーションが可能であるため。心身の成長に伴う変化が反映されていないため。 ● 対象かどうかの調査基準がその児童には当てはまらなかったのだと思う。この対象児童だけではなく、加算対象になる児童、ならない児童の算定結果に疑問を感じることが多い。調査と現場レベルでの算定にかなり開きがあるように感じる。

	● 知的障害があり多動で目が離せず、奇声や他児へのちょっかいなどもある児童で、実際に個別サポート加算がついている児童と何が違うのかを知りたい。 ● 調査時の家族の回答と事業所での見立てとの相違 ● 調査実施者の対象児童の理解度や聞き取りが不十分だったのではないか。調査などいつもとは違う状況においては、いつもとは違って問題となる行動が見られなかったのではないかと思われる。一見お話が出来てしまうので、問題がないように見えてしまうが、実はコミュニケーションや説明理解、読み書き、情緒面…などに課題を抱えている子も多い。 ● 当事業所では、調査を行い、設置主体である自治体（市の福祉課）に対して調査結果を報告してあった。しかし、他事業所を併用している利用者に関しては、他事業所の調査結果等を踏まえてからの判定ということで、8 月時点ではその判定が下りなかったため。 ● 特性やデイなどでの様子が、明確に調査員に伝わっていない可能性がある。 ● 特別支援学校に在籍していて、自閉症でおむつをしていて身辺自立ができていない。特別支援学校に在籍していて、言葉でのコミュニケーションが難しく精神発達遅滞が見られ、身辺自立ができていない。集団生活に適応できず、字を書くことに抵抗感が強い。学校に通えず不登校気味である。 ● 日常生活上での会話は出来ている。2 名は車いすの児童で自走は可能であるが歩行・移動については介助が必要。1 名は歩行不安定で歩行・移動・トイレの介助が必要。 ● 入学したばかりで、あまりデータがなかったからだと思う ● 認識の違いなのかと思います。 ● 排泄や食事・移動の場面において、一人で行うことが難しく、サポートが必要になる。また、以前は該当指標有であったが、受給者証更新により指標が無しへ変わった。 ● 判定が十分に行われていないと感じる。 ● 評価基準がわかりにくい（解釈に幅がある）ことが原因の一つと考えられると思う。 ● 福祉事務所（担当者）によって指標の評価に差があるため ● 保護者が「よくわからないので、適当に答えた。」と言っていた。保護者が海外の方で、システムをよく把握していない。 ● 保護者が書類の記載方法がわからずに相談員にも相談せず、みんな「できる」というふうに書いてしまっていると相談員から報告があった。

	● 保護者が書類をみて答えるアンケートのような形での調査だったため、低く見積もる、あるいは場合によってはできるといった答えで点数が低くなったためと思われる。 ● 保護者が判定に関わる 23 項目の答えをよく理解されずにその基準にあった答えをせずに行政に書類提出を行っていた。 ● 保護者との本人の状態についての共有が不足しているため ● 保護者と自治体のみの聞き取りとなっていて事業所での実態を把握していない。保護者の方も自分の子どもを重く見られたくないと感じ「できる」と答えてしまう事がある。 ● 保護者にとって、加算対象になることは悪いイメージがあり（自分の子供は他の子より手がかかる、他の子より重い障害であることを認めなければいけないという抵抗があるのかもしれない)、そのため相談支援員へ子供ができることをメインに伝えてしまい、相談支援員が児童の実態を把握できないまま加算の有無を決定してしまう事。加算がつくこと→より手厚い支援を受けられることを保護者が理解していない時があること。相談支援員が児童を集団場面で実際に見ていないこと。保護者が、集団場面における児童の様子や問題点を把握しきれていないこと。 ● 保護者の見立てだけでは不十分。認めたくない（受容されていない）ケースが殆ど。 ● 保護者の考え方 ● 保護者の認識がお子さんの現状との認識のずれと思われる。 ● 保護者の認識が違いすぎる。個別サポートの申請の仕方を一から丁寧に説明し、施設での支援の様子を説明しても、自分の子供はできると判断し、支援が必要ないと申請する。家庭で過ごす様子と集団で過ごす様子の違いに納得していないことがある。市町村で勝手にこの子はできると判断し、個別サポート加算を算定しない。施設や学校などの聞き取りをしないため、実態把握が一人一人まったく把握できていない！！ ● 保護者の認識の違い ● 保護者の評価が客観的ではないため ● 保護者の方が自身の子供に対して主観的な目で調査票に記入し自治体主管課に提出したため。個別サポート加算Ⅰについて保護者の方は知らない。何のために調査票に記入して、それがどうなるのか知らない。自宅でも面倒を見るのは大変と聞くが、学校や移動支援・放課後等デイサービスなどで、どれほど支援が必要か理解していない。手帳の障害の程度と関連付けして保護者の方は考えていない。 ● 保護者への聞き取りのみで、様々な場面での子どもの実態がきちんと伝わっていないこと。排泄が自立できておらずにオムツを使

	用している子や、疲れや不安などから言動が荒れてしまう子などが対象外となっている。 ● 保護者への聞き取りの仕方 ● 保護者も理解していない様子が気になりました。 ● 保護者様の伝え方(出来ることをメインで伝える保護者様と出来ないことをメインで伝える保護者様の伝え方の差など)と市役所との捉え方(基本的に保護者様の訴えをそのまま受け入れている印象)に差があると感じています。ご利用者様に直接会っていないんではないかと感じます。(車椅子利用や独歩困難のお子さんでもつかない方がいる) ● 保護者様の聞き取りによる判定スコアになるので個人差が大きいのではないかと思う。 ● 放課後等デイサービス指標該当者となっているが、個別サポート加算がついていないため、判断基準がわからない。 ● 本人が困っている事ではなく、保護者、支援者からの視点で判定しているため意見、結果が思っていたものと違うことになっていると思います。自宅では普段通りのｊ状況も、一般的な視点からみると支援が必要な場合もあります。保護者、相談支援員だけの意見だけではなく、支援者、医療関係者からの意見も取り入れないと、正しい判定ができないと思います。また、保護者からの問い合わせがないと再判定ができないため、放デイから状況を説明しても、仕事等で窓口に行けない場合もあるかと思います。 ● 利用児童は家庭、学校、放デイとそれぞれ違う顔で違う過ごし方をしていると思う。集団の中での困り感、問題行動を収めるのは難しい。放デイの環境的な事を考慮して指標の検討をして欲しい。家庭や学校での様子が重視されてしまっているのか？
一般市	● 〈日常生活だけは行えるか〉の視点で見たときに、一応は行えているから。 ● 「いない」にチェックをいれましたが、記入しました。窓口の担当者様に繋いで頂き、対象と思われる児童に関しては、担当者様とのやり取りの中で対象児となりましたが、自事業所で保護者に確認をとった所、調査票の事を把握していませんでしたので、事業所で確認をして提出をさせてもらいました。 ● 「保護者から自分の子ども」に対する判断基準と「施設職員から児童」に対する判断基準が大きく異なる為と考える。 ● ①加算Ⅰの算定各児童市町村に、細やかに、該当児童の情報を提供をしていない為。これまでの発育歴、現状を細やかにアセスメントシート、支援記録等に記載している為、参考資料としての提出を想定している。②加算Ⅱの算定小学２年生児童市町村に、細やかに、該当児童の情報を提供をしているが、保護者が拒否された為。１年・５年児童等も対象と想定されるが、保護者からの拒否が想定され、関係悪化の恐れが有、踏み込めない為。 ● ①調査項目が医療的ケア児に当てはまらない②相談支援専門員の解釈、判断基準が人それぞれになっている ● １名医療系対象の利用児→経管栄養(胃ろう）であるが、通院等で欠席が入ると年間利用が１にならない為申請できない。看護師を

	1 名常勤、1 名は時間給職員で対応している。また強度行動障害認定利用児 1 名、スコアは出していないが疑われる児童が 1 名在籍している。しかし強度行動障害の研修受講した職員配置が厳しく今年は体制が整はないので申請できない状況である ● ２名は、重症心身障害の事業所のみを使用しているからだと思われます。２名は、医師の診断書が遅かったために印字されなかった？（重心外の事業所を塀用しているが、医療的ケアがないため、加算の算定をしていないので記載が漏れているかもしれません。いずれにせよ、当事業所は重症心身障害の児童が全員なので算定対象外です。 ● ４月の時点で、利用がなく市にチェック表を出していない ● ADL において自立して行える部分が少ないため。こだわりによる部分がある。 ● ADL 面で介助度が高い児童でも、行動面で問題があまりない場合に対象にならないことがあるため。また、調書の聞き取りを行う職員が”できる・できない”等、簡易的な聞き取りを行っている場合、保護者も少しでもできることを”できる”と回答してしまう等、現状と乖離している可能性があるため。 ● アンケートの質問の聞き取りが保護者のみのため、自宅での様子を答えていることが多く、実際に放課後等デイサービスでの対象児の様子とは異なっていることが多い。ただし、再調査の申し込みをした場合、保護者との関係が悪化する可能性があるため、再調査の申し込みが出来ない。やり方を改善してほしい。 ● オウム返しでも言語が出ているからなのか対象にならなかった。ただ、知能は低いので危機管理能力なども低く怪我も多い児童なので支援員が常に一人つかないといけないような児童なのに対象外だった。 ● お家の方のお子さんへの受容不足。 ● お子さんが自分の力でできていることと、環境調整やサポートがあって出来ていることとの親御さんの認識の差お子さんと会ったたことのない行政担当が状況をよく把握せずに主体的に記入しているケース ● お母さんが、必要ではないと話していた。 ● ケアニーズの高い児童は利用していない。 ● ケースの状況を考えると加算対象だが、市町村に確認すると指標があいまいで判断できないのでという回答や期間等の定めなくまだ加算を付けないつけれる準備がないという回答であった。そのため再調査しても市町村の判断になってしまうので使えない場合が多い ● ケースの状況を考えると加算対象だが、市町村に確認すると指標があいまいで判断できないのでという回答や期間等の定めなくまだ加算を付けないつけれる準備がないという回答であった。そのため再調査しても市町村の判断になってしまうので使えない場合

	が多い ● ご家庭と施設での、ご本人の支援評価が違い過ぎ、介助の必要性があるにも関わらず自立しているとの判断をされている ● ご家庭と事業所での本人への支援評価が異なっている。こだわり行動や介助の必要性があるにも関わらず自立との判断をされている。 ● ご自宅での環境と、小集団という環境では刺激の入り方等も異なる為、支援の有無も環境によって変わってくる為。自由時間は一人で過ごせるが、集団参加に苦手さがある等。 ● ご自宅での様子と集団での活動の様子の差異の認識が異なる。また自治体の規定により認定が受給者証の更新時期となり、1 年近く認定されない場合も多く見られる。 ● しっかりとアセスメントできていない。 ● スコアのポイント ● セルフプランの為役所の担当が指標該当の認識がない為確認がされていない。また、相談員がついていない利用者が多い。 ● セルフプランの方で、ご家族と事業所間とで児童の特性に対してのギャップがあり納得をされない。→学校側でも支援級のお話があっているが、保護者が他の生徒と同じ教室で同じように教育をしてほしいとの依頼もある。相談支援、事業所、保護者間で話し合い、個別サポートに対しての指標該当点数をつけ、行政へと提出したが反映されなかった児童の特性が利用しだして、表面化。次回のモニタリングにて説明して検討していく予定。 ● ダウン症と軽度知的障害 ● トイレや身辺に関することは問題ないが、粗暴等で他児との関わりに課題があり、終始職員が側にいて声掛けやお話相手が必要であるなど、具体的にどんな支援が必要であるかで判断されていないためだと思います。(障がい程度と支援の重要度は比例しない) ● トイレ誘導で自分で出来る。一人で食事ができる。 ● マンツーマン対応（転倒防止：身体に装具を装着しているため)、他害の危険があり常時見守りが必要だがコミニケーションをある程度取ることが出来るためだと思われます。 ● マンツー対応での支援が必要であっても、該当する調査項目が無いため、加算対象にならない。調査票の内容が極端（変形するほどの肉が見えるほどの…等）で、事業所ではそのような事にならないよう、常に気をつけている。 ● 以前からあったが今年度になり、指標判定の項目にある行動が増えた事や、家では本人の求める活動を行っている事で指標にある行動あまり表出していない事

	● 以前の指標該当制度で療育手帳のＡ判定でも指標該当時とみなされていなかった事が一つの理由。自治体の判断に格差があり市町村の判断で決まる事。 ● 意思疎通が困難で指示が入らない。日常生活動作が全介助でなければできない。 ● 移動や行動の切り替えに時間を要する。好きな職員の声掛けがないと行動できない。構ってもらいたくて大きな声を出したり、ドアを必要以上に大きな音をたてて開閉する。暑さが苦手で、自傷や他害がある。 ● 一対一の対応者が多い事や、保護者対応の深刻さを含めて考えてほしい。 ● 一部個別でのサポートを必要とする場合や、状況によっては個別でサポートが必要な児童の為、常に個別でのサポートは必要ない（見守りで対応が可能） ● 加算Ⅰを取っている利用者のお子さんと比較した際、同じような行動、様子等が見られるため。 ● 加算に際して事業所内での調査等がなかったから。 ● 加算開始時はコロナ禍でもあった為、書面のみの配布でした。直接担当の方と確認したことで、同じ言葉でも解釈が違う事が分かりました。 ● 加算対象として検討中のため未申請です ● 家での過ごし方と他の児童がいる中での様子が異なっており、その違いを把握することができていない。 ● 家での様子のみを判定基準にしている為 ● 家族、事業所、学校での様子など相違が発生している。感じ方や捉え方の違いがある。 ● 家族からの聞き取りが不十分、外国籍の保護者で内容の理解ができない。事業所の意見の聞き取りが無かった。 ● 家族が担当者に本人の状態を正しく伝えられていない。担当者が家族からしか聞き取り調査をしていない。担当者が本人の事を知らない。 ● 家族の困り感が低く、認定調査時に前向きな意見を強く表現した事。相談支援専門員が調査前後に家族以外の関係機関からの情報取集をしなかった事。 ● 家族の困り感の低さ。 ● 家庭では落ち着いており特に問題はなかったため ● 家庭で見ている子どもの様子とデイサービスで見ている子どもの様子の違い。 ● 家庭と事業所での様子が違う事基準が明瞭ではない事

	● 家庭と事業所の子どもの様子にギャップがある。 ● 家庭の中と放課後デイの中との様子状態で差がある。家庭の中では様々な要因で我慢や自制をしているため保護者の聞き取りだけでは加算対象にならない。 ● 家庭への聞き取りだけでは、事業所で個別の対応を必要とすること（特に周囲との関わりに関するもの）については課題として上がってこなかったのではないかと考えている。 ● 家庭以外での場所（主に施設）でのモニタリングおよび聴取が出来ていなかったため。 ● 家庭場面と集団場面でのお子様の状態像に相違が大きいので調査時に把握できなかった側面があるかもしれません。 ● 家庭内では集団行動や他社とのかかわりが少ないため、困り感がない（事業者内では、他社とのかかわりが多いので問題行動となる） ● 家庭内では特に問題はなく、支援の必要性を感じられていないのかもしれない。生活動作への促しに応じていれば、年齢相応の生活やコミュニケーションができていなくても、対象と感じないためかもしれない。 ● 介護量や支援量が多いため ● 各市町ごとの判定基準の違い ● 各役所調査員の調査方法、調査に対する認識の違い。 ● 各役所調査員の調査方法、調査に対する認識の違い。 ● 各役所調査員の調査方法、調査に対する認識の違い。何を基準に調査しているのかが分からない。調査員の考え方によって加算対象とならない事が多いように感じる。 ● 確実に集団の中での指示は十分入らず、個別での指示やサポートを要する状態の児童でも加算対象となっていなかったから。 ● 学校もお休みの放デイも利用がなかった為。 ● 学校や放課後等デイサービスでは気分が不安定な事や気持ちの切り替えがなかなか出来ない事、暴力的になってしまう事もあるが、ご家庭では落ち着いて過ごされている様なので対象にならなかったのでは？と思っています。 ● 感情のコントロールが難しく、活動にのれないことがあり、マンツーマン（時には２人体制）で対応が必要なため。適切な活動を促すため、準備や場所の確保に人手が多く必要。 ● 管轄の障害福祉課にも相談はしているが、保護者様の子供に対する障害についての受容が受け入れがたいところもあり、説明や理解をしてもらうのが難しい。

	● 基準が明確ではないから、母親が困り感と、学校の困り間、事業所などでの困り感が異なるから ● 強度行動障害の判定を受けている児童であるため（2 名）意思疎通、食べられない物を口に入れてしまう行動が頻回である児童のため（2 名） ● 決定のための調査判定内容が、発達障がい児に対する適した支援への内容や評価が不十分なものとなっている。 ● 決定のための調査判定内容が、発達障がい児に対する適した支援への内容や評価が不十分なものとなっている。 ● 県によって対象とする基準が異なるように感じる。 ● 見方の異なり。 ● 原因不明で後退性があるため ● 現在の個別サポート加算Ⅰ対象者を考慮したら、他の方も対象となり得ると考えられるため ● 現時点では非該当の児童はいないが、以前該当からはずれ、再度該当になった児童もいる。保護者への聞き取りで判定していると思われるが、自宅では家族間での関わりや自由にする時間が多いので「支援不要」の評価になる。事業所では他者との関りが多いので支援が必要になる。また、保護者が充分に内容を理解出来ていなこともあるので、必要な児童に加算がついていない場合もあるのではないか？ ● 現状での個別サポート加算の取り方を把握していない。 ● 個々に異なるが、食事、排せつ、衣服の着脱などに介助が必要。行動障害。 ● 個別サーポートの必要性や、重要性を理解が進まない。事業所での困りについて、保護者が認めたくない傾向もあるように感じる。 ● 個別サポートの制度が保護者様の理解が行き届いでいない。 ● 個別サポート加算１の⑤～⑳について、行政が、保護者からの聞き取りの中で、支援不要と答えているケースが多い。最も支援が必要な項目で、親として支援が必要と答えていない。また、答えたくないので、聞き取りのまま実行している。 ● 個別サポート加算の算定をすることで、親御さんが重症と認識する傾向があった。 ● 個別サポート加算の対象が身辺自立および行動面での課題のある児童となっているため、病気への配慮や精神面での個別の支援が必要な児童は対象となっていない。あるいは行動面での課題はあるが保護者が行政の聞き取りで言わず、わからないままに１年生で入ってくるお子さんがいる。 ● 個別サポート加算対象の聞き取りが事業所になく、保護者のみの為。（更新時もなし） ● 個別の支援が必要だと思われるので

	● 個別支援１の項目が放課後等デイサービスの基準に合ってないから ● 個別的支援が必要で集団的行動が難しい。 ● 語彙力が高いため、コミュニケーション能力が高くでてしまう言語力がなくても落ち着いて過ごせ、こだわり度の露出が低く見える事業所への実態調査がない（聞きとりだけでは、実態がつかめないためか） ● 更新申請時、行政（市区町村）から保護者への聞き取りが不十分。用紙のみの聞き取りでしっかりと対応していない。保護者からの聞き取りのみで、事業所への聞き取りは今のところ皆無。保護者からの要望がないと事業所への聞き取りはないし、保護者からの要望があっても、必要と判断した場合のみで事業所への聞き取りはしないと言われた。保護者からも、行政からの聞き取りは用紙に記入するのみで、しっかりとした聞き取りがないと言っていた。また、質問の内容が分かりずらい中、用紙に記入しているという事だった。 ● 行政からの聞き取りの際の保護者の対応の違い。行政が事業所に見た際の利用児の様子が落ち着いていた ● 行田市の障害福祉課の担当者は、対象児童と面接もしないで保護者に電話による聞き取りで決めている為。 ● 行動面の自立＝手がかからない、という訳ではない。多動、衝動性、攻撃性等があると職員は対一でつかなければならない。単純に生活の自立面だけを評価すると、現場で支援を必要と感じている職員と評価する側とでズレが生じる。 ● 項目には該当しないため ● 再調査や行政へ連絡をしていないため ● 最初に調査票を渡される保護者が市から趣旨を丁寧に説明されていないもしくは理解できていない。 ● 算定の基準、項目内容が曖昧で調査時点での返答に困る。他害や自傷がなく行動障害がないと算定基準に達していないようだが、社会生活の適合で考えれば検討する利用者様はいると感じます。 ● 市に問い合わせたところ、保護者からの聞き取りによる、と言われた。保護者の見立てによる。 ● 市の子ども支援課が決定をしているが、決定にあたって実際子どもの様子をみていない。 ● 市の職員によって該当・非該当の判断が分かれすぎている。明らかに活動に対して一対一以上での支援が必要な児童に対しても、「想定の範囲内です」と答えられた。 ● 市の担当者と保護者との話で決定されるため、保護者は家庭での状況が中心になり、またどうしてもできるようになったことや成長した部分に目が行くため、実態と合わない場合がある。市の担当者には事業所での様子も参考に決定して欲しい。 ● 市町ごとの判断基準があいまいで家族、利用事業所の意見が比例していない

	● 市町村がそう判断したからです ● 市町村によっては、加算手続き等の書類の多さ（保護者に記入等）があり、保護者の意向もあり加算をつけることが難しいことがあった。 ● 市町村によって対応が違い、個別サポートが導入されても前年度のまま加算対象とされなかった。前年までは親からの聞き取りのみで判断され事業所への聞き取りはなかった ● 市町村により差があるのは感じています。 ● 市町村の考え方に相違があるため ● 市町村の担当者の判断の甘さ ● 市町村の判断なので障害手帳Ａでもならないケースがある ● 市町村や保護者様の加算対象に対する基準の捉え方の違い。 ● 市内特別支援学級在籍児童であり、行動の諸課題において支援度は高かったがＡＤＬがおおむね自立していたためと推察している ● 市役所、相談支援員、保護者のみで基本報酬の区分における指標調査を行い事業所が入らなかったため。聞き取りも行われなかった。 ● 市役所による査定となる為、母からの聞き取りが不十分であるのではないかと思われる為。 ● 市役所側で調査しているので大丈夫だと言われた。親御さんが子供を重度に見られることをデメリットだと思っている様子で断られた ● 指示の入りにくさ、大人の声掛けと介助が動作時必要初めての場所、人物とのコミュニケーションの難しさ保護者の「できる・できない」の理解の差（入浴など一人で入るが洗体や湯温の確認ができていない児童がいる） ● 指標が保護者と事業所で相違があるため。 ● 指標に係る調査での判断・保護者様からの聞き取りと実際現場での療育での相違 ● 指標に値しなかった。 ● 指標のやり方、点数制で曖昧な部分が多く、1 週間にその事象が起こる頻度とは、毎日起こることもあったり、１ヶ月起こらなかったりと児童個々によって違いがある。学校や自宅、デイサービスなど、環境や人数、過ごし方が様々あり、児童個々の置かれた環境や背景まで見て判断していくことを普段から児童と接していない役所の人間に聞取りだけで判断を任せていること ● 指標該当かどうか調査した資料をもとに、個別サポートⅠの加算対象かどうか調べた市は、4 月から個別サポートⅠがついた。報

	酬改定があっても、支給更新のタイミングまで調査しなかった市は、一律個別サポートⅠの加算はつかなかった。 ● 指標該当を本児及び保護者に確認をして決定をしており、キチンとした説明を保護者にしていない為、受給者証に何がどうつくのか？がわからなくなりつかないように保護者が記載/聞き取に対しての対応をしているのが原因だと思われる。また、事業所/学校への聞き取などはなく、保護者の一存で決められているのが原因。 ● 指標該当有の対象児で通所給付決定の更新までは個別サポート１の加算対象児であったが、更新時に個別サポート１の対象児から外された。そのため市町村の福祉課窓口に問い合わせしたところ、保護者からの聞き取りのみで、指標を基に判断したので、事業所からの申し立ては受け付けないといわれた。おそらく家族の聞き取りのみで調査が行われたことで、聞き取り者の解釈等も含め事業所と大きな認識の違いが出たものと考えられる。 ● 指標判定の表の項目の点数の合計が 13 点以下であった。 ● 指標判定は我々が行うものではないので詳しくは分かりませんが、低学年の方は特に気持ちを言語化できずに急な環境の変化等でほぼ毎日パニックになりながら苦しまれているご利用者様がいらっしゃいます。サポートを多くかけなければ安全・精神面・健康を維持することが難しく、施設の中ですから手数をお掛けして安全に配慮しておりますが、雇える職員の手数が薄くなってしまうと非常に難しくなります。もう１人職員を雇うか雇わないかを判断する上で、雇いたいのに加算が足りずに危険を承知で雇わない判断になる可能性があります。コロナ禍では特にマスクをつけられるかつけられないかも大きな判断基準として取り上げるのはいかがでしょうか？つけられない時点で、ご本人様に大きなリスクが伴い、支援する我々も多くの配慮が必要になります。生意気なことを申しておりますが恐縮もしております。一意見ですので他意はございません。制度や事情もよくわかります。現実的には限られた財源の中で工夫してやるしかないと強く思っていますので、現状維持でも仕方ないと思っています。 ● 支援ニーズが高く、きめ細やかな支援を必要とするため。他機関連携の必要性も高いため。 ● 支給決定担当者の判断ミス。個別サポート加算についての判断を前年度までの高度強度障害支援加算と混同されているのではないか。複数の自治体から利用者さんを受け入れていますが、自治体によって、個別サポート加算（Ⅰ）の取り扱いが違う事も散見されます。 ● 施設への聞き取りがないため。ご家族では出来ると答えてしまうケースが多いと思います。集団の中や、場面が変わった中での評価がされていない様子が見られる。 ● 紙おむつをしているので、他の利用児童よりも指導員のサポートで、定期的に時間をかけておむつの取り換えの必要があるため。 ● 事業所での活動で特に安全面や食事、排泄、入浴等で多くの支援が必要だと感じている。

	● 事業所での支援状況との相違があった ● 事業所での調査を行い、個別サポート該当者への保護者との話し合い、説明を行った後、調査票にサイン頂き提出しましたが結果は変わらず。 ● 事業所と保護者の見解の相違 ● 事業所と保護者の伝え方が不十分であった。 ● 事業所と保護者の認識の違い ● 事業所に意見を求めていない。 ● 事業所は特に進言することは無かった。相談支援事業所や保護者がどう行政に対し調査等を求めたか、又はアクションそのものを起こさなかったのかは聞いていない。 ● 事業所への聞き取りがないため、加算対象と思われる児童の情報が少ない中で判定を行っているから。 ● 事業所への聞き取り調査はなかった。 ● 事業所内で指標に基づき検討し、市町村に提出したが予算の関係でつけられないと断られた ● 事業所内で対象と思われる児童の調査を行い、市役所へリストを提出するも、市役所ですぐに調査してくれず、受給者証の更新時にしか対応してくれない。調査を認定する方の裁量や保護者の訴えによっても差が見られる。 ● 児童の実情の把握が出来ていない。介助の必要があるものの、保護者さんの聞き取りにおいて、実情と違う報告がされている可能性がある。 ● 児童の実態調査を保護者からの聞き取りのみで終わっているのではないかと思われる。また、更新時に利用している事業所の聞き取り等がないため。 ● 児童の特性をしっかりわかっていない。 ● 児童の様子について保護者が市に状況を正確に伝えていない。 ● 児童指導員は必要性を感じるが、相談支援専門員が必要を感じていない為 ● 時々あるいは部分的に支援が必要であると当事業所で感じている項目が、支援不要と判断されているためではないかと考えます ● 自治体からの保護者アンケート（聞き取り調査）によって、個別サポート加算を算定している為、実態が反映されていないように感じる。 ● 自治体から事業者への聞き取りや調査も一切なく、保護者にもサポート加算についてしっかりとした説明をした上での聞き取りが

	行われていないから。また個別加算対象となる為の定義や指標が不透明で曖昧であるから。 ● 自治体から聞き取りがあったが、事業所の意見が反映されずに親からの聞き取りだけ反映された決定になった。 ● 自治体から保護者に説明不足で理解していないで、聞き取りをして結果を出している。 ● 自治体が事業所等の実態調査（聞き取り、見学等）をしていない。 ● 自治体によっては聞き取り調査が保護者のみで行われる為。 ● 自治体の調査内容が不明である為、対象要件に当てはまっているのかどうか難しいところがある。 ● 自治体の把握・情報提供不足により、登録されていない。利用者・保護者が申請するような、制度の習熟がはかられていない。 ● 自治体の判断によるところが大きいので、大きい市区町村になると判定材料が厳しくなっている気がする。一度の面談で判断するのではなく、何度か経過観察を得て判断していただきたい。これから更新面談があるケースがある。 ● 自治体及び検査員の見立てや制度上の理解度合などが勘案されたか。 ● 自治体主管課職員が本人を直接見ず、保護者に調査票の質問だけで決定しているため。保護者は家では困らないことがあっても、学校や事業所等の集団生活では問題があるケースが多い。 ● 自傷・他害があり、会話による意思の疎通ができない児童。車イスで排泄等も全介助の児童がいる。書面上や面談で判定を決めているが、現場での状況が理解できていない。 ● 自傷・他害がひどく感情のコントロールが難しい。 ● 自宅で生活する上で支援が必要な事と、集団生活である事業所で生活する上での支援が必要な事とのズレがあるため。 ● 自分の事が出来ず、動いてくれないため。指導員が１人ついて支援している。 ● 自立のレベルは保たれているため ● 実際に家庭で支援をしている保護者と，事業所で支援をしている支援者の考え方や捉え方の認識の違い．家庭と事業所での環境が違うため，子供の様子も変化してくるため． ● 実際に活動集団での確認を希望します。 ● 実情が、審査機関に伝わっていないのか ● 受給者証の更新がされてなくまだ個別加算サポート（1）ではなく指標でした。 ● 受給者証の更新月が来ておらず、調査書の確認が出来ていない為。 ● 受給者証の更新時、保護者だけの聞き取りだけで、事業所への聞き取りがないまた、実際の状態像を見ていない。きちんと子ども

	の状態像を伝えない保護者もいるので、正確さに欠ける。 ● 受給者証の発行・更新の時に加算対象にならないと、そのままになってしまう。行政は保護者への聞き取りのみで、実地調査に来ることはない。事業所への聞き取り調査がなかった。 ● 受給者証を発行している福祉課に再確認の依頼をし見直しを依頼したが、該当にならなかった。 ● 受給者証更新の際に加算が付いているかの確認をしているのみで、どのよううな手続きをしているか不明。 ● 受給者証更新の時期の後、本人の様子に変化があったため、その時点では加算対象にならなかったのだと思う。 ● 就学児サポート調査を用いての聴き取りの際に、保護者の捉えや解釈の違いによって、左右されると考えられる。個別サポート加算Ⅰが更新時につくとして、自治体主管課職員から事業所に児童状況の問い合わせがない。 ● 週５回以上の支援が必要という文言のため、週５回以上利用していないから該当しないと想定されているためか。 ● 集団での活動が難しく、視覚的・聴覚的な配慮が必要である為。 ● 集団での活動になると参加が難しく個別なサポートが必要であるため。 ● 集団で過ごすことに拒否があり、学校も登校拒否により行けていない。叱責に過剰反応を示し、支援者の声掛けを叱責と捉えてしまうこともある。集団で過ごすことにより心身に影響が出てしまうので、個室での個別対応が望ましい。以上の理由により、加算対象になると思われるが、著しい行為や行動がないことが対象にならない。 ● 重症心身障害児や車椅子で日常生活に介助が必要だが、なぜだかよくわからない ● 重症心身障害児を対象とする事業所 ● 重症心身障害児対象事業所の為 ● 重心型放課後等デイサービス事業所であるため、個別サポート加算Ⅰの対象外 ● 重心対象として放課後等ﾃﾞｲｻｰﾋﾞｽを行っているため加算を算定していない ● 重心単価を取っている為算定対象外 ● 小４の利用児童は、10月より対象児となった。知的レベルはある程度高いが、生活リズムが著しく不安定で、身辺自立も出来ていない部分が多い。母が市の聞き取りの際に、そのような都合の悪い事は伝えなかった為に、加算対象とならなかったと思われる。髙３の対象児童は、方デイの事業所を３ヵ所利用しており、各事業所によって評価にばらつきが見られたことが理由として考えられる。 ● 小学校１年生に関しては就学して間もないことから、関係機関とそれらの状況や情報の共有不足。他２名は不登校のお子さんです

	が、家庭以外で過ごせる場所としてデイでの様子は重要な情報源と思われますが、サポート加算について対象児の聞き取りがそもそもないので、加算対象に繋がっていないのだと感じます。また、行動関連16項目のチェック表の解釈も担当者によって判断の相違もあるように感じています。 ● 小学校２年生３年生…生活習慣は自立しているが、集団の流れ乗れず協調行動がとれない事が多いため職員が個別に付かなければならないので。 ● 情緒的に落ち着かず支援に保護者様との連携を密におこない対象児童の日内変動によって活動ベースを調整しないといけません。個別の支援計画も変動するため活動内容の変更(個別活動移行）に切り替える必要性もあります。よって支援の難易度が高まります。保護者に対しての働き掛けも必要ですが保護者様の受け入れ家族間の関係性に影響するため細心の配慮が必要になります。現状、慎重に対応しております。障害が明確な生徒様は勿論のことですが診断名がない生徒様の方でも個別支援の必要性が高いお子さまが多くいらっしゃいます。現場でしか分からないことも沢山あるため関係機関への聴き取り等を、しっかり行ってほしいです。 ● 情緒面や行動面、精神的な波など加味されていないように思われる。 ● 情報量と調査（判断）の基準が人によって違う放デイ利用時の様子と学校や家庭等そのでの様子が極端に違う児童の場合 ● 食事・排泄面は自立しているが、突発的に外へ出る行為、走り出す行為がある。危険回避できないので、移動の際は常にマンツー対応 ● 新一年生のため、情報が不足していた。 ● 申請していない ● 申請時の保護者の方の記載状況だったかと理解した。 ● 親 ● 親からの申請時の聞き取りのみのため、家族と支援者との認識の違いがある。自治体担当者の知識の違いがある。 ● 親からの申請時の聞き取りのみのため、家族と支援者との認識の違いがある。自治体担当者の知識の違いがある。 ● 親が困っていないから ● 親さんの過大評価 ● 親と職員の考え方の違い。職員は全体の利用者を見て把握できるが、親は良く目で判断するのが多い。 ● 親や相談員の判断基準 ● 親支援も行うが、親への学習の協力は望めない。学習面においては個人対応が必要である。一人に対しての時間がとられてしまっ

	ている。 ● 身辺の自立はできており言葉の問題もない。情緒面や多動面でのサポートの必要性については詳細になっていない。 ● 身辺自立ができており、コミュニケーションもとれ、読み書き等も出来ることから判断基準の指標点数が加算対象基準に満たない為。 ● 身辺自立は基本的にできており、日常動作に対する支援は必要ないこと。また、その利用児の抱える困難さが指標に必ずしも当てはまらない為ではないかと思う ● 制度の内容を保護者が理解せずに回答をし判定が出されている、市役所窓口の説明不足を感じる ● 成長に伴い、最近になって常時見守りの必要なてんかん発作が起こるようになったため。 ● 生活習慣が自立していない。言葉による意思の疎通が難しい。 ● 生活動作も完全に自立しているものはなく、手助けが必要な状況ではあるがついていない。以前の指標該当では該当していた児童だった。 ● 生活面や行動面で一人での自立が難しく、職員の介入部分が多いため。 ● 声かけでは難しい目が離せない一人で突発的に動く ● 前制度の指標該当者であるが、受給者証の更新時までは加算 1 の非該当者となっている。 ● 全介助はほとんどないが一部介助が多数必要な場合、合計点数が 12 点で対象になっていない状態などが考えられます。一部介助も全介助も、職員が傍で対応するのはどちらも変わらず、難度等の高低はあれど、対象者に接する回数、時間が多くなりがちな為、サポート調査時の判定との認識のずれが発生していると思われます。 ● 全体指示が入る。他傷、自傷、逃走がない。協調性がある。コミュニケーションがとれる。 ● 双子で片方のみ加算が対象になっています。二人ともに肢体不自由があり、日常生活においてもほぼ全介助（トイレ、食事、衣服の着脱、車の移乗等）ですが、加算対象外のお子さんはずりばいが出来る為室内であれば移動が可能です。二人だけで見比べると…ではないかな？と思いました。また他のお子さんは成長が最近著しく、ごくまれに意思疎通が出来るようになった自閉症の重度でも、保護者にとっては楽になったという思いがあるのかと思います。事業所では意思が通らないと泣いて自傷行為や他害が出ています。その為職員をその子に配置し手厚く支援を行っている現状です。保護者に伝えても、伝わらない保護者も居る為、どの程度の支援が必要なお子さんなのかを理解していただくのが難しい現状です。 ● 相談員の本児への理解不足と知識不足。事業所と相談員の法律に対する乖離がある為。

	● 相談員支援センターが個別サポートの有無を決定しています。実際に施設を見学したり連絡を密にすることで、支援も難しさを理解し、個別サポートに繋がるのではないかと考えております。 ● 相談支援にて評価及びモニタリングをおこなっていない。コロナ禍の影響が大きいのかな ● 相談支援に入っていない為、正しい判定ができていない保護者は高校進学まで考えているが、学校と放デイは今すぐ養護学校に転校するのが本人の為ではないか、と温度差が激しい ● 相談支援員さんが必要ないと判断されてしまった。ご家族が必要ないと思われている。 ● 相談支援事業所が計画相談に入る際に、保護者からの聞き取りを行っているが、実際の集団場面での様子が反映されていなかったため、加算対象とすることが遅れた。 ● 相談支援事業所が提出した調査票が実態と違っていた ● 相談支援事業所に状況を伝えるが、保護者様が同意しない場合は加算がつけられないとのこと。保護者様の負担分も増えるため家庭によっては加算をつけれれない状況。 ● 相談支援専門員がチェックをする為、事業所からの視点と多少のずれはあると思われる。 ● 相談支援専門員から聞き取りをされましたが、理由は分かりません。 ● 相談事業所、及び菊池市役所福祉課の判断 ● 他害行為、トイレ介助、指導員への執着等１対１の対応が常時であること。 ● 他害行為・学習障害などの程度について、保護者が正しい判断が出来るのか疑問に感じる部分はあります。うちの子に限って・・・という考えを持っている保護者も存在すると思います。そうすると評価が変わってくるのではないでしょうか？調査結果を見たわけではないので何とも言えないが、事業所側でチェックすると該当するのでは？と思われる児童はいます。 ● 多動・他害があり、細心の注意が必要であるにもかかわらず、身辺自立しており介助の必要がないと見なされているため。特に他害については、調査票の他の項目と同じウエイト（点数配分）である点は、見直しが必要だと思います。 ● 対応が間に合ってない ● 対称と思われる児童について個別支援サポートの判断を実施する上で関係行政からの相談等を受けていない ● 対象にならなかった児童に関して調査票の記入をする機会がなかった。 ● 大きな声出しや過度な注目行動、毎回ではありませんがパニックがある方なので加算対象でない事に疑問を感じておりました。 ● 知的水準や身辺自立に問題はないが、特定の職員でないとコミュニケーションできなかったり、場面緘黙があるなど、コミュニケ

	ーション面に大きな困難を抱えており、一対一以上の対応が必要な児童について、現行の指標では、判定外になってしまうため。 ● 中学・高校生では、精神的な不安定さをもつ利用者も多く、支給決定期間中に状態が悪化し支援度が高くなるケースがあるが、更新のタイミングでないと加算対象とできないため。 ● 調査がしっかり行われなかった。 ● 調査がまだ未実施なので ● 調査の仕組みが不明確。再調査の際はどこに申請をすれば良いか不明確。 ● 調査の対象や内容・方法。保護者に対する調査の他に事業所や関係機関に対する聞き取りが不十分なのではないか。 ● 調査は保護者が行っていた点。事業所や学校では個別対応が必要な児童でも保護者の認識の違いで反映されていない。 ● 調査を行ったのが３年前で、その時より今は状態が違うためだと思われる。 ● 調査員と市町の調査見解の違いだと思います。(子どもの実態を把握していない) ● 調査員と調査対象者に認識のずれがあるのではないか？調査員は、どれだけ個別の支援が必要かを調査するという調査の目的や、それにより個別サポート加算が付いた場合、事業所がより手厚い体制が取れるようになることなどを説明し、対象者はそれを理解して回答しているか？また、事業所や保護者への聞き取りだけでは支援の現場は把握しきれないと思う。 ● 調査員の聞き取りが不十分 ● 調査内容によって ● 調査票の内容について保護者の認識不足。 ● 調査票の領域について、最終評価の段階にでも事業所からの聴き取りを行って評価に反映して欲しかった。 ● 直接支援している児童指導員と、保護者等様と行政での評価では、評価の乖離があるかと思われる。 ● 適切な聞き取りや評価がされていないと思う。 ● 当該児童の自治体では方デイ利用者が今までいなかったため、担当者の専門知識不足が原因かと思われる。 ● 当事業所が重症心身障害児を主に支援をしているため加算対象にならなかった。 ● 当事業所は発達障がいの方を対象としており、困難さが一般的に知られていないと感じる。例えば、保護者であっても常日頃からの生活の大変な部分が当たり前となってしまい、自分の子どもに手厚いサポートが必要だと気付いていなかったり、訴えの必要性を感じていなかったりする。 ● 動きは大きくないが、支援比重は大きい

	● 難病指定の病弱児であるが、全てにおいて保護者の多大な介助を要すため、能力勘案で ADL を評価されてないため。 ● 日常生活動作には問題ないため。 ● 認定の調査表をご家族のみで記入しているから ● 認定調査の基準が障がい支援区分ではなく、程度区分の考え方が残っている印象がある。自宅では自由に過ごすが故に保護者への聞き取り調査では大きな課題が無くても、事業所利用中など集団場面では課題が多い事例がある。加算に関しては事業所の取り組み収入にも関わるので事業所での支援実態が十分に把握されていなかったのではと考察している。 ● 脳性麻痺児てんかん自閉症多動児 ● 排泄、食事、着替えにおいて全介助で行っており、車椅子から下りると這って多動に動く為、目が離せないなど人員が必要な児童のため。 ● 排泄などの身辺動作が自立できておらず、支援が必要。 ● 発語がなかったり、脳性麻痺等の重度的な児童で手厚い支援が必要な方も対象外となっている。保護者様の申請により変わると思われます。 ● 発達や発語にかなりの遅れがあり、コミュニケーションをとれない場合もございます。 ● 発達支援のソーシャルトレーニングに特化しているため ● 判断基準の明確化がされていないと感じています。聞き取り調査になるため、保護者の受け取り方でも変わってきていると思います。 ● 判定する際に、事前の聞き取りがなかったことや自立度としては高いものの、自宅と放デイでの様子の違いがある為。又、市町村によって判定基準にばらつきがある為。 ● 判定員の判断基準が正しくない判断マニュアルを理解していない杜撰な聞き取り調査がある ● 判定基準の中で聞き取りだけでなく、スタッフや保護者本人の様子をしっかり見ていただけると良いのではと思います。 ● 比較的手の掛らない場合や、コミュニケーション等が難しくても日頃利用している場所で落ち着いてその場に居れれば問題ないと判断されたのかなと感じる ● 必要な児童には再調査を依頼し、再判定を行ってもらっています。又、点数化する中で多少の誤差は生じるとは思いますが、保護者などの捉え方や相談事業所との連携によると思います。 ● 評価基準の違い

	● 評価時期をサービス更新時に合わせた為。 ● 不登校生活自立がまだ出来ていない１対１の支援が必要（集団対応が難しい）言語によるコミュニケーションが難しいトイレの自立が未発達特定の人以外のコミュニケーションが難しい ● 普段の行動や活動する上で、可算対象になっている児童に比べて、変わりがないように思われるし、可算対象になっている児童より重く感じる為 ● 普段は多動で他児とのトラブルがあるが、調査員来所時にはそのような行動が見られなかった。そのことを調査員には説明したがイメージが持てなかったかもしれない。 ● 普通学校に通っていて、支援クラスに入っていない。 ● 普通学校の通常級の在籍と言うこともあり受け答えはしっかりできているからではないかと感じられる。 ● 複数の事業所を利用されており、他施設が調査記入を行った為。 ● 聞き取りが家族のみに行われており、児童の状態が十分に反映されていない。 ● 聞き取りが不十分だと感じています。また、保護者の判断が主だと評価の基準が分かりづらいと思います。個別サポートの意味の理解が出来ていないご家族が多いように感じます。 ● 聞き取りが保護者のみになっている点。 ● 聞き取りで、保護者が何でもできると答えたようだ。 ● 聞き取りのやり方に偏りがあるのでは ● 聞き取り調査にて、調査の項目に当てはまるか当てはまらないかという判定基準のみでは実際に判定にもれてしまう児童が多くいると感じる。(指標該当対象児ではないが個別支援を必要とする児童は実際に数人みられる）また、児童各々の成長速度や環境要因の変化などによっても大きく特性に関しての様子に変化がでてくるので、度々調査・見直しをする必要があるように感じている。 ● 聞き取り調査の際、ご家族に説明がない。また、対象児を知らない者が聴き取りをしている。 ● 聞き取り調査や判定を障害理解のある人がつけていない。関係機関で実態を共有できていない。 ● 保護者、ケースワーカー等、加算対象か否かを調査する人と事業者の児童像の不一致 ● 保護者からの情報を行政が鵜呑みにしている。 ● 保護者からの調査票の聞き取りのみで自治体が判断しているため ● 保護者からの聞き取り（自由に過ごすことのできる家庭での様子）が重視されている。

	● 保護者からの聞き取りだけでは困り感が出てこない場合もある。事業所や学校、自宅での差がでてしまう。 ● 保護者からの聞き取りだけによって判断されている部分が大きいと思われるため、学校や事業所、相談員からの意見等も入れて判断していただきたいと思います。 ● 保護者からの聞き取りで判定を行い、事業所や学校での状態確認が不十分だと思われる。 ● 保護者からの聞き取りのみでは、支援側との相違があったため。 ● 保護者からの聞き取りのみで算定されているため。 ● 保護者からの聞き取りのみをもとにして算定の有無を決めている事事業所での様子は反映されていない事 ● 保護者からの聞き取りや質問アンケートの返答でのみ決定されている。アンケートの内容も簡単なものだった。実際、自傷行為があり保護者からの訴えがあっても常時ではないと頻度の観点から個別サポート加算の対象にならなかった児童がいる。事業所からの聞き取りや利用時の様子確認を行っていない。 ● 保護者からの聞き取りを行政が行っているが、保護者のみの聞き取りだと事務的な聞き取りになってはいないかと思う。本質的な課題などは保護者が理解していないことがあったり、課題として受け止めていない場合もあるのではないか。 ● 保護者からの聞き取り結果が主として反映されたため、事業所が把握する実態とずれがあり、加算対象にならなかったのではないかと思われる。 ● 保護者から見た児童の様子（家庭）と放デイ等、社会生活における児童の様子の認識に差がある為。事業所としても児童の実態をありのまま全て伝える事が信頼関係を築く上で良いとは限らない為） ● 保護者から見る児童と療育など関係機関からみる児童との見方の相違 ● 保護者が記入されるからだと思われる。 ● 保護者が個別サポートの対象になるという認識がないため。 ● 保護者が子ども評価を高めに記入したと思われる。 ● 保護者が自治体に行って手続きを行っているので､保護者が自分の子どもを見ているときの考え方が本人に合ってないことが多い。 ● 保護者が体調不良のため十分な聞き取りがなされなかった。 ● 保護者が調査票に記入した内容を把握していないため、本当のところはわからないが、実際の状態より軽度に記載した可能性が考えられます。 ● 保護者が調査票を記入し自治体に提出し、その結果のみで判定されたため。

	● 保護者さんのお子さんに対する評価の基準の違い ● 保護者としては個別支援が必要と思われていたが、計画作成時に相談支援が状況をみて判断された。 ● 保護者との認識の違い ● 保護者との面談、アセスメントのみで該当、非該当が決まる為、家庭内での行動に限定されてしまう ● 保護者と支援者との困り感等の違い→認定調査を相談支援専門員が行うため、保護者への聞き取りが主になる。事業所は事業所で聞き取りをしてもらった上での判定ではないため解釈に差が生じると思われる。 ● 保護者と支援相談員と障害福祉課でモニタリングをするため、事業所での様子が反映されない。保護者の「できる」は事業所からみると「できない」と判断するレベルのことであったりもする。正しい判定ができていない。一番新しい情報でモニタリングがされていないように感じる。 ● 保護者と事業所の見立ての違い。 ● 保護者にしか聞き取りをしていないため ● 保護者にとって「介助を必要とする」と「配慮の必要がある」は必ずしも一致しないと思われる。「介助」という言葉のイメージも持ちにくい。調査項目前半に行動上不穏さを感じさせる項目が多いため「そこまで大変ではない」と感じさせて今うのではないか。後半の調査項目にスキル的なことが出てくるが、そこに目が向きにくいかもしれない。 ● 保護者に我が子に対する障害度評価が、どうしても良いほうに取ろうとするバイアスがかかり、実際の生活における障害度を軽く見がちなところがある。 ● 保護者の、障害認知が不足し、お子様の能力を高く評価している。集団生活で、障害の状態が顕著に出るが、自宅では比較的落ち着いているため、評価の指標の申告がなされなかった。 ● 保護者の意見だと思われる。 ● 保護者の回答が、期待値を含んでおり、実際のスコアより高いものであるため。 ● 保護者の見解と事業所での見解に相違があるため。 ● 保護者の見方と支援者の見方が違う。調査票には説明が具体的に書かれていないため、認識が違ってくる可能性もある ● 保護者の見立てと事業所の見立ての違い ● 保護者の考えと、事業所との考えの違い。また、デイサービスを利用し始めて、外出時に他害があることがわかったお子さんもいる。家での姿と外での姿に違いがある。市役所の聞き取りをデイサービスでもして欲しい。首にカラーをしているお子さんで、転

	倒させないで欲しいと言われているお子さんに対して、職員を一人つけているが市役所の指標では、点数が足りない。指標が他害があるかないかに重点を置いている為。 ● 保護者の困り感が行政に伝わっていない。または、保護者が児童に対して過信している。 ● 保護者の子どもに対する評価が高い。（家庭状況（ひとり親・きょうだい児）によって同レベルの子どもでも行動上の問題がある）指標該当の指標項目が発達障害・知的障害の評価スケールに即していない。 ● 保護者の主観で決まっている印象を受ける。担当のケースワーカーによる判断の差が感じられる。 ● 保護者の主観で決まっている印象を受ける。担当のケースワーカーによる判断の差が感じられる。実際にお子さんに会って判定していないことが多い。 ● 保護者の主観で決まっている印象を受ける。担当のケースワーカーによる判断の差が感じられる。実際にお子さんに会って判定していないことが多い。 ● 保護者の主観と解釈の仕方が大きく反映されること、また、対象児と直接的な接点が無い行政担当者が聞き取る評価方法に、客観性や、調査の設問に対する解釈の一貫性を見出せない問題があるかと思われる。 ● 保護者の伝え方、聞き取り調査をする方の受け取り方 ● 保護者の認識(家庭内と事業所での実態の差異を認識できていない) ● 保護者の認識不足 ● 保護者の判断による。 ● 保護者の方がセルフプランを作成して放課後等デイサービスのサービス支給（23 日/月）を受けているが、その際、役場の方からそのような指標該当の有無の話がなかったこと、また、以前のような役場からの指標該当の聞き取り等もなく、役場に問い合わせても「ご家庭（保護者）の方から不服申し立てがないと対応出来ない」とのことで返答あり。まず、保護者の方が指標該当の有無個別サポート加算Ⅰの情報をご存じない方が多いように思われる。 ● 保護者の方の評価（主観的な評価）の高さによる対象外。本当は、ついていないと食事動作が不安定だが、自分で食べる事が出来るから自立と答える方などがいる。 ● 保護者への説明不足。役所の担当者が電話などで聞き取りをするため、簡単に答えてします。保護者の心理としてできない事を認めるのは難しい。 ● 保護者への聞き取りで調査しているため。実態が出てこない。

	● 保護者への聞き取りで判定していると思われるが、自宅では家族間での関わりや自由にする時間が多いので「支援不要」の評価になる。事業所では他者との関わりが多いので支援が必要になる。また、保護者が十分に内容を理解できていないこともあるので必要な児童に加算がついていない。 ● 保護者への聞き取りによる調査書の項目の頻度のところが判断しにくい振り分けになっている。 ● 保護者への聞き取りのみの査定 ● 保護者への聞き取りのみの査定 ● 保護者自身がチェックをいれる様式だったため、保護者自身の解釈によって加算対象にならない場合がほとんどだった疾患や服薬についての記載項目がなかったため、服薬した状態を記入すればいいかどうか判断に迷った ● 保護者判断に任せている為。 ● 保護者様からの聞き取り内容（家庭）と事業所での様子に差異がみられる。(事業所での様子が反映されない仕組みとなっている) ● 保護者様が軽度と思われている（思いたい)。市町村のヒアリングが不十分。明確な基準がないため。 ● 保護者様の思いは違っていた(加算がつくような障害だとは思っていない、または認めることができない) ● 保護者様の聞き取りの際に、家庭での様子を中心に回答された可能性があるのではないかと思います。 ● 保護者様への聞き取りでの判断の為と思われます。 ● 放デイや学校など、日中生活しているところでの聞き取りは全くなく、親御さんにのみ聞き取り調査を行っているから。 ● 放課後等デイサービスの基本報酬の区分における指標判定の時には該当した児童が個別サポート加算算定では該当外になり支援が必要だと感じます。問い合わせたら何回か判定会議があり最後まで残らなかったことで外れた可能性があると伺いましたが明確な回答はいただけませんでした ● 本人の行動・生活全般を見ずに、一目見てと、項目だけでの判断を、まだ小学生で幼いからと、ひとくくりにされているのではないか。 ● 明かに特別な支援を要するが、保護者が認めていないケースが多い。 ● 問題行動が調査票の項目に当てはまっていなかった。 ● 役所・保護者様の判断 ● 理解・表出コミュニケーションの困難さ。周りの人への危険行為。本人自身の危険行為。これらのことから、常に職員の見守りが必要な状況。

	● 理由がわからない、説明されていない。施設では他児童に危害が及ぶので困っている。 ● 理由については知らされていないのでわからないが、障害の判定点数の相違があったものと考える。 ● 療育者の意見を用いて指標該当を決めているのか疑問に思えた。
町村	● 「放課後等デイサービス指標該当有」のみを対象とされており、その指標判定の調査がご家庭にゆだねられている点。当然のことだが、父兄が児童を評価するシステムだと指標判定で高評価（低得点）になることが多く、該当有にならないことが多い。 ● ADL（日常生活動作）に係る支援内容としてお片付け、衣服の着脱、トイレの後始末、食事のサポートが必要など既存の算定対象児と同じ位の状態であっても加算対象となっていなかったため。 ● あまり障がい特性があることを認めたくない保護者の方に、あまり障がい特性のことをよくわかっていない行政の担当課の方が聞き取りをするため、事業所や学校等の見立てが伝わっていない。 ● そのような児童が利用していない為 ● 加害をする児童ではないから。 ● 加算対象の基準が理解出来ていないのでよくわからないです。 ● 家族や事業所との捉え方に差があるように思う。 ● 家庭での困り感と事業所での困り感にずれがあるため、区分調査の際の評価として表れてこない。 ● 家庭での状況の聴き取りが中心で、当該市町村から施設での個別的な支援（対応）について確認が一切ない。以前から指標の内容がそもそも児童に合っていない。項目の内容が分かりづらく、保護者では判断・解釈がしにくい。（大人の精神疾患対象の項目として捉えるしかないものが多い。日常生活動作について援助が必要な部分が、家庭と施設とでは捉え方の相違があった。 ● 家庭と事業所との児の見立てがズレていること。また、支援をする上で介助配慮の必要性があると事業所が考えていることが、保護者側から、これは、当たり前と捉えられているのか？また、逆で加算対象でないと思われる児に対して、個別加算Ⅰがついていることもある。受給者証の更新時に保護者面談での保護者の困り感の度合いで加算対象になっているのでは？と思われる。 ● 家庭と集団生活では状態が異なりことが多い。家庭では穏やかに過ごせても、集団になるとコミュニケーション不足や他児のと関わり音などでもストレスに感じて他害や自傷になることが多々ある。行政の聞き取りは保護者さまのみで家庭中心にあるため、集団での状況は理解していないと感じる。事業所側の見解も反映して判断して欲しい。聞き取り項目にも問題あるのかと思う。 ● 家庭等では概ね良好に過ごせているが、集団活動になると全く参加できないお子様がいるがそのあたりの情報が不足しているのではないかと感じた。

	● 外国籍の子どものため親の意見があまり反映されていないよう感じる。 ● 各自治体と保護者の認識の違い。 ● 基本報酬区分の指標が大雑把過ぎて、軽度の発達障がい児が該当していない。軽度の発達障がい児こそ精神状態が絡んでくるので１：１での支援が必要になる。基本報酬区分の見直しをしてほしい。 ● 釧路市、白糠町に、加算の対象であると判断されていないため。 ● 現況：重度の自閉児で不登校（月 0～1 回）児童デイサービス利用（月 1～3 回）母子家庭で 3 人兄姉（他兄弟も不登校ひきこもり傾向）対象にならない理由不明 ● 個別サポートⅠに対する事業所の認識と各市町村役所調査員の調査内容認識に乖離がありすぎる。 ● 個別サポートⅠの対象になるのか、ならないのかの判断をするには、実際に関わりを持ち、どれくらいの支援が必要なのかを理解する必要があります。しかし、判断をする市町村は書面でのやり取りや一部分だけを見て判断をする為、誤差が生じると思います。 ● 個別サポート加算がついてなかった ● 個別サポート加算について保護者が周知できていないから ● 更新時に対象から外れてしまったので､市の職員と保護者との受け答えの中で対象にならないと判断されたのではないかと考える。保護者の子どもに対する理解度によって、市の職員に話をしたときの受け取り方も違うし、保護者が子どもの困りを上手く伝えられないことで市の職員に理解してもらうことが難しいことがあったのかもしれない。 ● 行政が判断をしきれていないのではないかと考えます。相談事業所へ問合せを行い、保護者・行政への確認を行ってもらうよう申し出た。 ● 行政の保護者への聞き取りができていない。自傷・他害・奇声などがあっても保護者から行政へ伝わっていない。 ● 市町村、保護者によって特性のとらえ方に差がある。 ● 市町村の調査の方法 ● 支援学校の児童 3 名であるが、他の支援学校の児童はサポートの対象となっている。支援が難しく支援員が 1 名必要なので、加算が必要だと思うが必要か否かの基準が分からない。 ● 事業所からの調査は一切なく、見切り発車の状態だったため、来年度から事業所も含め再調査するという事だった。時間が無かったと思う。 ● 事業所で再調査ができることは知らなかった（そもそも事業所で調査ができるということをしらない。自治体が判定して受給者証

	にのってくるものととらえている） ● 事業所及び学校内での活動では、多動、注意散漫、ASD 傾向と思われる言動が目立つが、医療機関での検査結果ではハッキリとした診断名が付かなかった為。該当児が一人っ子である事により、家庭の中で兄弟間の関わりを通しての社会性の形成を行う機会がなく、また母親がパートタイム就労により、空いた時間を本人の世話に使われるため、家庭でのきめの細かい支援を行う事が出来る半面、家族の困り感の減少につながっているのではないか。 ● 事業所内で指標に基づき検討し、市町村に提出したが予算の関係でつけられないと断られた ● 児童の調査を保護者には行うが、事業所への調査確認はなく既に決定している。保護者のみならず、利用している施設学校等に問合せし調査してもらいたい。 ● 自治体から保護者へ聞き取りの際の設問の意味の伝わり方によると思われます。(保護者によっては用語等に対する理解があまりないことや、上手く伝えられない、主観的にとらえてしまうといったことがあり、質問する側の聞き出し方によって結果が大きく変わってくることがあります)。また、それを踏まえた上で、本人の支援に関わる（客観性のある）第三者からの聞き取りがあまりないこともその理由だと思われます。 ● 自宅での状態等をご家族が聴取された際に、自宅内と自宅外での様子が異なる状態であり、自宅内での様子を優先して判断されたのではないかと思う。 ● 自立度が高く個別に支援が必要である児童と判断されなかった為と考えている。 ● 実態調査の不足 ● 実態調査の不足 ● 主として自閉症、知的障がい児の受け入れを行っている。障がい程度は重度が多いが、日常生活において介助が必要な児童がいない。 ● 主に申請の時、更新の時の親御さんとの聞き取りを主にしてサポートが付けられるのと思うので、家での困り感や様子などの伝え方によって対象にならなかったと考えられる。 ● 主管課からの連絡対応に保護者が十分に応えることができなかったことにより対象外となったケースもあった。 ● 受給者証の更新がまだのため。 ● 受給者証の切り替え時ではなかった為 ● 就学児サポート調査のチェックが、保護者と事業所で見解が違う。保護者の意見のみで判断している。

	● 重心型放課後等デイサービス事業所である。重症心身障害児対象に受け入れている。 ● 小学１年生、２年生児童ともに、多動、他害等多いが母親への聞取り方、とらえ方に相違があったかと思われる。 ● 身辺処理の自立 ● 精神手表を持っている子で、しっかりとしている時とそうでない時の差があり、判断がつきにくい ● 前回は、指標該当となっていたが、今回の更新で、個別サポート(Ⅰ)非該当となった。理由としては、身辺面が自立していたり、言葉での会話ができたりすると、対人関係や言葉の理解度等、支援の困難さがうまく伝わりづらいのではないかと考える。自治体主管課の担当で、聞き取りをした内容に対して、その内容のままで評価する方と、分かりづらかったり、もう少し確認したい内容を、直接相談支援専門員や事業所側に確認をする方とで分かれる。できれば、保護者の方からの聞き取りだけでなく、事業所側の支援の状況も確認して頂けるとよいと思う。 ● 対象と思われる児童について、家庭、学校、当事業所での様子に違いがある。 ● 対象基準が曖昧で、本児の実態が適切に判断してもらえなかったためではないかと考える。保護者の回答の内容にもよるのかもしれない。 ● 対象児童なし ● 対人関係、問題行動（他害、自傷）等に対して手厚い支援が必要で、食事、入浴、排せつ、移動に大きな問題はないため。 ● 知的障がい児ではあるが、比較的能力が高いので自立度や学力もいいほうだと判断されている。また、コミュニケーションも会話でできるため第３者からの目線では指標の該当児にあたらないと判断されやすいと推測します。但し、集団生活内においては他人の行動に対してすぐに癇癪を起こして他害行為が激しい。少人数でいる場合は比較的落ち着いていられるが、大人数になると手がつけられなくなる場合が多々あります。このあたりは集団生活の場面をみていないと判断できないからだと思われます。 ● 調査する際の自治体による、保護者への聞き取り及び聞かれた意味の理解不足・保護者への意味合いの説明不足・認めたくない保護者の気持ち等が考えられる ● 調査を行ったのが自治体主管課であり、児の実態を把握できず現場（事業所）の声が反映されていないから。 ● 調査を行っていない。 ● 直接センターへの聞取りがされていないから ● 転居してきたケースであり、こちらに来てからサービスを開始した場合や、小学校１年生であり、児童発達支援事業から移行してきたばかりである場合、個別サポートⅠ加算に係る聴き取り自体が次の受給者証更新時期までなされないため。加えて、母からの

	みの聞き取りであった場合には、その内容を字義通りに受け取って進めてしまうため。 ● 排尿の失敗が多く、常にタイミングを計って声掛けする必要がある。発語が悪く、意思の疎通が難しい。身体介助が必要な場面が多い。 ● 判定のミス ● 普段は落ち着いて行動している児童の場合、感情のコントロールが効かなくなった際の状況を自治体が正確に把握していない場合があるのではないかと思う。加算の対象になるかの聞き取りは保護者のみで事業所からの意見は必要ないと言われた。 ● 聞き取りの時に希望されなかったり、困ったことを伝えられていなかったから。 ● 聞き取りの内容と実際の姿にギャップがあると思われるため。 ● 聞き取り調査時、家族が質問内容を理解せず「できる」と答えてしまっている場合が多いように感じる（親が感じている自宅での不穏行為と集団でのお子さんの状態は同じとは限らないので自宅での評価を伝えてしまっているように感じる） ● 保護者が発達障がいへの理解をしようとしていないため特性に気が付けない。と思われる。そもそもどのように決定したのかがわからないので憶測でしかないです ● 保護者の申請が、現実と合っていなかった為。 ● 保護者の伝え方、市町村としての考え方 ● 保護者の特性の受け入れ、受け止め方 ● 保護者の方が集団活動でのしんどさを把握していないと考えられる。 ● 保護者への調査のみで関係事業所等での調査を行っていないから。過去、指標該当児童について同様のケースがあり、自治体へ確認したら保護者へのアンケート調査のみを行っていたことがある。その時は区分に影響はなかったこともあり、６ヶ月後に見直しを実施して指標該当になった。 ● 保護者への調査の回答結果によると思われます。 ● 保護者への面談時に特別困っている部分が見当たらなかったのではないかと思われる。 ● 保護者様が診断名を受けようとされない。 ● 保護者様が調査票に記入して自治体に提出しているため。保護者様の困り感がない。個別サポート加算について保護者様の理解が出来ていないのではないかと思う。 ● 母親への聞き取りの中で、対象児の困り度が相談員へあまり伝わっていないのではないかと思われる。

	● 役所でのスタッフと保護者での面談時に、サポートの必要性を上手く伝わらなかったのかな。 ● 利用の対象が重症心身障害の状態に限定された事業所のため、個別サポートⅠの算定はできない。 ● 理由はわからない ● 療育手帳等の取得をしていない為。契約児童数は３１名だが、８月利用なし３名の為、実利用人数は２８名。
不明	● 自治体の判定基準が曖昧。保護者への聞き取りが、児童の家庭での様子を基準にしているため、集団で過ごすデイサービスの特性を考慮していない。そもそもどのようなアンケートを取っているのかさえも分からない。 ● 調査する時間が短ったため ● 保護者から見た児童の困りごとと事業所内、学校間での把握の違い ● 保護者の評価が、家庭での様子を基準にしていることと、各段階の評価の基準について、保護者が理解ができていない。また、評価のついて、保護者の記述のみが評価対象となっており、学校、事業所に聞き取りが行われていない。 ● 保護者の聞き取りで決定された。

放課後デイサービス

（4)非個別サポート加算Ⅰ児数（人）/利用児数（人）の割合を 10%刻みの件数で表示　単位（件）

※0%に近づくほど利用児の内、個別サポート加算Ⅰの算定があると思われるが算定されていない児（非加算児）が少ない

放課後デイサービス			小学1年生	小学2年生	小学3年生	小学4年生	小学5年生	小学6年生	中学1年生	中学2年生	中学3年生	高校1年生	高校2年生	高校3年生	合計	
0% ～	10%	2030	713	773	808	807	781	700	680	607	575	507	477	496	7924	非加算児が少ない
10% ～	20%	281	2	2	3	0	1	1	1	2	0	0	0	0	12	
20% ～	30%	132	6	5	8	14	4	3	12	1	5	3	5	2	68	
30% ～	40%	49	12	13	13	11	12	11	9	4	4	4	6	4	103	
40% ～	50%	18	1	2	3	1	1	2	0	0	0	1	1	0	12	
50% ～	60%	18	41	27	14	26	27	25	17	12	9	10	14	10	232	
60% ～	70%	8	4	4	3	6	1	3	2	0	0	1	2	0	26	
70% ～	80%	4	2	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	
80% ～	90%	7	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	
90% ～	100%	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
100%		11	138	135	106	84	87	71	65	56	41	51	40	37	911	非加算児が多い
合計		2561	921	963	960	949	914	816	786	682	634	577	545	549	9296	

(5)非個別サポート加算Ⅰ児数（人）/利用児数（人）の割合を 10%刻みの件数を合計で割ったもの（割合）

放課後デイサービス			小学1年生	小学2年生	小学3年生	小学4年生	小学5年生	小学6年生	中学1年生	中学2年生	中学3年生	高校1年生	高校2年生	高校3年生	
0% ～	10%	79%	77%	80%	84%	85%	85%	86%	87%	89%	91%	88%	88%	90%	非加算児が少ない
10% ～	20%	11%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	
20% ～	30%	5%	1%	1%	1%	1%	0%	0%	2%	0%	1%	1%	1%	0%	
30% ～	40%	2%	1%	1%	1%	1%	1%	1%	1%	1%	1%	1%	1%	1%	
40% ～	50%	1%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	
50% ～	60%	1%	4%	3%	1%	3%	3%	3%	2%	2%	1%	2%	3%	2%	
60% ～	70%	0%	0%	0%	0%	1%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	
70% ～	80%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	
80% ～	90%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	
90% ～	100%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	
100%		0%	15%	14%	11%	9%	10%	9%	8%	8%	6%	9%	7%	7%	非加算児が多い

都市区分別

放課後デイサービス
政令指定都市

		全体	小学1年生	小学2年生	小学3年生	小学4年生	小学5年生	小学6年生	中学1年生	中学2年生	中学3年生	高校1年生	高校2年生	高校3年生	
0% ～	10%	80%	75%	80%	86%	85%	87%	85%	87%	90%	87%	87%	89%	94%	非加算児が少ない
10% ～	20%	10%	0%	0%	1%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	
20% ～	30%	5%	1%	0%	1%	3%	1%	0%	3%	0%	1%	2%	2%	0%	
30% ～	40%	2%	3%	2%	1%	2%	1%	1%	2%	0%	1%	2%	1%	1%	
40% ～	50%	1%	0%	0%	0%	1%	0%	1%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	
50% ～	60%	1%	3%	3%	0%	2%	3%	4%	3%	3%	2%	1%	1%	1%	
60% ～	70%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	1%	1%	0%	0%	1%	0%	0%	
70% ～	80%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	
80% ～	90%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	
90% ～	100%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	
100%		1%	17%	14%	10%	9%	9%	9%	4%	7%	10%	8%	8%	5%	非加算児が多い

放課後デイサービス
中核市

		全体	小学1年生	小学2年生	小学3年生	小学4年生	小学5年生	小学6年生	中学1年生	中学2年生	中学3年生	高校1年生	高校2年生	高校3年生	
0% ～	10%	83%	77%	82%	84%	87%	85%	90%	85%	91%	90%	88%	87%	88%	非加算児が少ない
10% ～	20%	8%	0%	1%	1%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	
20% ～	30%	4%	1%	1%	1%	1%	1%	1%	3%	0%	1%	0%	0%	0%	
30% ～	40%	2%	1%	1%	1%	1%	1%	2%	1%	0%	1%	0%	1%	1%	
40% ～	50%	1%	0%	0%	1%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	1%	0%	
50% ～	60%	1%	5%	2%	2%	3%	2%	1%	0%	0%	2%	1%	2%	5%	
60% ～	70%	0%	0%	1%	1%	1%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	
70% ～	80%	0%	1%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	
80% ～	90%	0%	1%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	
90% ～	100%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	
100%		0%	16%	13%	11%	7%	11%	6%	11%	9%	7%	11%	9%	6%	非加算児が多い

放課後デイサービス
特例市・特別区

		全体	小学1年生	小学2年生	小学3年生	小学4年生	小学5年生	小学6年生	中学1年生	中学2年生	中学3年生	高校1年生	高校2年生	高校3年生	
0% ～	10%	75%	78%	76%	82%	85%	86%	88%	87%	88%	93%	84%	91%	86%	非加算児が少ない
10% ～	20%	13%	1%	0%	0%	0%	0%	0%	1%	0%	0%	0%	0%	0%	
20% ～	30%	7%	0%	0%	3%	2%	0%	0%	0%	0%	0%	2%	0%	0%	
30% ～	40%	3%	1%	1%	4%	0%	4%	0%	0%	6%	0%	2%	2%	2%	
40% ～	50%	2%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	2%	0%	0%	
50% ～	60%	0%	5%	2%	1%	2%	2%	5%	3%	3%	3%	3%	4%	2%	
60% ～	70%	0%	0%	1%	0%	2%	0%	1%	0%	0%	0%	0%	2%	0%	
70% ～	80%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	
80% ～	90%	0%	0%	1%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	
90% ～	100%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	
100%		0%	15%	18%	10%	8%	8%	6%	9%	4%	4%	8%	2%	10%	非加算児が多い

放課後デイサービス
一般市

		全体	小学1年生	小学2年生	小学3年生	小学4年生	小学5年生	小学6年生	中学1年生	中学2年生	中学3年生	高校1年生	高校2年生	高校3年生	
0% ～	10%	78%	79%	80%	83%	83%	84%	84%	87%	87%	91%	88%	86%	89%	非加算児が少ない
10% ～	20%	12%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	1%	0%	0%	0%	0%	
20% ～	30%	5%	1%	1%	1%	1%	1%	1%	1%	0%	1%	0%	1%	1%	
30% ～	40%	2%	1%	1%	1%	1%	1%	2%	1%	0%	1%	0%	1%	0%	
40% ～	50%	1%	0%	1%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	
50% ～	60%	1%	5%	3%	2%	3%	3%	3%	2%	1%	1%	2%	4%	1%	
60% ～	70%	0%	1%	1%	1%	1%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	
70% ～	80%	0%	0%	0%	1%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	
80% ～	90%	1%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	
90% ～	100%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	
100%		0%	13%	14%	12%	11%	11%	10%	9%	10%	6%	10%	8%	8%	非加算児が多い

放課後デイサービス
町村

		全体	小学1年生	小学2年生	小学3年生	小学4年生	小学5年生	小学6年生	中学1年生	中学2年生	中学3年生	高校1年生	高校2年生	高校3年生	
0% ～	10%	79%	81%	83%	90%	93%	91%	81%	90%	94%	98%	95%	87%	95%	非加算児が少ない
10% ～	20%	12%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	
20% ～	30%	5%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	
30% ～	40%	2%	1%	0%	0%	0%	0%	4%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	
40% ～	50%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	
50% ～	60%	1%	3%	4%	1%	1%	4%	4%	2%	2%	2%	3%	3%	3%	
60% ～	70%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	
70% ～	80%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	
80% ～	90%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	
90% ～	100%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	
100%		0%	15%	13%	9%	6%	4%	11%	8%	4%	0%	3%	10%	3%	非加算児が多い

放課後デイサービス
北海道・東北

		全体	小学1年生	小学2年生	小学3年生	小学4年生	小学5年生	小学6年生	中学1年生	中学2年生	中学3年生	高校1年生	高校2年生	高校3年生	
0% ～	10%	81%	84%	81%	88%	88%	89%	86%	93%	95%	94%	91%	92%	96%	非加算児が少ない
10% ～	20%	11%	1%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	
20% ～	30%	3%	2%	1%	1%	1%	0%	0%	1%	0%	1%	0%	3%	0%	
30% ～	40%	2%	0%	1%	1%	1%	1%	2%	1%	0%	1%	1%	0%	0%	
40% ～	50%	0%	0%	0%	1%	0%	1%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	
50% ～	60%	1%	4%	4%	1%	1%	3%	4%	1%	1%	1%	0%	1%	1%	
60% ～	70%	1%	0%	0%	0%	1%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	
70% ～	80%	0%	1%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	
80% ～	90%	0%	1%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	
90% ～	100%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	
100%		1%	8%	13%	10%	8%	6%	9%	4%	4%	3%	8%	4%	3%	非加算児が多い

放課後デイサービス
関東

		全体	小学1年生	小学2年生	小学3年生	小学4年生	小学5年生	小学6年生	中学1年生	中学2年生	中学3年生	高校1年生	高校2年生	高校3年生	
0% ～	10%	77%	71%	75%	81%	84%	84%	85%	87%	84%	92%	85%	86%	88%	非加算児が少ない
10% ～	20%	13%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	1%	0%	0%	0%	0%	
20% ～	30%	5%	1%	0%	2%	2%	0%	1%	1%	0%	1%	1%	1%	1%	
30% ～	40%	2%	2%	3%	1%	1%	3%	1%	1%	2%	1%	1%	2%	1%	
40% ～	50%	1%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	1%	0%	0%	
50% ～	60%	0%	7%	3%	2%	3%	3%	3%	3%	3%	1%	3%	4%	1%	
60% ～	70%	0%	1%	2%	1%	1%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	1%	0%	
70% ～	80%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	
80% ～	90%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	
90% ～	100%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	
100%		0%	18%	17%	12%	10%	10%	8%	8%	10%	6%	9%	6%	9%	非加算児が多い

放課後デイサービス
東海・北陸

		全体	小学1年生	小学2年生	小学3年生	小学4年生	小学5年生	小学6年生	中学1年生	中学2年生	中学3年生	高校1年生	高校2年生	高校3年生	
0% ～	10%	82%	68%	82%	86%	86%	84%	89%	88%	93%	97%	92%	90%	90%	非加算児が少ない
10% ～	20%	11%	1%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	
20% ～	30%	6%	0%	1%	1%	2%	0%	0%	2%	0%	0%	0%	2%	0%	
30% ～	40%	0%	2%	0%	0%	1%	1%	1%	2%	0%	0%	0%	2%	2%	
40% ～	50%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	
50% ～	60%	1%	6%	2%	2%	3%	1%	3%	0%	0%	0%	5%	3%	2%	
60% ～	70%	0%	0%	0%	0%	1%	1%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	
70% ～	80%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	
80% ～	90%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	
90% ～	100%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	
100%		0%	23%	15%	11%	7%	12%	6%	7%	7%	3%	3%	3%	6%	非加算児が多い

放課後デイサービス
信越

		全体	小学1年生	小学2年生	小学3年生	小学4年生	小学5年生	小学6年生	中学1年生	中学2年生	中学3年生	高校1年生	高校2年生	高校3年生	
0% ～	10%	72%	82%	88%	82%	80%	87%	79%	82%	82%	73%	91%	85%	91%	非加算児が少ない
10% ～	20%	14%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	
20% ～	30%	6%	0%	0%	0%	5%	0%	0%	0%	0%	3%	0%	0%	0%	
30% ～	40%	4%	0%	0%	3%	0%	0%	2%	0%	0%	0%	5%	0%	4%	
40% ～	50%	3%	0%	0%	0%	0%	0%	2%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	
50% ～	60%	1%	0%	5%	5%	0%	4%	8%	0%	6%	6%	0%	10%	4%	
60% ～	70%	0%	3%	0%	0%	0%	0%	0%	3%	0%	0%	0%	0%	0%	
70% ～	80%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	
80% ～	90%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	
90% ～	100%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	
100%		0%	16%	7%	10%	15%	9%	8%	15%	12%	18%	5%	5%	0%	非加算児が多い

放課後デイサービス
近畿

		全体	小学1年生	小学2年生	小学3年生	小学4年生	小学5年生	小学6年生	中学1年生	中学2年生	中学3年生	高校1年生	高校2年生	高校3年生	
0% ～	10%	84%	83%	85%	85%	86%	88%	84%	81%	92%	84%	82%	86%	90%	非加算児が少ない
10% ～	20%	8%	0%	1%	2%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	
20% ～	30%	3%	1%	0%	0%	1%	2%	0%	1%	0%	0%	1%	1%	0%	
30% ～	40%	2%	1%	0%	2%	3%	0%	1%	3%	0%	1%	0%	1%	0%	
40% ～	50%	0%	0%	0%	0%	1%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	
50% ～	60%	1%	2%	2%	1%	4%	3%	3%	5%	2%	3%	1%	0%	4%	
60% ～	70%	0%	0%	0%	0%	1%	0%	1%	1%	0%	0%	0%	0%	0%	
70% ～	80%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	
80% ～	90%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	
90% ～	100%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	
100%		1%	14%	13%	10%	5%	7%	12%	9%	6%	11%	15%	11%	6%	非加算児が多い

放課後デイサービス
中国

		全体	小学1年生	小学2年生	小学3年生	小学4年生	小学5年生	小学6年生	中学1年生	中学2年生	中学3年生	高校1年生	高校2年生	高校3年生	
0% ～	10%	84%	80%	84%	86%	84%	83%	87%	93%	88%	91%	93%	91%	98%	非加算児が少ない
10% ～	20%	6%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	
20% ～	30%	6%	1%	0%	0%	1%	0%	0%	4%	2%	2%	2%	0%	0%	
30% ～	40%	2%	3%	1%	0%	0%	0%	3%	0%	0%	0%	0%	2%	0%	
40% ～	50%	0%	0%	0%	1%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	2%	0%	
50% ～	60%	0%	1%	2%	1%	3%	1%	1%	0%	2%	0%	0%	0%	2%	
60% ～	70%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	1%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	
70% ～	80%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	
80% ～	90%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	
90% ～	100%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	
100%		0%	15%	13%	12%	12%	16%	7%	3%	9%	7%	5%	4%	0%	非加算児が多い

放課後デイサービス
四国

		全体	小学1年生	小学2年生	小学3年生	小学4年生	小学5年生	小学6年生	中学1年生	中学2年生	中学3年生	高校1年生	高校2年生	高校3年生	
0% ～	10%	70%	77%	79%	74%	78%	84%	79%	78%	85%	86%	83%	85%	77%	非加算児が少ない
10% ～	20%	15%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	
20% ～	30%	11%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	2%	0%	0%	0%	0%	0%	
30% ～	40%	1%	0%	0%	5%	0%	3%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	
40% ～	50%	2%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	
50% ～	60%	1%	5%	5%	2%	4%	5%	0%	2%	0%	0%	0%	3%	5%	
60% ～	70%	0%	0%	0%	2%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	
70% ～	80%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	
80% ～	90%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	
90% ～	100%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	
100%		0%	18%	16%	16%	18%	8%	21%	17%	15%	14%	17%	12%	18%	非加算児が多い

放課後デイサービス
九州

		全体	小学1年生	小学2年生	小学3年生	小学4年生	小学5年生	小学6年生	中学1年生	中学2年生	中学3年生	高校1年生	高校2年生	高校3年生	
0% ～	10%	78%	82%	81%	86%	87%	86%	92%	85%	90%	96%	90%	84%	90%	非加算児が少ない
10% ～	20%	11%	0%	0%	0%	0%	1%	0%	0%	1%	0%	0%	0%	0%	
20% ～	30%	6%	0%	1%	0%	1%	1%	1%	1%	0%	0%	0%	0%	0%	
30% ～	40%	2%	1%	2%	2%	2%	1%	0%	1%	0%	1%	0%	0%	0%	
40% ～	50%	1%	1%	1%	1%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	
50% ～	60%	1%	4%	2%	1%	4%	3%	2%	3%	0%	1%	0%	3%	0%	
60% ～	70%	0%	1%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	1%	0%	0%	
70% ～	80%	0%	0%	0%	1%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	
80% ～	90%	0%	1%	1%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	
90% ～	100%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	
100%		1%	10%	13%	9%	7%	9%	5%	10%	9%	2%	9%	13%	10%	非加算児が多い

設置主体別

放課後デイサービス
自治体

		全体	小学1年生	小学2年生	小学3年生	小学4年生	小学5年生	小学6年生	中学1年生	中学2年生	中学3年生	高校1年生	高校2年生	高校3年生	
0% ～	10%	79%	83%	88%	78%	83%	79%	84%	89%	90%	80%	87%	85%	73%	非加算児が少ない
10% ～	20%	11%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	
20% ～	30%	3%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	
30% ～	40%	2%	0%	0%	4%	4%	4%	0%	0%	0%	7%	0%	0%	0%	
40% ～	50%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	
50% ～	60%	0%	4%	0%	0%	4%	7%	5%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	
60% ～	70%	3%	4%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	7%	0%	0%	
70% ～	80%	2%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	
80% ～	90%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	
90% ～	100%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	
100%		2%	8%	12%	17%	8%	11%	11%	11%	10%	13%	7%	15%	27%	非加算児が多い

放課後デイサービス
社会福祉法人

		全体	小学1年生	小学2年生	小学3年生	小学4年生	小学5年生	小学6年生	中学1年生	中学2年生	中学3年生	高校1年生	高校2年生	高校3年生	
0% ～	10%	79%	76%	80%	81%	84%	84%	82%	85%	87%	88%	85%	84%	92%	非加算児が少ない
10% ～	20%	9%	0%	1%	0%	0%	1%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	
20% ～	30%	6%	1%	1%	2%	2%	0%	1%	1%	1%	1%	1%	2%	0%	
30% ～	40%	2%	1%	2%	1%	1%	2%	1%	2%	1%	0%	2%	1%	2%	
40% ～	50%	1%	0%	0%	2%	0%	0%	1%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	
50% ～	60%	1%	6%	4%	1%	3%	4%	5%	1%	1%	2%	2%	4%	2%	
60% ～	70%	0%	0%	1%	1%	1%	1%	0%	1%	0%	0%	0%	0%	0%	
70% ～	80%	0%	1%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	
80% ～	90%	1%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	
90% ～	100%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	
100%		0%	15%	13%	13%	9%	9%	11%	10%	11%	9%	10%	8%	4%	非加算児が多い

放課後デイサービス
NPO法人

		全体	小学1年生	小学2年生	小学3年生	小学4年生	小学5年生	小学6年生	中学1年生	中学2年生	中学3年生	高校1年生	高校2年生	高校3年生	
0% ～	10%	78%	72%	79%	89%	89%	83%	84%	90%	86%	92%	86%	85%	87%	非加算児が少ない
10% ～	20%	12%	0%	0%	1%	0%	0%	0%	0%	1%	0%	0%	0%	0%	
20% ～	30%	5%	2%	2%	1%	1%	1%	1%	2%	0%	1%	1%	1%	1%	
30% ～	40%	2%	1%	2%	2%	1%	2%	3%	1%	1%	1%	1%	3%	0%	
40% ～	50%	1%	0%	1%	0%	0%	1%	1%	0%	0%	0%	0%	1%	0%	
50% ～	60%	1%	6%	2%	2%	2%	4%	6%	1%	4%	1%	2%	4%	1%	
60% ～	70%	0%	1%	1%	0%	1%	0%	1%	0%	0%	0%	0%	1%	0%	
70% ～	80%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	
80% ～	90%	0%	1%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	
90% ～	100%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	
100%		0%	18%	14%	6%	8%	9%	6%	5%	8%	5%	10%	6%	10%	非加算児が多い

放課後デイサービス
社団法人

		全体	小学1年生	小学2年生	小学3年生	小学4年生	小学5年生	小学6年生	中学1年生	中学2年生	中学3年生	高校1年生	高校2年生	高校3年生	
0% ～	10%	77%	85%	81%	86%	84%	89%	93%	90%	89%	91%	92%	90%	89%	非加算児が少ない
10% ～	20%	12%	2%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	
20% ～	30%	6%	0%	0%	0%	2%	2%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	
30% ～	40%	2%	0%	0%	1%	0%	0%	0%	0%	0%	3%	0%	0%	0%	
40% ～	50%	1%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	
50% ～	60%	1%	0%	3%	3%	4%	4%	2%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	
60% ～	70%	0%	0%	0%	0%	2%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	
70% ～	80%	0%	0%	0%	1%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	
80% ～	90%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	
90% ～	100%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	
100%		1%	13%	16%	9%	9%	5%	4%	10%	11%	6%	8%	10%	11%	非加算児が多い

放課後デイサービス
株式会社

		全体	小学1年生	小学2年生	小学3年生	小学4年生	小学5年生	小学6年生	中学1年生	中学2年生	中学3年生	高校1年生	高校2年生	高校3年生	
0% ～	10%	80%	78%	81%	84%	84%	87%	86%	84%	90%	93%	89%	93%	93%	非加算児が少ない
10% ～	20%	10%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	
20% ～	30%	5%	0%	0%	1%	2%	0%	0%	3%	0%	0%	0%	0%	0%	
30% ～	40%	2%	2%	2%	2%	2%	1%	1%	0%	0%	1%	0%	0%	1%	
40% ～	50%	1%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	1%	0%	0%	
50% ～	60%	0%	4%	3%	1%	2%	2%	1%	3%	3%	2%	2%	1%	2%	
60% ～	70%	0%	1%	0%	1%	1%	0%	1%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	
70% ～	80%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	
80% ～	90%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	
90% ～	100%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	
100%		0%	14%	13%	11%	9%	10%	11%	10%	7%	5%	8%	5%	4%	非加算児が多い

放課後デイサービス
その他営利法人

		全体	小学1年生	小学2年生	小学3年生	小学4年生	小学5年生	小学6年生	中学1年生	中学2年生	中学3年生	高校1年生	高校2年生	高校3年生	
0% ～	10%	79%	81%	81%	82%	85%	87%	91%	89%	94%	90%	95%	89%	93%	非加算児が少ない
10% ～	20%	13%	0%	0%	1%	0%	0%	0%	1%	0%	0%	0%	0%	0%	
20% ～	30%	4%	0%	0%	1%	1%	1%	0%	0%	0%	1%	0%	0%	0%	
30% ～	40%	2%	1%	0%	1%	0%	0%	1%	1%	0%	0%	2%	0%	0%	
40% ～	50%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	
50% ～	60%	1%	5%	1%	2%	5%	1%	1%	4%	0%	3%	0%	0%	2%	
60% ～	70%	0%	0%	1%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	
70% ～	80%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	
80% ～	90%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	
90% ～	100%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	
100%		1%	14%	17%	14%	8%	11%	7%	5%	6%	6%	3%	11%	5%	非加算児が多い

(3)加算対象にならなかった児童に対しての事業所での再調査の有無と、調査での算定結果の変化

調査はどのような調査を行いましたか。その調査で算定結果は変わりましたか。	決定と同じだった	決定と違った	計
① 児童発達支援「乳幼児等サポート調査」を用いて行った	34	63	97
② 放課後等デイサービス「就学児サポート調査」を用いて行った	63	179	242
③ 再調査は行っていない	1350		
未回答	1645		

	決定と同じだった	決定と違った	
① 児童発達支援「乳幼児等サポート調査」を用いて行った	35%	65%	※母数は①の合計
② 放課後等デイサービス「就学児サポート調査」を用いて	26%	74%	※母数は②の合計
③ 再調査は行っていない	80%		※母数は①②③の合計

(4) 事業所で再調査を行った結果、決定と違った場合、どうされましたか。

	全体	児童発達支援センター	児発	放デイ	児発のみ	放デイのみ
① 自治体主管課に問い合わせた	207	25	95	169	12	81
② 自治体主管課に異議・申し入れを行った	81	5	36	70	5	38
③ 保護者を通じて、申し入れを行ってもらった	107	7	42	93	5	55
④ 個別サポート加算の制度について調べた	265	18	104	236	11	135
⑤ その他（自由記述）	193	6	77	173	10	101
未回答	2694					

	全体	児発センター	児発	放デイ	児発のみ	放デイのみ
① 自治体主管課に問い合わせた	37%	69%	41%	34%	39%	30%
② 自治体主管課に異議・申し入れを行った	14%	14%	16%	14%	16%	14%
③ 保護者を通じて、申し入れを行ってもらった	19%	19%	18%	19%	16%	20%
④ 個別サポート加算の制度について調べた	47%	50%	45%	48%	35%	49%
⑤ その他（自由記述）	34%	17%	33%	35%	32%	37%

都市区分別	全体	児発センター	児発	放デイ	児発のみ	放デイのみ	多機能
① 政令指定都市	31%	67%	27%	30%	0%	31%	41%
中核市	25%	43%	36%	22%	60%	16%	31%
特例市・特別区	44%	50%	68%	37%	83%	23%	67%
一般市	43%	79%	44%	40%	40%	37%	50%
町村	43%	100%	53%	42%	-	32%	38%
② 政令指定都市	10%	17%	7%	10%	0%	13%	10%
中核市	16%	0%	18%	17%	20%	18%	16%
特例市・特別区	15%	0%	27%	13%	33%	7%	20%
一般市	17%	21%	19%	16%	20%	15%	21%
町村	10%	0%	7%	11%	-	14%	0%
③ 政令指定都市	22%	33%	23%	21%	20%	17%	24%
中核市	25%	14%	18%	24%	40%	31%	16%
特例市・特別区	20%	50%	14%	20%	17%	23%	13%
一般市	17%	16%	17%	17%	0%	18%	11%
町村	10%	0%	13%	11%	-	9%	15%
④ 政令指定都市	47%	33%	47%	49%	50%	50%	55%
中核市	45%	57%	41%	45%	40%	47%	31%
特例市・特別区	44%	50%	27%	48%	17%	57%	27%
一般市	47%	58%	49%	47%	30%	44%	51%
町村	55%	0%	47%	58%	-	68%	46%
⑤ 政令指定都市	40%	17%	40%	39%	50%	42%	34%
中核市	34%	14%	33%	36%	20%	37%	38%
特例市・特別区	38%	50%	32%	41%	17%	43%	40%
一般市	31%	16%	28%	33%	30%	35%	24%
町村	33%	0%	40%	32%	-	27%	46%

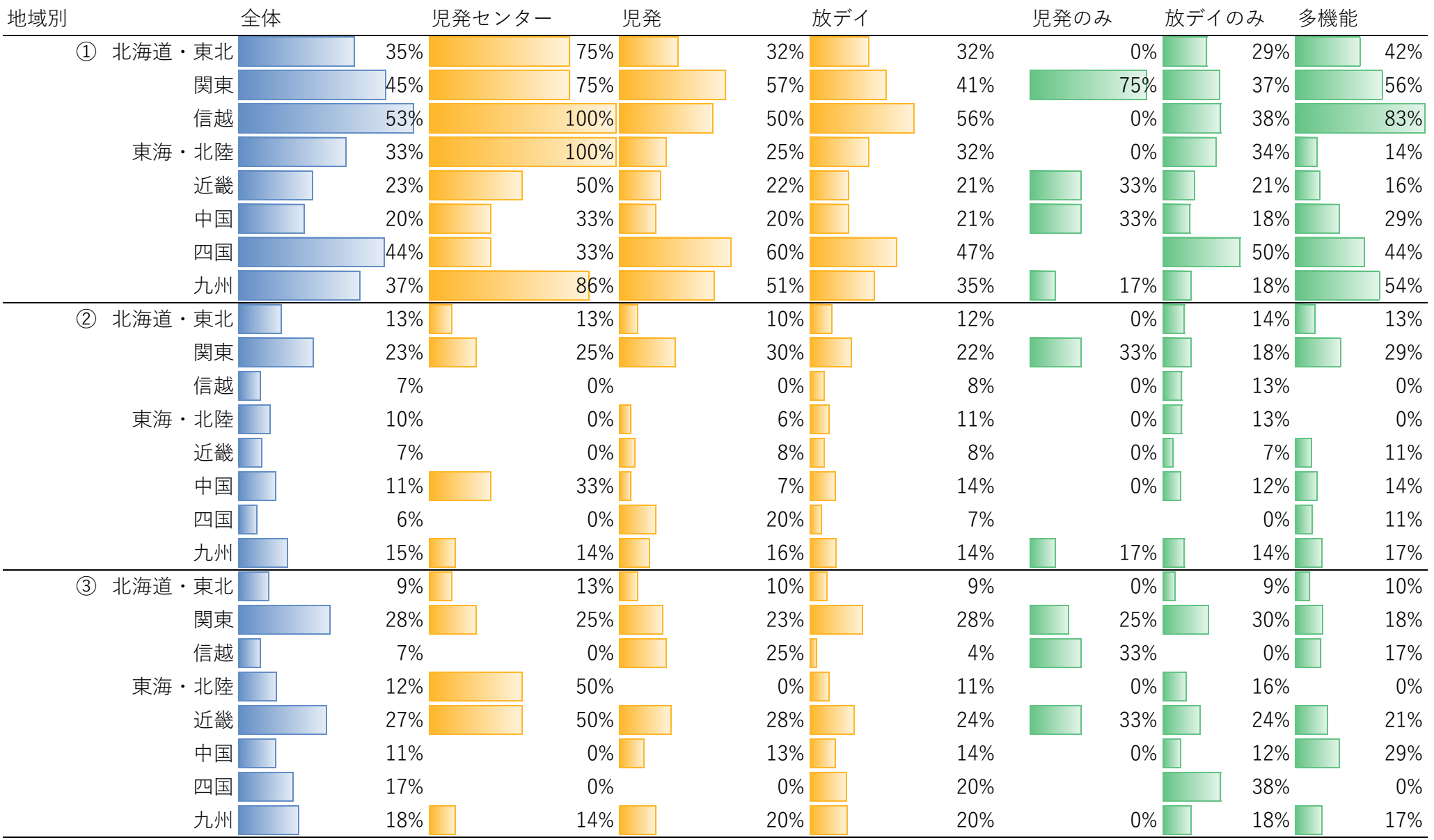

地域別	全体	児発センター	児発	放デイ	児発のみ	放デイのみ	多機能
① 北海道・東北	35%	75%	32%	32%	0%	29%	42%
関東	45%	75%	57%	41%	75%	37%	56%
信越	53%	100%	50%	56%	0%	38%	83%
東海・北陸	33%	100%	25%	32%	0%	34%	14%
近畿	23%	50%	22%	21%	33%	21%	16%
中国	20%	33%	20%	21%	33%	18%	29%
四国	44%	33%	60%	47%		50%	44%
九州	37%	86%	51%	35%	17%	18%	54%
② 北海道・東北	13%	13%	10%	12%	0%	14%	13%
関東	23%	25%	30%	22%	33%	18%	29%
信越	7%	0%	0%	8%	0%	13%	0%
東海・北陸	10%	0%	6%	11%	0%	13%	0%
近畿	7%	0%	8%	8%	0%	7%	11%
中国	11%	33%	7%	14%	0%	12%	14%
四国	6%	0%	20%	7%		0%	11%
九州	15%	14%	16%	14%	17%	14%	17%
③ 北海道・東北	9%	13%	10%	9%	0%	9%	10%
関東	28%	25%	23%	28%	25%	30%	18%
信越	7%	0%	25%	4%	33%	0%	17%
東海・北陸	12%	50%	0%	11%	0%	16%	0%
近畿	27%	50%	28%	24%	33%	24%	21%
中国	11%	0%	13%	14%	0%	12%	29%
四国	17%	0%	0%	20%		38%	0%
九州	18%	14%	20%	20%	0%	18%	17%

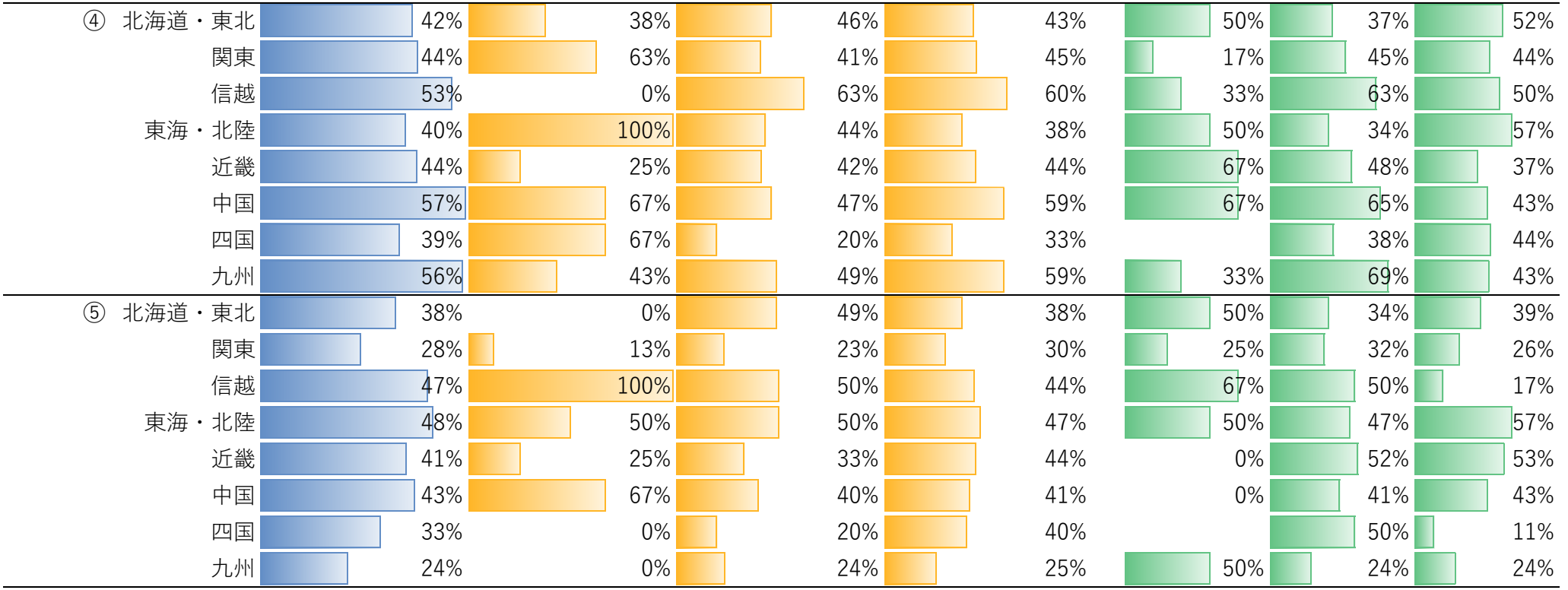
④ 北海道・東北 42% 38% 46% 43% 50% 37% 52%
関東 44% 63% 41% 45% 17% 45% 44%
信越 53% 0% 63% 60% 33% 63% 50%
東海・北陸 40% 100% 44% 38% 50% 34% 57%
近畿 44% 25% 42% 44% 67% 48% 37%
中国 57% 67% 47% 59% 67% 65% 43%
四国 39% 67% 20% 33% 38% 44%
九州 56% 43% 49% 59% 33% 69% 43%
⑤ 北海道・東北 38% 0% 49% 38% 50% 34% 39%
関東 28% 13% 23% 30% 25% 32% 26%
信越 47% 100% 50% 44% 67% 50% 17%
東海・北陸 48% 50% 50% 47% 50% 47% 57%
近畿 41% 25% 33% 44% 0% 52% 53%
中国 43% 67% 40% 41% 0% 41% 43%
四国 33% 0% 20% 40% 50% 11%
九州 24% 0% 24% 25% 50% 24% 24%

加算されると思われるが加算されていない児が		全体	児発センター	児発	放デイ	児発のみ	放デイのみ
①	いる	37%	73%	42%	35%	40%	29%
	いない	33%	33%	35%	33%	33%	33%
②	いる	16%	15%	17%	15%	20%	15%
	いない	8%	0%	8%	9%	0%	9%
③	いる	20%	18%	18%	20%	12%	22%
	いない	14%	33%	18%	11%	33%	12%
④	いる	45%	48%	43%	46%	32%	47%
	いない	59%	67%	55%	61%	50%	63%
⑤	いる	36%	18%	35%	37%	32%	39%
	いない	27%	0%	25%	27%	33%	28%

常勤職員数（換算）		全体	児発センター	児発	放デイ	児発のみ	放デイのみ	多機能
①	5人未満	34%	20%	40%	33%	44%	30%	48%
	5人以上	41%	77%	41%	37%	36%	31%	43%
②	5人未満	15%	0%	18%	15%	13%	15%	22%
	5人以上	13%	13%	14%	13%	21%	13%	12%
③	5人未満	18%	0%	15%	19%	0%	21%	10%
	5人以上	21%	20%	22%	20%	36%	20%	19%
④	5人未満	47%	80%	45%	48%	25%	48%	49%
	5人以上	46%	43%	45%	46%	50%	48%	42%
⑤	5人未満	36%	0%	33%	37%	31%	37%	32%
	5人以上	34%	20%	33%	35%	29%	40%	33%

非常勤職員数（換算）	全体	児発センター	児発	放デイ	児発のみ	放デイのみ	多機能
① 1.5人未満	33%	43%	36%	34%	11%	32%	46%
1.5人以上	39%	72%	45%	35%	57%	27%	47%
② 1.5人未満	16%	0%	22%	17%	11%	14%	28%
1.5人以上	12%	12%	11%	12%	14%	14%	9%
③ 1.5人未満	16%	14%	18%	16%	22%	15%	16%
1.5人以上	21%	16%	19%	21%	14%	24%	16%
④ 1.5人未満	47%	43%	48%	47%	56%	47%	46%
1.5人以上	44%	48%	43%	46%	29%	46%	45%
⑤ 1.5人未満	36%	14%	30%	37%	44%	41%	25%
1.5人以上	36%	20%	35%	37%	21%	39%	34%

テキストマイニングによる可視化
図の読み取り方と解釈について

※あくまでも自由記述の中の出現頻度の高い「用語」を可視化したものです。この図表を参考に具体的な自由内容の確認を行っていただく一助として活用してください。

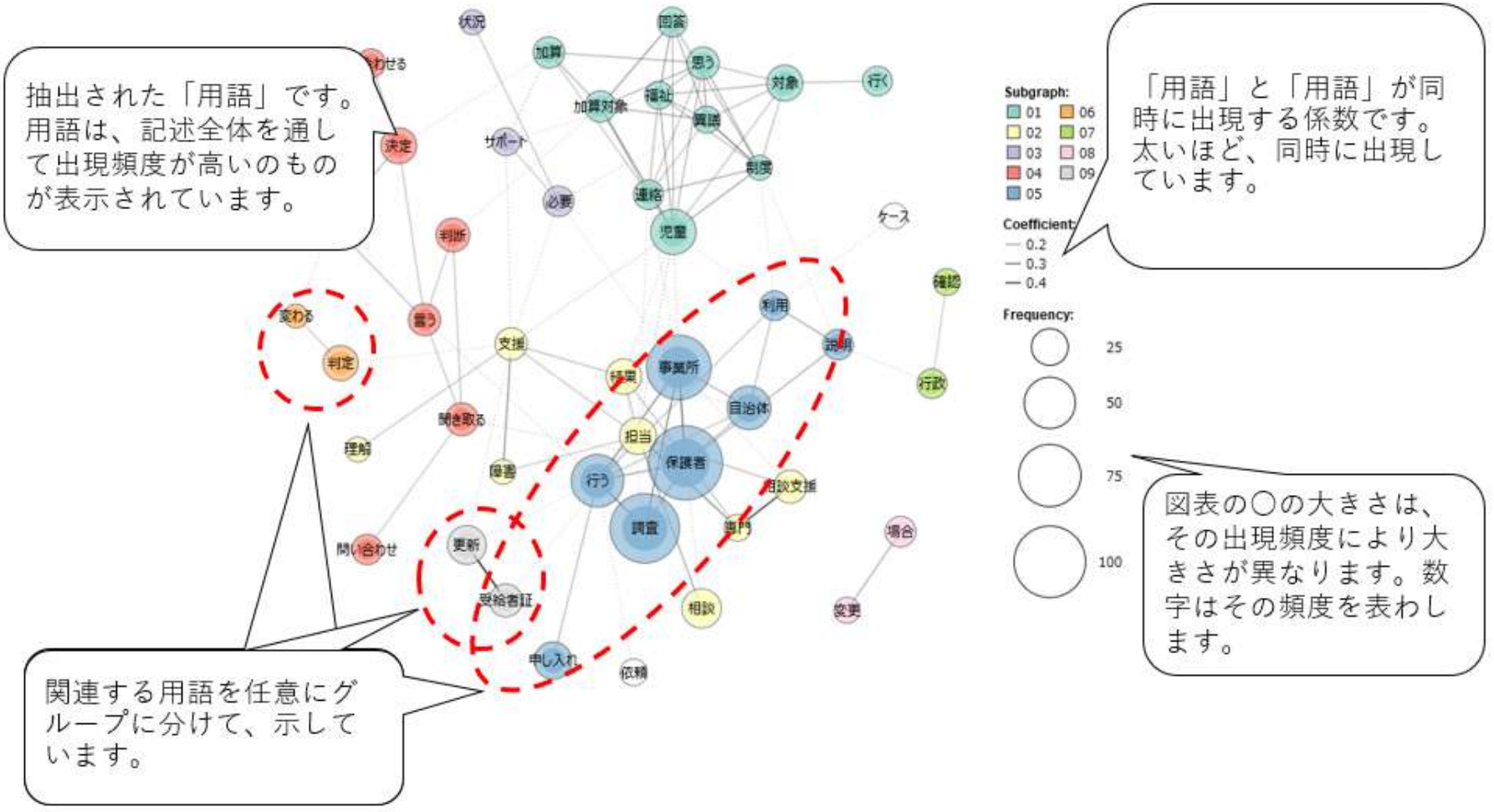

読み込みの一例

事業所調査Ⅳ - ２－（２）
加算対象にならなかった児童がいると答えられた施設・事業所で、その理由は何だとお考えでしょうか？

※児童発達支援（左図）と放課後等デイサービス（右図）では、出現頻度が異なるため、図に示す丸の大きさと出現頻度は同じではない。

・両者ともに「認識」と「違い」のワードが関連して使われている

（児童発達支援）

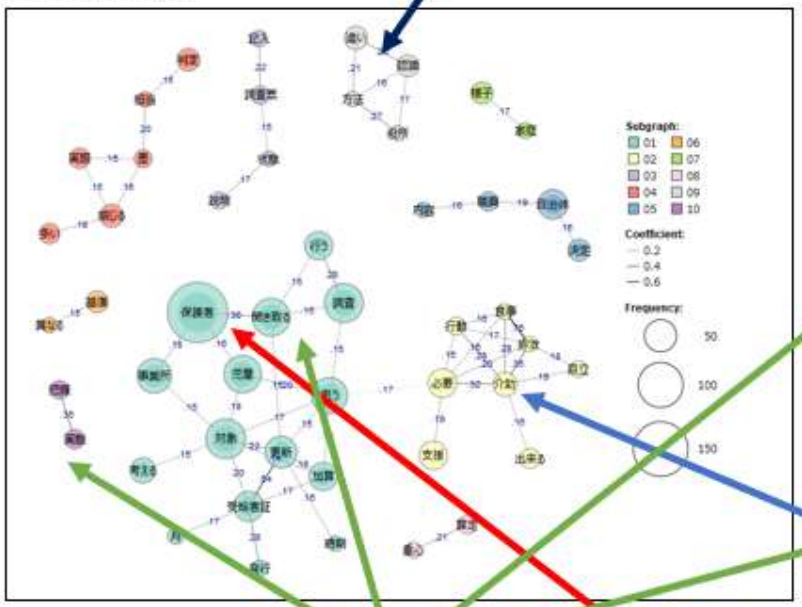

（放課後等デイサービス）

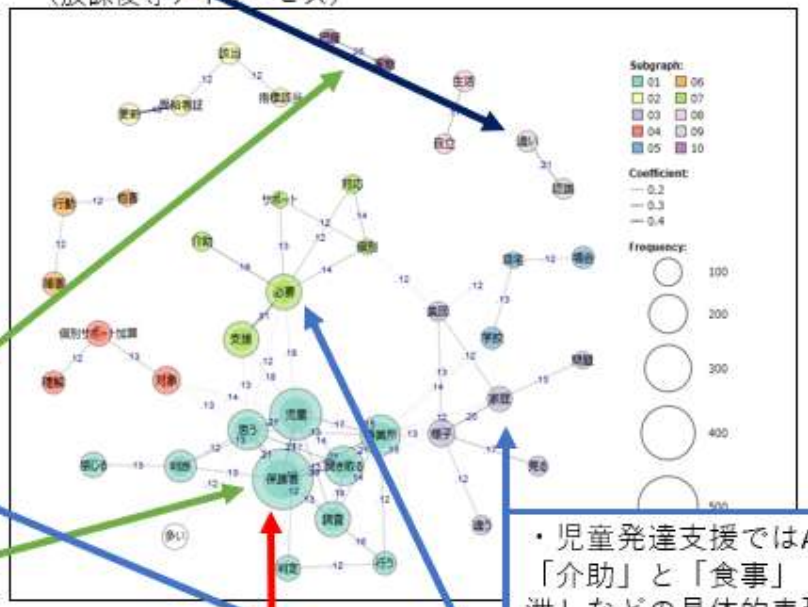

・両者ともに「実態」と「把握」をセットにした表現が多い。
・児童発達支援では、「調査」「聞き取り」「行う」という言葉の関連性があり、「受給者証」の「更新」や「時期」を意識したコメントが多い。
・放課後等デイサービスでは、「事業所」

・両事業とも、「保護者」という表現がとても多く、関連して「聞き取り」となっている。

・児童発達支援ではADLの「介助」と「食事」「排泄」などの具体的表現で記載されている。
・放課後等デイサービスでは、本人への「家庭」「学校」「自宅」「集団」などの環境要因の表現が多い。また、「支援」と「必要」「介助」「対応」いった状態や関りを表す表現になる。

その他自由記述

テキストマイニングによる共起ネットワーク図

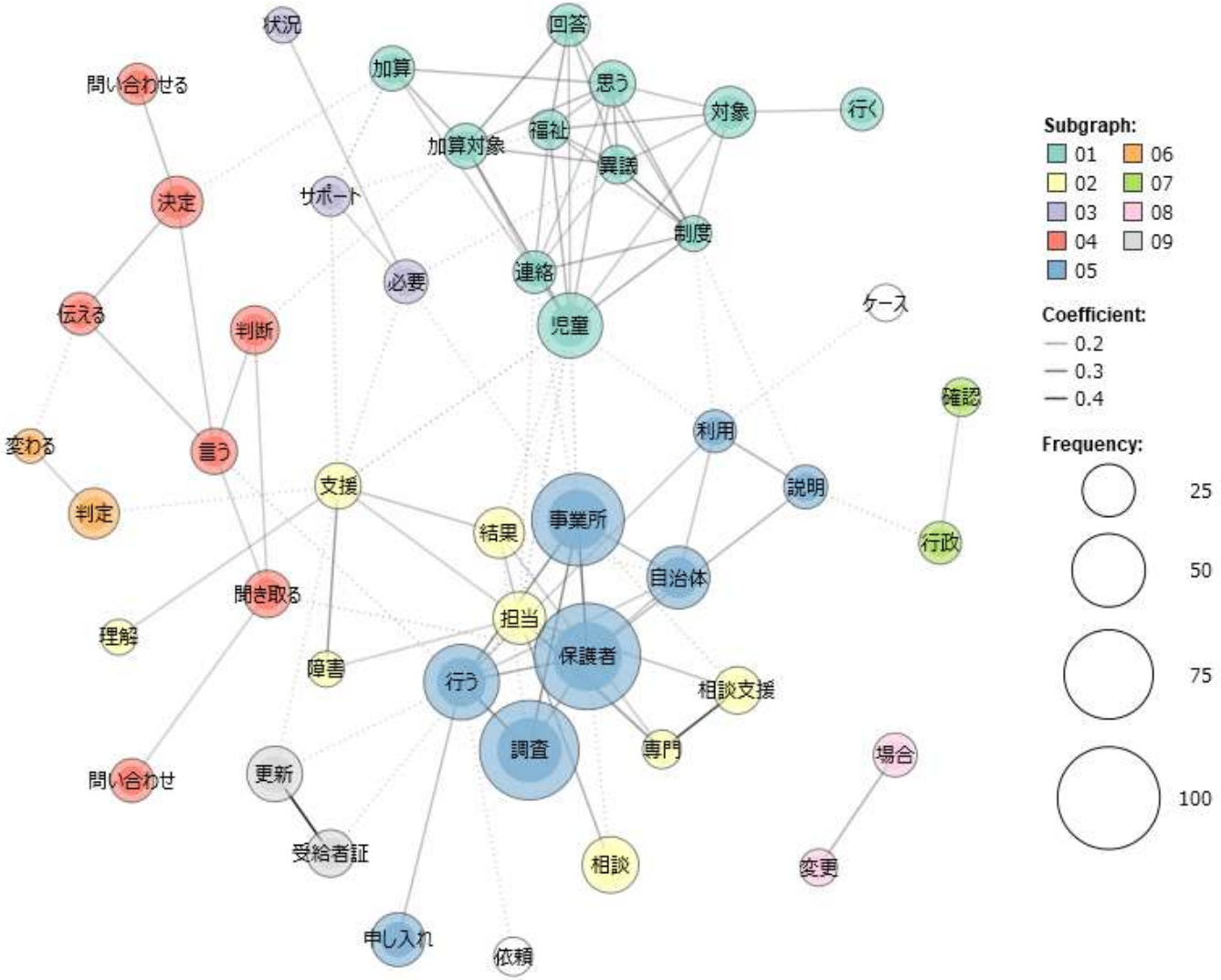

政令指定都市	● すでに支給決定されているケースについて、途中での変更はできないとの返答。誕生日月に合わせた次の受給者証の更新時に加算対象となる見込み。 ● 違いはなかった ● 一度加算を算定したが、指定権者から不可と回答があった。詳しい説明は無かった。 ● 加算が児童相談所主体になって行われるために動くことが出来ませんでした。 ● 区役所に問い合わせたところ、市での決定であり、事業所が動くことではないと言う旨を伝えられた。 ● 個別サポートという判断が付くことに対して保護者が不快感を感じられるためアクションを起こしていない。 ● 個別サポート加算について知らないと意見を言えないのでまずは調べた。そこから保護者に説明を同意を得るため。 ● 個別サポート対象なので、福祉事務所へ申し入れをお願いしたが「うちはちがう」と言われた。また、相談支援員に相談したが、保護者が申請しないと変わらないし、更新時期でないと変更できないので無理だと言われた。 ● 行政側の返答は次回の更新時(面談時)に再調査して、該当するようならその際対象としますとのこと。 ● 再調査していない。 ● 再調査は行っていない。上記に述べた通り、再調査を行えば０、１歳児などは、当然「加算対象」になると思われる。ただし、それが本当に加算に結び付くのかが全く分からない。 ● 再調査は行っていないが個別サポート加算が対象ではないのか、受給者証の記入漏れではないのか管轄の市役所に確認しました。 ● 再調査をしても，個別サポートⅠがつかないと思われる. ● 最初に必要と出した方もサポート加算がついていないままでしたが、決定通知がないという事は当てはまらないのかと思い連絡をしていませんでした。児童福祉センターさんのお考えで出す出さないを決めていると思っていた為、こちらからはアクションを起こす事は失礼になるのではないかと感じておりました。 ● 指標の調査票自体もわかりづらく判断しにくい。頑張って支援しての結果で判断するのか、そうでない場合で見るのか。 ● 事業所では再調査を行っていない。 ● 事業所で再調査をするということができるのか？初めて知った。 ● 自治体に問い合わせ現状を伝え理解はしてもらえたが、保護者の受容が難しく決定は変わらなかった。 ● 自治体主管課に異議申し入れを行っていない。

	● 自治体職員に電話で伝えたが、本人と会っておらずかつ保護者との面談で決定した内容ですとのことであった。事業所としては、再調査したところで（点数稼ぎ）とみられるのが嫌なため、再申請の手続き等は行わない方針。しかし、来年度放課後等デイサービスの利用になるため、今後の受け入れ先の方でどのようにとらえるかわからないため、近日行われるサービス担当者会議の中で議題に上げる予定。 ● 質問の仕方が人によって違い、できているという回答の方へ導かれるため、保護者がどう答えていいのか分からないという声を聴いたことがある。 ● 受給者証の発行年で指標該当となったり、ならなかったりしたことが有ったが判定基準が判定者によっても変わるようなので、問合せを行い間違いなければ判定に従うほかない ● 制度の説明を続けながらも家族の気持ちを尊重している。 ● 前回報酬改定時の調査様式のままで、行政側からも今回の報酬改定による調査目的の変更については保護者に直接的な説明がされていない。 ● 相談員と内容の確認を行い、保護者との相談を依頼した。 ● 相談員と連絡をとり、他事業所や家族からの聴き取り再調査の申し入れをした。 ● 相談支援員がついているかたには相談し申し入れをしてもらった ● 相談支援事業所を通して自治体に問い合わせていただいた。 ● 相談事業所の担当者に問い合わせて再調査を依頼しました。 ● 誕生日月になってから確認する ● 調査経緯基準がわからなく、また再調査を依頼した場合、保護者に不快な思いをさせる場合があるため、なかなか声はあげれません。 ● 調査結果を基に保護者相談支援へ個別説明をする予定。 ● 調査自体はおこなっていません。 ● 転居の際に、受給者証の記載がなかった児童について、区役所担当者様に問い合わせている。記載漏れである事が解り、再度、発行をお願いしている。 ● 都度、加算対象になっていないケースに対し、支給決定を出している行政窓口まで連絡することができない。保護者に対しても加算の説明をしたり現時点で利用児童が加算対象になると事業所から保護者へ伝えることについても違和感がある。

	● 当該時の障害への理解、それに伴う問題行動、困っていることなど、障害理解への保護者理解と支援方法を統一して改善できるよう保護者支援中。 ● 福祉センターへ意義申し入れを行った際、保護者が言われることに対して決定しているので…という回答で覆りませんでした。質問の仕方が、人によって違うし、出来ているという回答の方へ導かれる為、保護者の方がどう答えてよいか分からないという声を聞いたこともあります。 ● 保護者に聴き取りを行ったが、個別サポート加算に対しての理解が十分でないようすで、無理にこちらから勧めることはやめて役所へ問い合わせを行った。役所から次回の受給者証の更新の時に保護者からのヒアリングで個別サポート加算も更新されるとの回答で、現在に至る。 ● 保護者に聞き取り時の状況や心境を何人かに聞いた。 ● 保護者の気持ちを尊重した。今後機会があればお願いする。 ● 保護者へこの制度の説明を行い、行政との面談児では、利用児の様子（困り感も含め）を、伝えてもらうように、お願いしている。 ● 保護者への理解を深める為に、個別面談等でどう理解を促すかが課題と考えます。 ● 保護者面談時に保護者と一緒に調査判定を行った。その結果を受給者証更新時に保護者に持参していただくと同時に、行政の担当者に事前連絡し、事業所内の判定結果について報告をした。 ● 保護者様と項目内容についてすり合わせの面談を実施した。 ● 報告待ち ● 報酬単位が低くなったことや、障害福祉の人材不足により加算は二の次にせざるを得ない状況だった為 ● 本制度が開始になった際に事前に想定される事項として、札幌市障がい福祉課に「対象と思われる児童が加算対象にならなかった際、異議申したてはだれがどこにすればよいか」という質問をした際に、最初は保護者を通して申し立てをしてくださいとの回答があったが、後日、電話にて連絡があり、事業者、保護者に関わらず異議申し立ては基本的に受け付けないとの回答があったので、事業所としては何もできなかった ● 本制度が開始になった際に事前に想定される事項として、札幌市障がい福祉課に「対象と思われる児童が加算対象にならなかった際、異議申したてはだれがどこにすればよいか」という質問をした際に、最初は保護者を通して申し立てをしてくださいとの回答があったが、後日、電話にて連絡があり、事業者、保護者に関わらず異議申し立ては基本的に受け付けないとの回答があったので、事業所としては何もできなかった

	● 本制度が開始になった際に事前に想定される事項として、札幌市障がい福祉課に「対象と思われる児童が加算対象にならなかった際、異議申したてはだれがどこにすればよいか」という質問をした際に、最初は保護者を通して申し立てをしてくださいとの回答があったが、後日、電話にて連絡があり、事業者、保護者に関わらず異議申し立ては基本的に受け付けないとの回答があったので、事業所としては何もできなかった ● 利用している児童が加算対象とならなかったため ● 利用児がいなかったため、なにも行っていない ● 利用児童保護者に個別サポート加算に関しての説明を行い、同意を得たうえで就学児サポート調査を実施。その結果を児の担当相談支援専門員から、自治体主管課に提出した。 ● 利用者の担当相談支援専門員の方や区役所の方と連携をとりながら調査結果の共有及び保護者様への説明を行えたケースが１件。
中核市	● アセスメント時などに「もしも何の支援も得られない環境だったら判定がどうなるか」と考えて回答するものだと助言をおこなった結果、翌年の受給者証更新時に指標該当有になった児童がいる。強度行動障害についても同様である。 ● サポート加算１の項目で、その子の困り感や必要な支援が適正に評価されるとは思わないので、再調査はしていない。 ● どのように再検査をすべきなのか？また行なって良いことなのかよく分からない。 ● 以前、まだ個別サポートではなく、区分１や区分２という表記だった頃に、盛岡市障がい福祉課認定係に申し入れをおこない、調査をしてもらいましたが事業所に担当の方がいらっしゃった時にはその児童は寝ていておとなしくみえたのか、その調査と一緒に強度行動障害の子も見てもらたので、軽くみられてしまったのか？わかりません。 ● 一度外れてしまったが、問い合わせを行い、再度就学児サポート調査票を送った。 ● 加算対象となった児童についての対応をどのようにしたら良いか伺った。 ● 既にサポート加算無で決定がおりているので、事業所内で本来ならば加算対象児なのでは、と認識するのみにとどめている。 ● 個別サポートに関する案内文を保護者様にお渡しし、数名の保護者様から個別サポートが付いた旨のご連絡を戴きました。 ● 個別サポート加算の基準や要件、システムについて存じませんでした。 ● 再調査としなくても、「人と関わると問題行動が出る」「言葉が出ているのではなくオウム返し」など、明らかに加算対象では？の児童については市に問い合わせたことがある。その時の回答が「聞き取りの結果です」だったので、それ以後は問い合わせていない。 ● 再調査を行い、保護者へ事業所での様子を説明し、自治体への提出の了承を得て、自治体に調査票を提出し、再判定を依頼した。

	● 再調査を行う予定であるが他業務に追われなかなか進まない。 ● 昨年度の指標該当児までは、構成比率により、大幅に給付額に影響が出る為、再調査を行って、決定と違う場合は、申し入れていた。今年度から個別サポートⅠに変更された以降、運を天に任せている状態である。 ● 指標を含め、判断しづらい制度なので、判定方法も含め改善してからだと考えます。行政窓口も含め余裕がないと思う。 ● 支給決定は行政で行っているため ● 事業所所在地に転入予定であったため、対応しなかった。転入後は個別サポートⅠの対象となった。 ● 事前に行動関連項目について事業所での評価を保護者へ伝えるなど助言をしたが、保護者は「そこまでひどくないと思う。」と障害受容できていない部分もあったことと、市の決定事項に対して受給決定内容をそのまま受け入れることとした。 ● 次回更新時に変更になる場合有。 ● 自治体から児童発達支援は令和３年度更新されるまで全ての児童が算定可能、放課後等デイサービスは旧制度の指標該当児の判定をもって算定可能とする通知があった当事業所利用児童は重症心身障害児（特に肢体不自由児、医療的ケア児）が主であり、個別サポート加算Ⅰに関する影響は少なかった為特に申し入れ等は行っていない ● 受給者証更新前に問題行動や特性などを相談支援事業所へ提示するが判定を下す機関ではないため、網羅されない。現状を伝えても何も変わらない。 ● 親御さんの認識と、事業所で過ごしている時の姿を専門性の点から見ての判断との格差が大きく、親御さんの理解が求められず申請をしてもらうに至らなかった。 ● 相談員に話して、保護者と自治体に報告した ● 相談員の見解を聞いたが保護者の気持ちを考えると再判定は難しいのではということもあり断念 ● 相談支援の方に連絡した。 ● 相談支援員に問い合わせを行い、児童の様子を各事業所で聞き取っていただき、再調査の依頼をお願いした。また保護者への依頼も合わせて行った。 ● 相談支援員や他事業所、保護者とも話し合いをした ● 相談支援事業所に確認した。 ● 相談支援専門員に、この児童は加算対象かどうかを尋ね、後日その児童についての加算に対する質疑応答があった。結果取れないとの事であった。

	● 他県の情報も得た。 ● 担当の相談員へ連絡した。 ● 担当相談員に事業所で行った再調査の結果を伝えたが、「家族がそのように伝えたのだろうから仕方ないですね」と言われて結果は変わらなかった。 ● 担当相談支援専門員、保護者とに事業所での調査結果を確認いただき、相談員もしくはご家族から行政に意見していただくこともある。 ● 調査には保護者の方の判断が大きく左右されており、事業所の私達が、保護者を超えて調査をしたり指標を出せず支援として判断する。 ● 判断に微妙なケースや判断が分かれるケースがあり、難しいところがあるので、自治体の判断に任せています。 ● 複数の事業所を利用しているケースについては、相談支援事業所を介して、他事業所とも実態把握を行い、市役所への再調査の依頼について協議した。 ● 保護者が申請するため、事業所が必要と考えても申請することができない状況にある。 ● 保護者の障がい受容の過程の場合が多く、とてもナイーブなので、積極的に指摘はしない。 ● 本児の利用している他施設に確認すると、施設で薬を預かり服薬をしてもらっているとのこと。本人が飲んでいるといった場合にも服薬しているとのことで、実際に飲んでいた場合のリスクを考えると、自分たちの施設ではそこまで踏み切れないでいる。 ● 利用児全員が個別サポート加算Ⅰの対象であったため、上記のような再調査は行っていません。
特例市・特別区	● どうすればいいのかよくわからない ● 以前、意義を申し立てた際に自治体から学校と保護者の聞き取りで対応していると言われた為、明らかに事実と異なるようなケースがあっても相談等での解決は難しいと判断している。 ● 加算対象となった方は、受給者証の更新月に記載されると聞いている為、更新月に確認している。 ● 該当児童担当の相談支援事業所に問い合わせた。 ● 決定通知が遅れたため、請求作業に間に合うよう管轄の福祉事務所へに問い合わせた。その際に福祉事務所が保護者へ聞き取った際の説明を受けた。 ● 決定通知が遅れた為、請求作業に間に合うよう管轄の福祉事務所へ問い合わせた。 ● 最初に、この制度？が始まった時に当事業所で個別対応が必要な児童にⅠが付いていない児童がたくさんいたので、区の担当宛に

	詳しく文章で異議申し入れを行ったが、1 名のみⅠになったのみで他はならず。そのうち、受給者証を更新するうちに、どんどんⅠの児童が減少している。当事業所は知的の特別支援学校の個別対応が必要な児童が多く、愛の手帳の障害の程度も重いが、保護者の方は日々の対応と受給者証の更新の際の調査票への記入が結びついていない。 ● 事業所が判定資料を提出することとしている自治体については、資料を提出した。 ● 事業所で再調査を行い、調査票を区に直接提出した。 ● 児童の担当の相談支援員に相談し、相談員と一緒に保護者を通して再申し入れを行った。 ● 自己負担額にも影響するのと、説明は慎重に行わないと保護者に変な誤解や傷つけることになり兼ねないので、事業所単独での動きは危険、連携が必要と考え、すぐの申し入れ等の行動は起こしていない。 ● 自治体に問い合わせたところ、次回更新時に出してほしいとの回答だったので、再調査は行わなかった。 ● 他事業所が保護者様にお伝えし、申し入れを行ってくれました。 ● 調査をまだ行っていないため、今後保護者の方に話をする予定 ● 乳幼児等サポート調査票【児童発達支援及び医療型児童発達支援】を保護者に、お見せしました。「乳幼児等サポート調査留意事項」に沿って、各調査項目の「サポート調査判定結果欄」に①～④の 4 項目についてチェック「介助なし」「一部介助」「全介助」を記入していただきました。3 歳以上の場合、⑤～⑪の項目についてチェック「なし」「週 1 回以上」「ほぼ毎日」を記入していただきました。保護者様の署名が入った調査票を各担当福祉事務所に提出いたしました。 ● 聞かれていないから。 ● 保護者と面談を実施した ● 保護者によっては自分の子どもを悪い方の判定にしたがらない人や利用料金を上げたくないという保護者もいる。判定のやり方がおかしいと思う。 ● 令和 3 年 10 月に（地域名）から再調査の取扱いについての通知が改めて行われ、今月から再調査の依頼をしていく予定です。
一般市	● 「就学児サポート調査」を保護者に渡し、13 点以上の場合は市の福祉課または相談事業所に行って、受給者証のサポート対象児に変更を申し出るようお願いした。 ● あきらめている。 ● ケース会議等もあったが反映はされなかった。 ● この制度について知らなかった

	● 意義の申し入れは、保護者と、保護者から見た対象児の尊厳を傷つけることになりかねないと思い、控えた。加算による利益より、心情に重きを置いた。対象児が抱える課題については従来通り、都度保護者と連携を取りながら対応しサポートしていく方針を選んだ。 ● 意義申し入れができるすべがあることを見落としていた。 ● 意義申し入れしても嫌がれるだけなのでしていない。 ● 医療ケアの必要な重症放課後等デイサービスを運営しているため、加算対象児は該当しないと判断している。 ● 何度か同じ児童に対して調査してみても対象となったりならなかったり判断基準が難しい ● 各市の担当の方に問い合わせをさせて貰うと、担当者が加算の事を把握しておらず、「３年前の情報を元に」と返答があった事もありました。また、保護者のみの聞き取りで、普段関わっている放課後等デイサービスへの聞き取りは一切なく決定されていたので、他の放デイと連絡を取ったり、相談員と話し合いの場を設けたりしました。 ● 決定をを受け入れて運営した。 ● 個別サポート加算について相談支援専門員に相談しました。専門員の方が市役所に尋ね「再調査するらしい」という回答をいただいていますが、その後何もありません。 ● 個別サポート加算の決定について異議がある場合、保護者が市役所に申請する必要があるとのことで、忙しい保護者にとっては申請するメリットが感じられない。事業所としても保護者へお願いすることがためらわれる。 ● 個別サポート加算新設以前の加算基準がそのまま当てられている印象、以前前加算基準については異論を唱えたが却下された経緯がある ● 更新時に再度調査を依頼し、その時点から個別サポート１がついた ● 行っていない。事業所が行うと、「加算の為」と保護者にとられる可能性を考えると、「お宅の子は、判定より軽度ではない」という行動は、事業所としてしずらい。 ● 行政に、確認してもらったが、今回は、保護者からの聞き取りのみになり、変更は、されなかったので、期間を過ぎて、再びと思い、今は、行政が説明のまま、該当しているお子さんを支援している。できれば１年の期間を待たずに、確認してほしい。 ● 行政に対して、「保護者のみの聞き取りだけではなく、事業所や支援者からの聞き取りも行ってほしい」と加算対象となる理由も付け足して提示したが、「次回の更新までは現状のまま」との回答だった為、保護者とも内容確認を行った。 ● 行政に問い合わせをしたが相手にされず、決定は行政が行うので意見は聞きませんと言われた。

	● 今後申し入れを検討しています ● 再調査の結果が決定と違っていても、保護者や自治体に相談する事には躊躇がある。 ● 再調査を行いたいが、それに取り掛かる時間がない。 ● 再調査を行う時間的余裕がない。 ● 再調査を行う場合の手段が解らない。最終的に相談支援事業所の相談員の判断によっているため、変更がしづらい。 ● 再調査を行えることがわかりませんでした。 ● 再調査を行えることがわかりませんでした。 ● 子どものことがわかっていない行政が保護者からの聞き取りで記入の基準があいまいな中、イニシアチブをとり記入するケースに対しかたくなに結果に反映されず。 ● 市に問い合わせを行ったが、保護者からの聞き取り調査のみでの判断と言われたの、伝えれるところには保護者にお伝えはしたが、いまだ加算対象になっていない子どもが多い。 ● 市町村の判定に間違いはなかった ● 市内の他事業所と調査の仕方を統一するため、自治体と各事業所で会議の場をもちやり方について確認した。その後、更新月を待たずに利用者全員について保護者と一緒に調査を行った ● 市役所担当者への問い合わせにて返答あり。本人を見ておらず、保護者への聞き取りのみで判断しているとのこと。また重度身体障害児へは自動的に加算されるとのこと。 ● 支援の実態を伝え、行政担当者とスコア表を見直した。 ● 支援員を通して保護者に再調査をしてもらった。 ● 施設側の申し入れだけで個別サポート加算が変わるとは思わなかった ● 事業所からの問い合わせ（異議申し入れ）では対応できないとのこと。保護者へ異議申し入れに行くように促すも、未だに行っていただけていない状況があるため、明らかに算定対象となるであろう利用者に対しても算定出来ていない状況がある。 ● 事業所での活動状況からみで明らかにおかしいと思われる児童生徒については、事業としての評価のチェックリストを相談支援事業所に渡して、今後の参考にするようお願いしている。 ● 事業所での調査は行っておらず、特別サポート加算に関わる関係機関にゆだねている。 ● 事業所での調査結果と決定に相違がある場合、どのような手続きが必要なのか不明である。

	● 事業所で再調査はしていない ● 事業所で調査はしないが、自治体主管課に申し入れをした。 ● 自治体から聞き取りがあったが、事業所の意見が反映されずに親からの聞き取りだけ反映された結果になった。 ● 自治体が判断されているので、指示に従っている ● 自治体での判断に不満があれば連絡するように言われ、担当職員所長を交えた上での再調査後に再度自治体に問い合わせたが、自治体が最終判断基準だと言われ特に変わることはなかった。自治体が最終的な決定をするにしても、こちら側の意見をまるで重要視していないような姿勢に違和感を感じた。最初から調査や保護者への説明を事業所に依頼せず、自治体自身が対象児の検討、保護者に説明を行った後に、利用している事業所への聞き取り等で最終判断をするような形式にするべきだった。調査に職員の時間を割き、制度とはいえ保護者に児童の点数のような数値を暗示させることは、専門家の肩書を持たない事業所がやることではない上に、保護者側はもちろん（事業所の加算になるのであれば利益のためというイメージにしかならない、そりゃそうだろ）こちら側としても心苦しいものがあった。にもかかわらず、その対応である。現場での保護者との信頼関係をイメージできていない制度だと感じると共に、無責任だと感じた。 ● 自治体に再調査を申し入れたが、多忙と混乱を理由に断られた ● 自治体の結果に異議を申し立てず、そのまま個別サポート加算を算出せず対応致しております。 ● 自治体の裁量であろうし、そもそも再調査等をしている時間的余裕はない。 ● 自治体はあくまでも保護者主体であることを強調していた。事業所が実態と違う旨を話しても保護者の返答がすべてであると言われた。 ● 自治体主管課より、その対象児童の様子を伺う問い合わせが当事業所へあった時に、当事業所やご家庭での様子、問題点等細かくお伝えし、本児やご家庭に対して手厚い支援が必要である事をお話した。 ● 手帳，更新時に、親と話し合い、調査をする。 ● 受給者証の記載で確認。 ● 受給者証の更新の前に、担当の相談支援員に問い合わせ、対応してもらった。 ● 受給者証の更新月でないと決定されないとのことと聞いているため、再調査しなかった ● 受給者証の更新時に対象となると考えている。 ● 住所を記載したリストを市役所に提出した。

	● 重心単価を取っている為算定対象外 ● 障がい児相談支援事業所を経由して保護者自治体主管課に状況説明と判断見直しの必要性を訴えた。その際には、事業所の見立て(点数計算)を示した。 ● 申し入れができる事を知らなかったので、今後申し入れの検討をしたいです ● 前回の報酬改定時に、指標該当児童の再判定を市に申し出た。保護者にとっては、指標該当が有る無いの意味や内容も理解できていない方が多く、指標に該当すると事業所から示す事で、「うちの子はそんなに手がかかるのでしょうか？」そう思わせてしまう。再判定で、結果が変わった児童もいたが、判定者や他事業所とのやり取りや、保護者への説明など、支援になっていない事に、時間を費やしてしまう事に疑問がわき、再判定を申し出る気力が無くなった。 ● 前回異議を申し立てて再調査をお願いしたが、変わらず。今回も同様に加算対象外だった為、再調査のお願いをしていません。保護者からのみのヒアリングだと難しいのではないかと思いました。事業所だけの判断だと、必要ないお子さんに対してまで加算が必要だと不正が起こりそうな気もしますが、事業所にもヒアリングをしてほしいと思いました。 ● 相談員の本児の面談の際に、個別サポート加算が ● 相談員へは伝えた。 ● 相談員へ直接、問い合わせをしている。 ● 相談員支援員に問い合わせた。 ● 相談支援員に相談をし、事業所での様子等を伝え、保護者と項目別に再度検討していただくようにお願いしている。 ● 相談支援専門員に相談し、自治体へ問い合わせてもらったが、「決定してしまったので次回更新時に変更になります。」との返答だった。 ● 他の事業所と連絡を取らせていただき状況を共有した。 ● 他の事業所と連絡を取らせていただき状況を共有した。 ● 対象じゃないと言われたため、何もしていない ● 対象だとしても、次回の受給者証の更新時にしか対象として記載しなくていいと解釈しているのでしないと市町村から返答あり ● 対象児の担当の相談支援専門員の方とお話しをして、再度判定をしていただいた。 ● 担当相談員を通じて保護者、自治体に申し入れを行った。 ● 調査は市町村が行います

	● 調査を行ったのみで、特に申し入れは行ないませんでした。①事業所が故意に低評価にした。不正だ。と後で言われても困るので。②2018 年の指標該当児童調査の際は、事業所への聞き取りがあり、該当児となった児童が数カ月後の受給者証更新で調査もなく該当なしになった。今回該当になった児童に対して、前年前々年は非該当だった。(いずれも状況が改善悪化しているわけではない)経緯もあり、家族の視点と事業者の視点には差があることを感じた為。 ● 判定員によって(当事者に)不利益となる正しくない杜撰な聞き取りがあると、障がい福祉課との懇談の場で意見した ● 変更が認められなかった事例がある。 ● 変更が認められなかった事例もある。 ● 変更が認められなかった事例もある。 ● 保護者に聞いてから、用紙を送った。 ● 保護者に話をして相談支援専門員を通して行った。 ● 保護者様のご理解も必要なため慎重に行なっている ● 放課後デイへの聞き取り調査がないため、再調査を行えない。 ● 本児の利用がある他の事業所が自治体へ問い合わせを行い、結果を知らせてもらった。 ● 役所の判断が覆る事はまれであり、決定内容について問い合わせをすると「加算対象になった場合、事業所として何か得する事でもあるんですか？」と事業所都合で調査を行っているかのように言われてしまう。 ● 予算の関係と言われあきらめた
町村	● ２名とも、対象になるかどうか微妙なラインだったため、特に問い合わせ等は行っていない。明らかに対象になるケースであれば問い合わせたと思われる。 ● もしかしたら、保護者にとっては、児の成長を喜ばしいと感じているのかもしれないので、再調査や自治体への問い合わせはしていない。 ● 以前に電話で問い合わせた際、事業所からの意見は反映されないと言われた為 ● 加害をする児童、多動的な児童については、点数の加点がしやすいが、比較的おとなしい児童については、かなりの見守りが必要な場合でも加点にならない場合が多く、例えば排泄がまるでできない子、一人での移動が困難な子は職員の付き添いが必ず必要となるが、基準の点数には満たないケースが多い。あと、情緒面で不安定な子も現実、職員がついていなければ、危ないがそういったケースでも個別サポートの設問だと点数にはならない。あと、親の聞き取りがほとんどなので、親に困り感が少ない、親はでき

	るだけ我が子の良い状態を伝えるのでその点でも、実情と相違する部分がでているのが現状です。 ● 各自治体の結果に従ったので、意義の申し立てなどは行っていない。 ● 再調査結果をもとに意義申し入れを行えることを知らなかった。 ● 再調査出来るシステムを知らなかった。 ● 市町村窓口との取り決めにより、”再調査を依頼する場合は保護者から同意を得て事業所が意義申し入れをする”ということになっている。今回、障がい特性をあまり認めたくない保護者であったため、事業所との円滑な関係が崩れる可能性があったため、再調査の依頼を行わなかった。 ● 事業所として、「就学児サポート調査」を用いての正式な調査は行っていない。ただ、面談等の際に家族に事業所での現状を伝え、手厚い支援の必要性を理解してもらうよう取り組んだ（圏域のルールで、診断名のない障害児への支給量が受給者証の次回更新より大幅に減らされる事も併せて伝えたが、母親がパートタイム就労をされている事もあり、家族としてもそれを受け入れると今の所言われている)。しかしその時が丁度家族が学校との関係性で苦慮されている時期とも重なり、家族が病院受診に対してあまり積極的でなく、検査等をしてもハッキリとした診断名がつかない状態に変化がなかった。そこで担当の相談支援専門員と情報共有を行い、状況を改善できないか探っている最中である。 ● 主に重症心身障害児者対象なので個別サポート加算Ⅰは算定できず。 ● 受給者証更新時期まで待ち、事業所で再調査した結果を行政に報告している。 ● 就学児サポート調査がある事を知らない ● 就学児サポート調査がある事を知らない。 ● 相談支援事業所に一報を入れ、こちらから自治体に連絡を行っていいかの確認を行って返答待ち ● 担当の相談支援専門員に連絡し、自治体主管課に問い合わせを依頼した。 ● 島本町は申し入れに応じて再調査を行ってくれたが、高槻市は『再調査はしません。次回更新まで待ってください』と言われた。 ● 保護者と共に辞したい主管課へ赴き、担当の方とお話をした。 ● 予算の関係と言われあきらめた

3. 個別サポート加算Ⅰの決定手続きは、どのように行われたか。（複数回答）

	全体	児童発達支援センター	児発	放デイ	児発のみ	放デイのみ
① 自治体主管課職員が直接保護者に調査票を用いて聞き取った	866	69	403	696	95	343
② 基幹相談支援センターまたは相談支援事業所が調査票を記入し自治体主管課へ提出した	398	29	164	339	28	186
③ 児童発達支援センターが調査票を記入し自治体主管課へ提出した	103	43	34	53	7	16
④ 児童発達支援事業所または放課後等デイサービス事業所が調査票を記入して自治体主管課へ提出した	356	12	205	290	41	117
⑤ 保護者が調査票に記入して自治体主管課へ提出した	593	37	238	503	49	288
⑥ 自治体主管課職員から事業所側への聞き取りが行われた	201	14	84	173	12	88
⑦ 児童発達支援事業所または放課後等デイサービス事業所が保護者の調査票記入に対して相談にのった	262	17	103	217	23	122
⑧ 手続きについては、よく知らない	939	31	391	834	67	474
⑨ その他（自由記述）	340	30	151	267	33	137
未回答	491					

	全体	児発センター	児発	放デイ	児発のみ	放デイのみ	多機能
① 自治体主管課職員が直接保護者に調査票を用いて聞き取った	31%	39%	34%	30%	40%	27%	34%
② 基幹相談支援センターまたは相談支援事業所が調査票を記入し自治体主管課へ提出した	14%	16%	14%	15%	12%	15%	14%
③ 児童発達支援センターが調査票を記入し自治体主管課へ提出した	4%	24%	3%	2%	3%	1%	3%
④ 児童発達支援事業所または放課後等デイサービス事業所が調査票を記入して自治体主管課へ提出した	13%	7%	17%	13%	17%	9%	17%
⑤ 保護者が調査票に記入して自治体主管課へ提出した	21%	21%	20%	22%	20%	23%	21%
⑥ 自治体主管課職員から事業所側への聞き取りが行われた	7%	8%	7%	7%	5%	7%	8%
⑦ 児童発達支援事業所または放課後等デイサービス事業所が保護者の調査票記入に対して相談にのった	9%	10%	9%	9%	10%	10%	9%
⑧ 手続きについては、よく知らない	34%	18%	33%	36%	28%	38%	33%
⑨ その他（自由記述）	12%	17%	13%	12%	14%	11%	13%

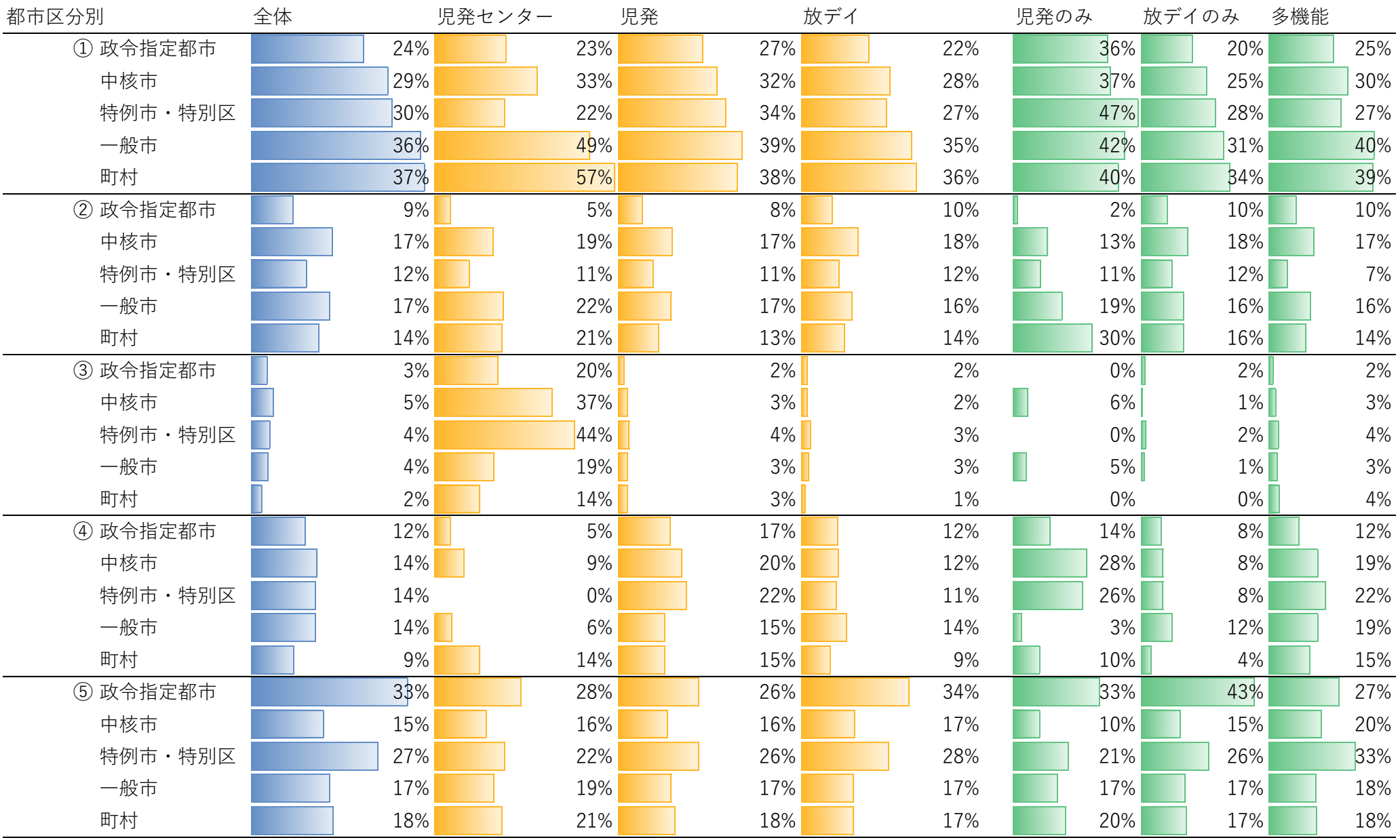

都市区分別	全体	児発センター	児発	放デイ	児発のみ	放デイのみ	多機能
① 政令指定都市	24%	23%	27%	22%	36%	20%	25%
中核市	29%	33%	32%	28%	37%	25%	30%
特例市・特別区	30%	22%	34%	27%	47%	28%	27%
一般市	36%	49%	39%	35%	42%	31%	40%
町村	37%	57%	38%	36%	40%	34%	39%
② 政令指定都市	9%	5%	8%	10%	2%	10%	10%
中核市	17%	19%	17%	18%	13%	18%	17%
特例市・特別区	12%	11%	11%	12%	11%	12%	7%
一般市	17%	22%	17%	16%	19%	16%	16%
町村	14%	21%	13%	14%	30%	16%	14%
③ 政令指定都市	3%	20%	2%	2%	0%	2%	2%
中核市	5%	37%	3%	2%	6%	1%	3%
特例市・特別区	4%	44%	4%	3%	0%	2%	4%
一般市	4%	19%	3%	3%	5%	1%	3%
町村	2%	14%	3%	1%	0%	0%	4%
④ 政令指定都市	12%	5%	17%	12%	14%	8%	12%
中核市	14%	9%	20%	12%	28%	8%	19%
特例市・特別区	14%	0%	22%	11%	26%	8%	22%
一般市	14%	6%	15%	14%	3%	12%	19%
町村	9%	14%	15%	9%	10%	4%	15%
⑤ 政令指定都市	33%	28%	26%	34%	33%	43%	27%
中核市	15%	16%	16%	17%	10%	15%	20%
特例市・特別区	27%	22%	26%	28%	21%	26%	33%
一般市	17%	19%	17%	17%	17%	17%	18%
町村	18%	21%	18%	17%	20%	17%	18%

⑥ 政令指定都市	4%	3%	4%	3%	6%	5%	1%
中核市	3%	5%	2%	4%	0%	5%	3%
特例市・特別区	9%	11%	10%	8%	13%	8%	13%
一般市	11%	12%	13%	11%	3%	9%	15%
町村	9%	14%	6%	9%	10%	9%	8%
⑦ 政令指定都市	16%	8%	13%	16%	19%	21%	10%
中核市	8%	16%	7%	8%	3%	7%	10%
特例市・特別区	6%	0%	7%	5%	11%	6%	5%
一般市	9%	9%	8%	9%	8%	8%	9%
町村	3%	7%	4%	3%	0%	2%	6%
⑧ 政令指定都市	38%	23%	40%	41%	33%	40%	43%
中核市	32%	7%	27%	36%	28%	43%	26%
特例市・特別区	32%	33%	28%	35%	16%	35%	24%
一般市	33%	23%	33%	34%	32%	34%	33%
町村	34%	0%	31%	35%	20%	43%	30%
⑨ 政令指定都市	11%	18%	12%	9%	14%	8%	12%
中核市	15%	12%	15%	14%	13%	14%	17%
特例市・特別区	16%	22%	21%	15%	24%	14%	22%
一般市	11%	20%	10%	11%	10%	10%	12%
町村	11%	14%	9%	11%	0%	11%	10%

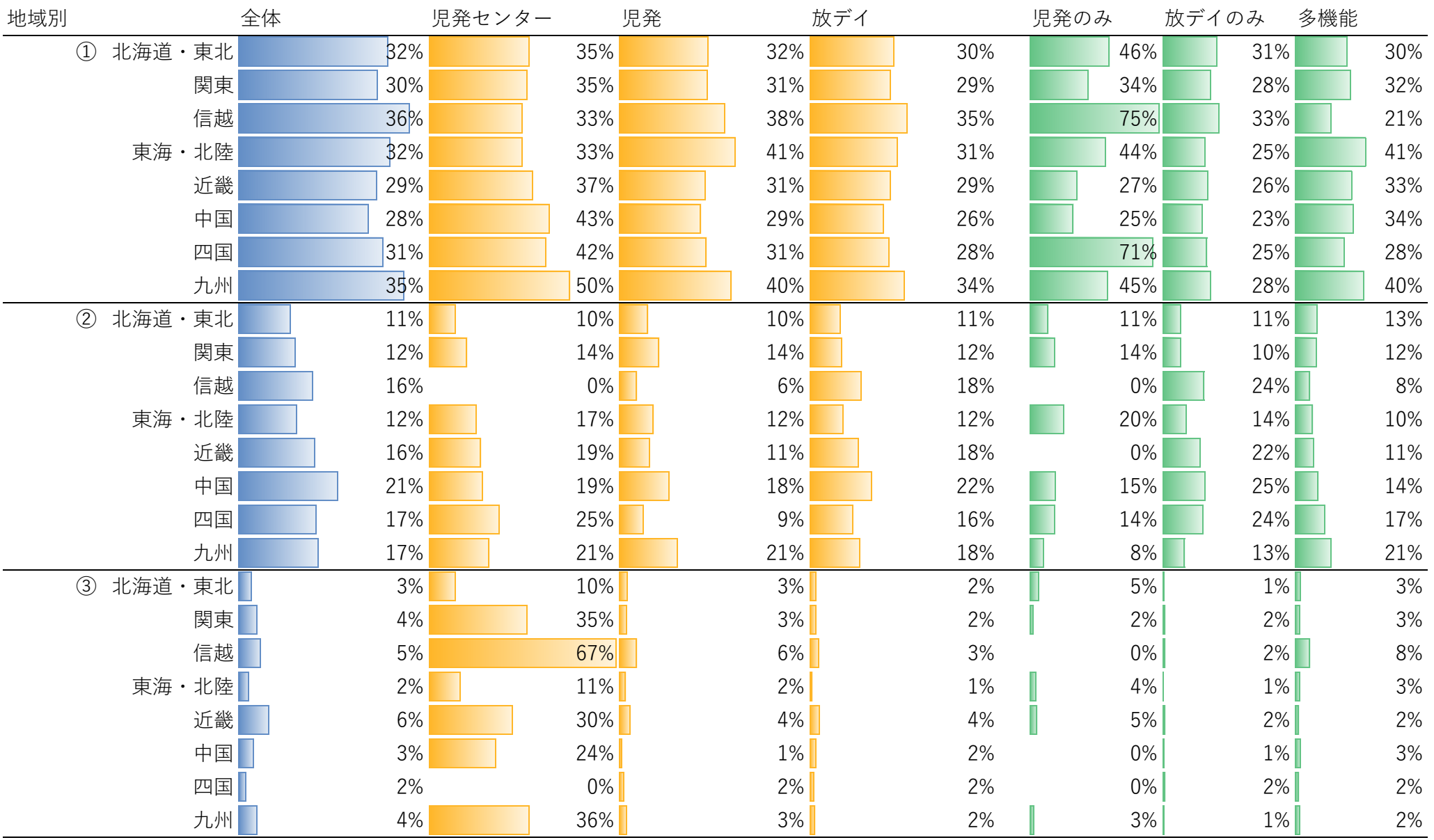
地域別
全体
児発センター
児発
放デイ
児発のみ
放デイのみ
多機能
① 北海道・東北 32% 35% 32% 30% 46% 31% 30%
関東 30% 35% 31% 29% 34% 28% 32%
信越 36% 33% 38% 35% 75% 33% 21%
東海・北陸 32% 33% 41% 31% 44% 25% 41%
近畿 29% 37% 31% 29% 27% 26% 33%
中国 28% 43% 29% 26% 25% 23% 34%
四国 31% 42% 31% 28% 71% 25% 28%
九州 35% 50% 40% 34% 45% 28% 40%
② 北海道・東北 11% 10% 10% 11% 11% 11% 13%
関東 12% 14% 14% 12% 14% 10% 12%
信越 16% 0% 6% 18% 0% 24% 8%
東海・北陸 12% 17% 12% 12% 20% 14% 10%
近畿 16% 19% 11% 18% 0% 22% 11%
中国 21% 19% 18% 22% 15% 25% 14%
四国 17% 25% 9% 16% 14% 24% 17%
九州 17% 21% 21% 18% 8% 13% 21%
③ 北海道・東北 3% 10% 3% 2% 5% 1% 3%
関東 4% 35% 3% 2% 2% 2% 3%
信越 5% 67% 6% 3% 0% 2% 8%
東海・北陸 2% 11% 2% 1% 4% 1% 3%
近畿 6% 30% 4% 4% 5% 2% 2%
中国 3% 24% 1% 2% 0% 1% 3%
四国 2% 0% 2% 2% 0% 2% 2%
九州 4% 36% 3% 2% 3% 1% 2%

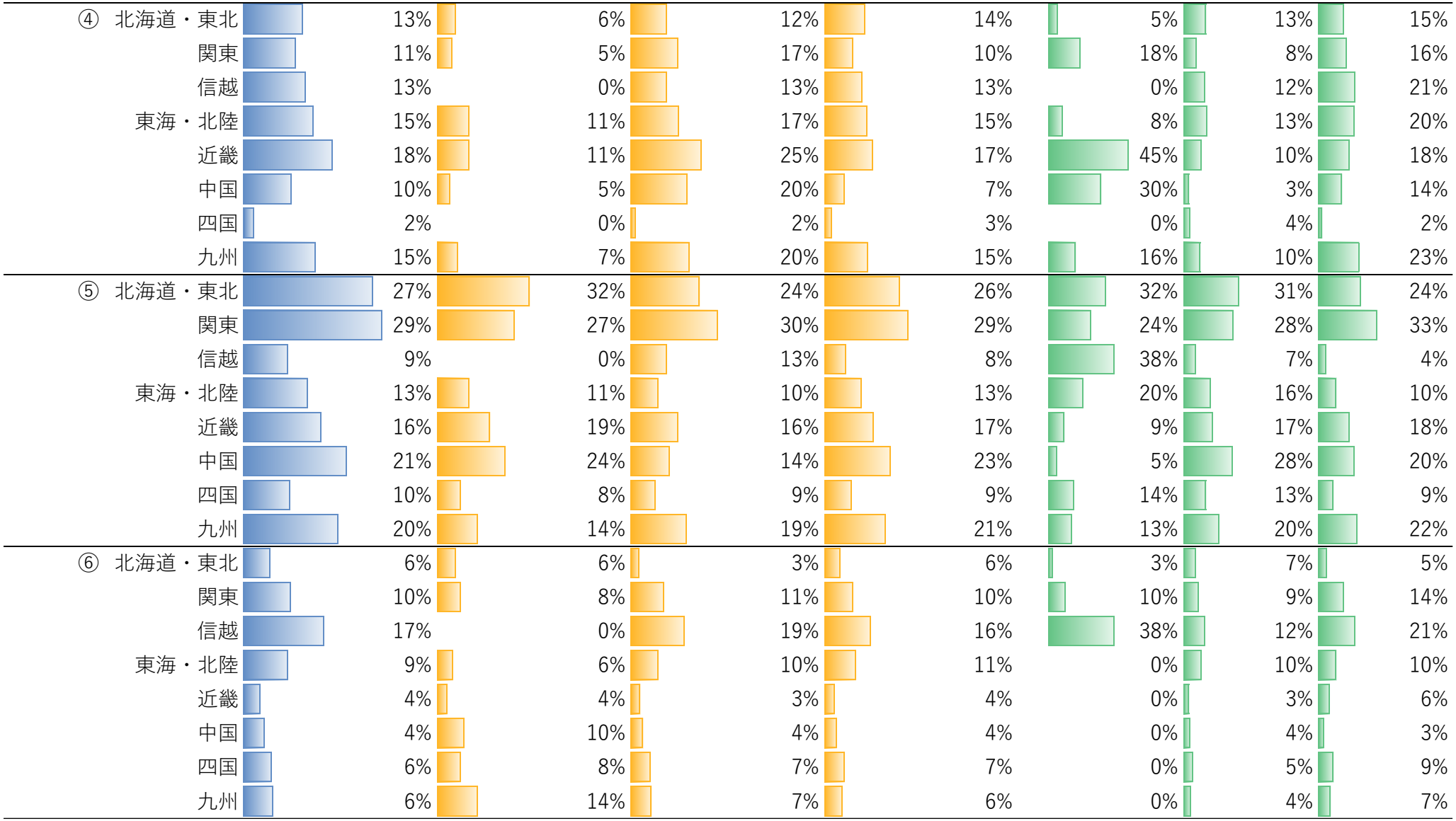

④	北海道・東北	13%	6%	12%	14%	5%	13%	15%
	関東	11%	5%	17%	10%	18%	8%	16%
	信越	13%	0%	13%	13%	0%	12%	21%
	東海・北陸	15%	11%	17%	15%	8%	13%	20%
	近畿	18%	11%	25%	17%	45%	10%	18%
	中国	10%	5%	20%	7%	30%	3%	14%
	四国	2%	0%	2%	3%	0%	4%	2%
	九州	15%	7%	20%	15%	16%	10%	23%
⑤	北海道・東北	27%	32%	24%	26%	32%	31%	24%
	関東	29%	27%	30%	29%	24%	28%	33%
	信越	9%	0%	13%	8%	38%	7%	4%
	東海・北陸	13%	11%	10%	13%	20%	16%	10%
	近畿	16%	19%	16%	17%	9%	17%	18%
	中国	21%	24%	14%	23%	5%	28%	20%
	四国	10%	8%	9%	9%	14%	13%	9%
	九州	20%	14%	19%	21%	13%	20%	22%
⑥	北海道・東北	6%	6%	3%	6%	3%	7%	5%
	関東	10%	8%	11%	10%	10%	9%	14%
	信越	17%	0%	19%	16%	38%	12%	21%
	東海・北陸	9%	6%	10%	11%	0%	10%	10%
	近畿	4%	4%	3%	4%	0%	3%	6%
	中国	4%	10%	4%	4%	0%	4%	3%
	四国	6%	8%	7%	7%	0%	5%	9%
	九州	6%	14%	7%	6%	0%	4%	7%

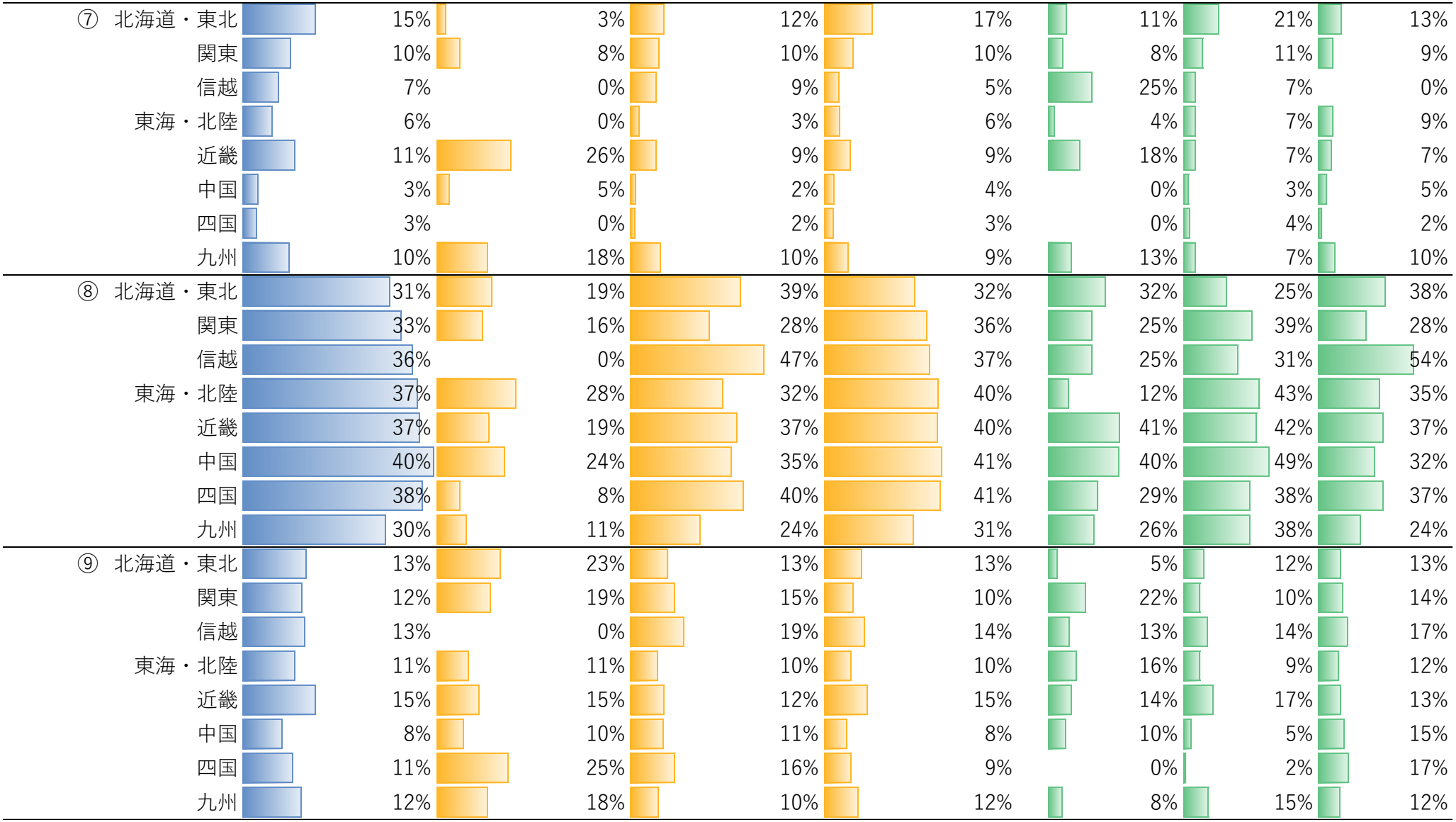
⑦ 北海道・東北 15% 3% 12% 17% 11% 21% 13%
関東 10% 8% 10% 10% 8% 11% 9%
信越 7% 0% 9% 5% 25% 7% 0%
東海・北陸 6% 0% 3% 6% 4% 7% 9%
近畿 11% 26% 9% 9% 18% 7% 7%
中国 3% 5% 2% 4% 0% 3% 5%
四国 3% 0% 2% 3% 0% 4% 2%
九州 10% 18% 10% 9% 13% 7% 10%
⑧ 北海道・東北 31% 19% 39% 32% 32% 25% 38%
関東 33% 16% 28% 36% 25% 39% 28%
信越 36% 0% 47% 37% 25% 31% 54%
東海・北陸 37% 28% 32% 40% 12% 43% 35%
近畿 37% 19% 37% 40% 41% 42% 37%
中国 40% 24% 35% 41% 40% 49% 32%
四国 38% 8% 40% 41% 29% 38% 37%
九州 30% 11% 24% 31% 26% 38% 24%
⑨ 北海道・東北 13% 23% 13% 13% 5% 12% 13%
関東 12% 19% 15% 10% 22% 10% 14%
信越 13% 0% 19% 14% 13% 14% 17%
東海・北陸 11% 11% 10% 10% 16% 9% 12%
近畿 15% 15% 12% 15% 14% 17% 13%
中国 8% 10% 11% 8% 10% 5% 15%
四国 11% 25% 16% 9% 0% 2% 17%
九州 12% 18% 10% 12% 8% 15% 12%

加算されると思われるが加算されていない児が		全体	児発センター	児発	放デイ	児発のみ	放デイのみ	多機能
①	いる	34%	48%	37%	32%	46%	29%	38%
	いない	29%	33%	31%	29%	36%	26%	30%
②	いる	12%	17%	11%	11%	14%	12%	11%
	いない	16%	16%	16%	17%	11%	17%	17%
③	いる	3%	23%	2%	2%	2%	2%	2%
	いない	4%	25%	3%	3%	3%	1%	4%
④	いる	11%	4%	14%	11%	11%	8%	14%
	いない	14%	8%	19%	14%	20%	10%	19%
⑤	いる	24%	28%	24%	25%	21%	24%	27%
	いない	19%	17%	17%	20%	20%	22%	17%
⑥	いる	7%	6%	6%	7%	6%	7%	7%
	いない	8%	9%	8%	8%	4%	7%	9%
⑦	いる	10%	10%	10%	10%	9%	10%	8%
	いない	9%	9%	8%	9%	10%	10%	9%
⑧	いる	34%	16%	35%	35%	32%	35%	34%
	いない	34%	19%	32%	37%	26%	40%	31%
⑨	いる	15%	22%	15%	15%	11%	14%	16%
	いない	11%	14%	11%	9%	15%	9%	12%

常勤職員数（換算）	全体	児発センター	児発	放デイ	児発のみ	放デイのみ	多機能
① 5人未満	31%	31%	35%	30%	42%	28%	31%
5人以上	32%	41%	34%	30%	36%	27%	36%
② 5人未満	13%	11%	12%	13%	12%	13%	11%
5人以上	16%	17%	16%	17%	9%	17%	17%
③ 5人未満	2%	8%	2%	2%	2%	1%	2%
5人以上	6%	28%	4%	3%	4%	1%	4%
④ 5人未満	13%	14%	18%	12%	18%	9%	17%
5人以上	13%	5%	16%	13%	16%	10%	16%
⑤ 5人未満	21%	22%	18%	22%	17%	23%	21%
5人以上	22%	21%	22%	22%	25%	23%	22%
⑥ 5人未満	7%	3%	6%	7%	2%	7%	8%
5人以上	8%	9%	8%	8%	10%	7%	9%
⑦ 5人未満	8%	17%	7%	8%	7%	9%	8%
5人以上	11%	7%	11%	11%	13%	12%	10%
⑧ 5人未満	37%	28%	34%	38%	27%	39%	37%
5人以上	30%	15%	31%	32%	28%	34%	28%
⑨ 5人未満	12%	11%	12%	11%	14%	11%	12%
5人以上	13%	19%	14%	12%	15%	10%	15%

非常勤職員数（換算）	全体	児発センター	児発	放デイ	児発のみ	放デイのみ	多機能
① 1.5人未満	31%	33%	35%	30%	37%	26%	37%
1.5人以上	33%	41%	34%	31%	46%	30%	32%
② 1.5人未満	15%	18%	13%	15%	10%	15%	15%
1.5人以上	13%	15%	12%	13%	9%	14%	13%
③ 1.5人未満	3%	21%	3%	3%	1%	1%	3%
1.5人以上	4%	26%	3%	2%	3%	1%	3%
④ 1.5人未満	15%	10%	19%	14%	20%	11%	19%
1.5人以上	11%	6%	15%	11%	17%	8%	15%
⑤ 1.5人未満	22%	23%	20%	22%	21%	23%	22%
1.5人以上	22%	20%	20%	22%	22%	24%	22%
⑥ 1.5人未満	8%	10%	8%	7%	8%	7%	8%
1.5人以上	7%	6%	7%	8%	3%	7%	9%
⑦ 1.5人未満	10%	8%	9%	10%	10%	11%	9%
1.5人以上	8%	8%	7%	9%	10%	9%	8%
⑧ 1.5人未満	34%	21%	33%	36%	31%	37%	32%
1.5人以上	33%	16%	32%	36%	25%	38%	31%
⑨ 1.5人未満	12%	13%	12%	12%	10%	11%	15%
1.5人以上	13%	19%	14%	12%	15%	11%	14%

テキストマイニングによる可視化
図の読み取り方と解釈について

※あくまでも自由記述の中の出現頻度の高い「用語」を可視化したものです。この図表を参考に具体的な自由内容の確認を行っていただく一助として活用してください。

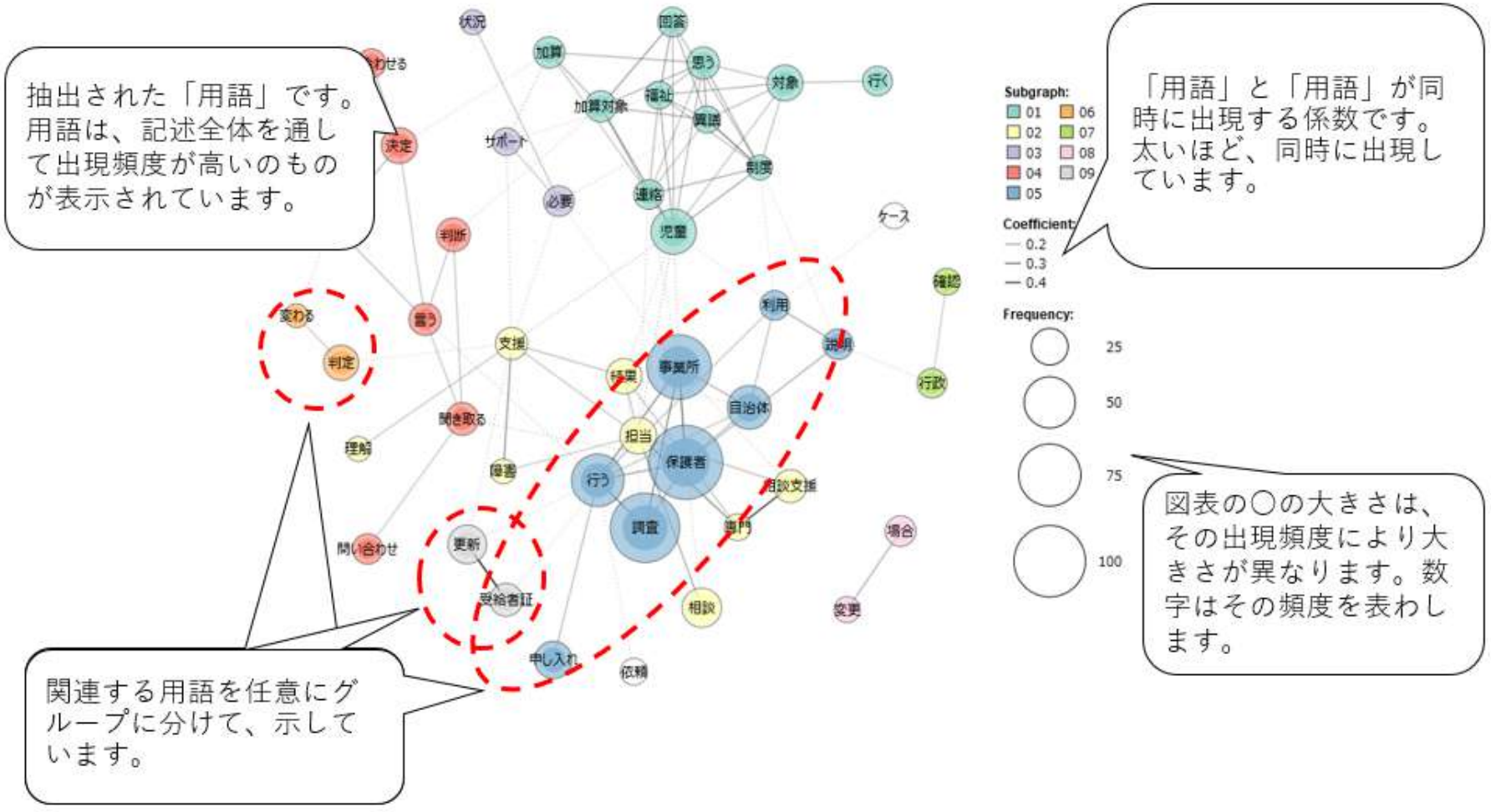

読み込みの一例

事業所調査Ⅳ - ２－（２）
加算対象にならなかった児童がいると答えられた施設・事業所で、その理由は何だとお考えでしょうか？

※児童発達支援（左図）と放課後等デイサービス（右図）では、出現頻度が異なるため、図に示す丸の大きさと出現頻度は同じではない。

・両者ともに「認識」と「違い」のワードが関連して使われている

（児童発達支援）

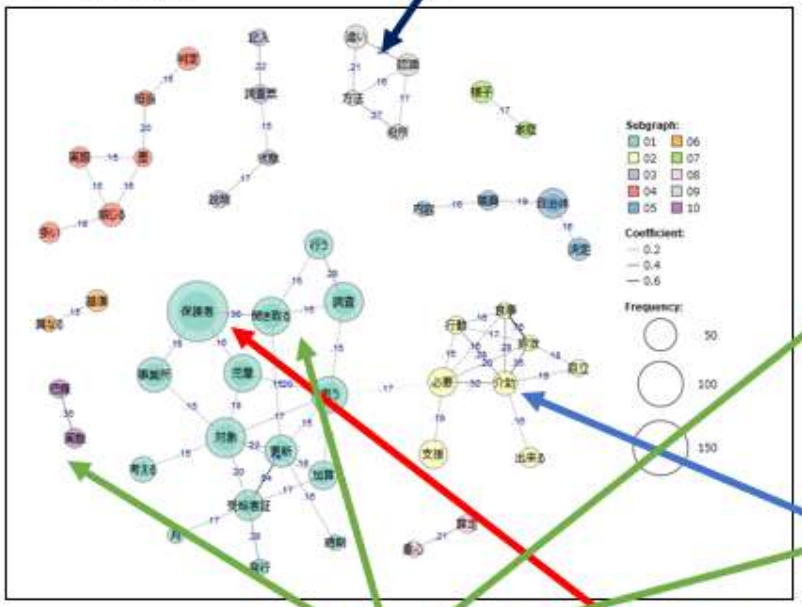

（放課後等デイサービス）

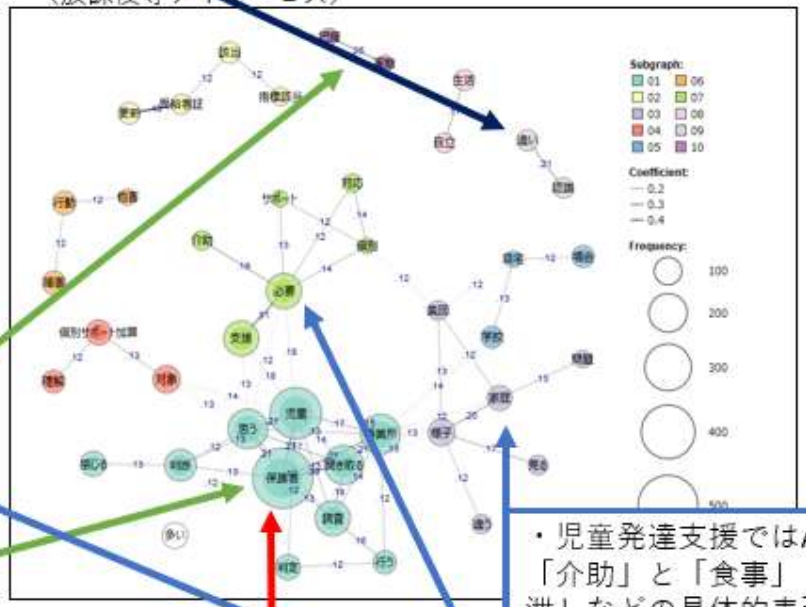

・両者ともに「実態」と「把握」をセットにした表現が多い。
・児童発達支援では、「調査」「聞き取り」「行う」という言葉の関連性があり、「受給者証」の「更新」や「時期」を意識したコメントが多い。
・放課後等デイサービスでは、「事業所」

・両事業とも、「保護者」という表現がとても多く、関連して「聞き取り」となっている。

・児童発達支援ではADLの「介助」と「食事」「排泄」などの具体的表現で記載されている。
・放課後等デイサービスでは、本人への「家庭」「学校」「自宅」「集団」などの環境要因の表現が多い。また、「支援」と「必要」「介助」「対応」いった状態や関りを表す表現になる。

加算手続き_その他自由記述

テキストマイニングによる共起ネットワーク図

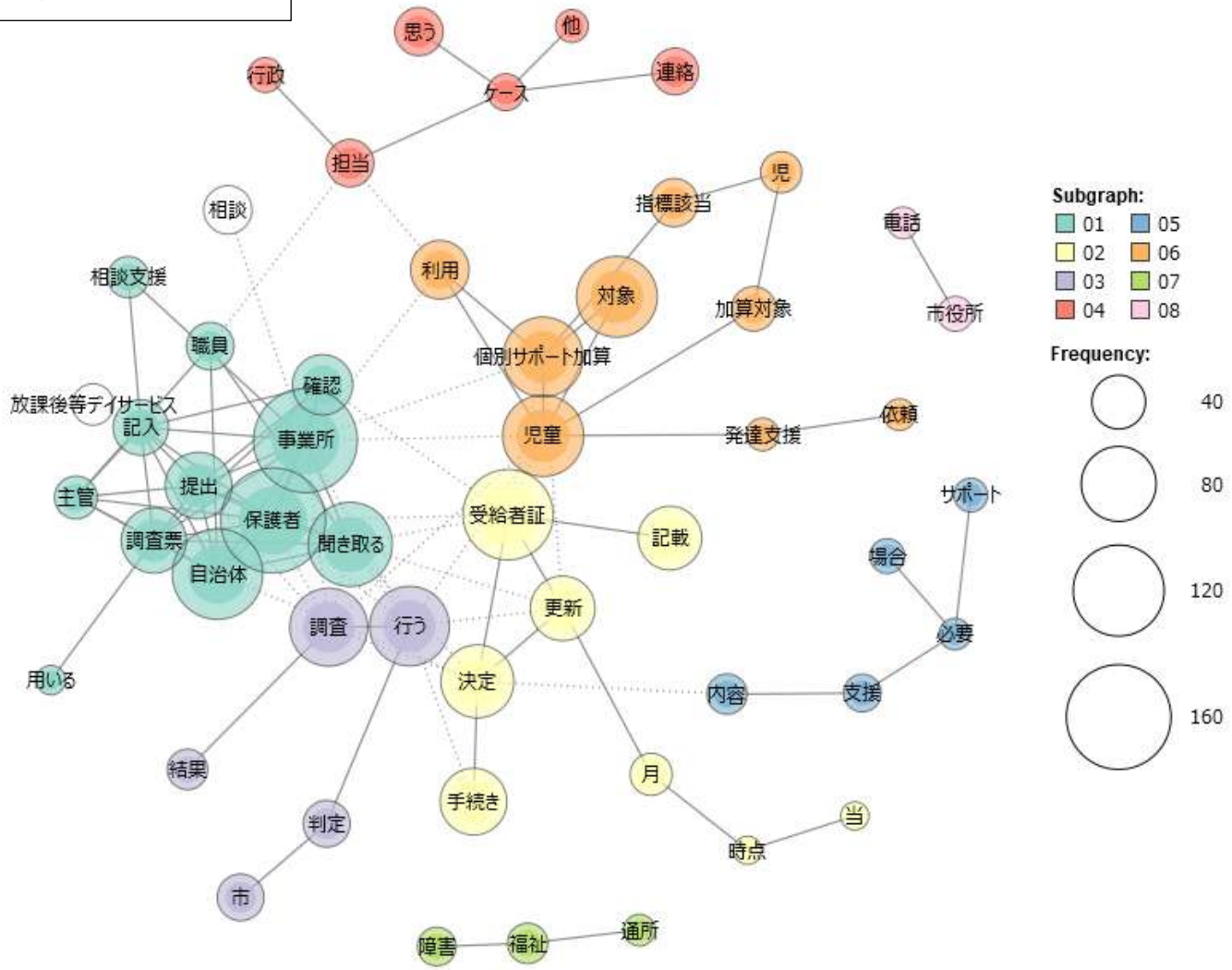

政令指定都市	● 「個別サポート加算Ⅰ」の認定にかかる手続きについては、当事業所としては、現段階では関与しておらず、受給者証の発行にかかる保護者の手続きに一任している。今後、「区分該当」から自動的に「個別サポート加算Ⅰ」に移行した児童のうち、受給者証の更新時点で「個別サポート加算Ⅰ」が外れる児童がいた際には、実際に行っている支援内容と照らし合わせたうえで、保護者や区役所担当部署との協議調整が必要となる場合も出てくると思われる。 ● 2021年4月～の個サポⅠについては、区役所の担当の方が、直近の受給者証更新時の保護者からの聞き取りをもとに対象か否かを判断したと聞いています。また、2021年度になってからの受給者証更新時に改めて保護者への聞き取りを行い（聞き取り方法についてはわかりません)、加算対象か否かを判定していると聞きました。 ● 2021年5月1日開所の為、基本的には保護者の方が自治体主管課へ相談している。 ● ⑤は令和3年4月に実施 ● セルフプランの利用者や手続きが分からない保護者へは丁寧に説明をしたが、区の窓口では障害特性を知らない職員が事務的対応をしているため放課後等デイサービス職員からみる児童の見立てと障害分野の専門的知識のない区担当者の答えは合致しないのが現状。保護者へ児童の実状をきちんと伝えているが、障害受容のできていない保護者が多いのもある。 ● どのようにおこなわれたのかはわからない。受給者証に記載されている通りに加算をとっている。 ● 以前から指標該当となっていた児童に関してはそのまま個別サポート加算Ⅰとなった為、その対象者が多かった。 ● 加算の対象にならなかった場合、保護者の許可を得て区の担当窓口に、園から電話で確認したところ、記述漏れ等が数件あった。 ● 加算は理解しているが、児童相談所が主体となって誕生月にのみ調査が行われる感がある。少しでも早く手厚い支援を行いと思っているが調査が事業所主体で行われないのがもどかしいと思っている。 ● 加算創設時に既に支給決定がなされている児童については保護者への直接の聞き取りではなく、自治体主管課職員が所定の確認方法で調査し決定した。 ● 各家庭にアンケート用紙を出して、それを元に事業所で調査表を作成し、提出。 ● 各行政で手続きの方法が違うのではないでしょうか？ある行政では事前に用紙を印刷して配布していたところもあるようです。また事前に連絡をして聞き取りしていた行政もあるようです。 ● 京都市外に在住の利用児については決定通知のみ受け取った ● 区分1の決定を受けていた児童が個別サポート加算Ⅰの対象者になると区役所の方から説明を受け、算定している。対象者と思われる児童には区役所へ問い合わせをして、保護者の方に手続きをお願いした。

	● 区分該当からの変更 ● 決定手続きの方法やどこの機関でどのように判断しているか明確になっていない。受給者証が更新され、新しい受給者証にて初めて確認できる。保護者もよくわかっていない状況。判断基準など明確に提示してほしい。 ● 現在、個別サポート加算Ⅰの対象となる児童は１名在籍しております。当該児童については、複数事業所を併用利用されており、当事業所利用以前に調査を終えていたため、手続きの具体的な流れや調査内容は把握できておりません。また、当事業所での活動においては行動傾向等に対して特筆する支援等のサポートを要していないため、加算請求は行っておりません。 ● 現在、当施設の利用者には対象者がいません。 ● 個別サポートⅠが付いたご利用者様にどのような手続きをされたのか聞かせて頂いた。 ● 個別サポートの決定については事業所への聞き取りは一切ないので受給者証の確認の際に、見て知る。 ● 個別サポート加算Ⅰの決定に際して、事業所内での積極的な調査は行っていない。（日々の業務の中で、保護者への聞き取りや説明などを締め切りまでに行うのは困難だった為）現在個別サポート加算Ⅰに該当する児童に関しては、受給者証に記載があるかどうかの確認のみになっている ● 個別サポート加算を設定する事業所ではないため、セルフプランで受給者証を取得した児童においては、どこでどのように判断されたかは不明である。また、設問２で「該当者なし」と回答したが、我々が療育内で実態を把握している限りだと、個別サポート加算対象となっていない児童は多い。 ● 今年度になり保護者がこれまでに答えたことのないアンケートが入っていたと伝えてくれたことから調査方法がわかりました。 ● 再調査ができるシステムがあることを知らなかった。再調査ができるなら、どのような手順を踏んで行うのかがわからない。事業所としては、市が決定した受給内容に沿って支援を行っていく、という認識だった。 ● 最初は事業所で記入をし聞き取りもあったが、その後は受給者証で確認するのみ ● （地域名）は、区分１対象児をそのまま個別サポートⅠに移行している。 ● （地域名）は、保護者の手元に「個別サポートⅠ」と記載された受給者証が送付されて加算対象の把握ができました。加算対象外となったお子さんについて、申し立て等が可能かどうか居住区に問い合わせた際に「行政が指標に基づき判定したもののため申し立ては不可能」と返答頂いています。保護者が 5 領域 11 項目の指標を居住区に提出している報告は受けておりませんので、判定の手続きについては把握できておりません。 ● （地域名）障がい福祉課に決定についての流れを確認したところ、各区役所担当部署にて今まで通所支援受給者証の更新時に聞き

	取りした内容を元に決定するので制度が始まる段階で改めての聞き取りはしないとの回答があった ● 指標該当児の受給者証更新時に個別サポート加算Ⅰの追加があり変更した。 ● 事業所が調査票を記入し、保護者に確認してもらい、保護者が自治体主管課へ提出した。 ● 事業説明会などで説明を行った。 ● 児童発達支援センターが保護者の調査票記入に対して相談にのった ● 児童発達相談所の発達検査担当の職員が直接事業所に該当児の様子を見に来られた。 ● 児童福祉センターの職員が保護者への聞き取り調査を実施 ● 児発のセンターではあるが、多機能型の重心型事業所でもあるため、そもそも算出できないと考えている ● 自施設では行っていない ● 自治体からの通知でしか知らされていないので、担当区でどのように聞き取りしたかは不明。 ● 自治体によって判断はまちまち。保健師がかかわるケースや受給者証交付担当者の面談のみ、保護者の調査票の鵜呑み。これでは意味がない。 ● 自治体主管課が直近の支給決定時の調査結果を用いて、加算の認否を判断した。 ● 自治体職員が保護者への聞き取りや調査票を元に判断されていると思っている。児童福祉センターの職員さんが直接見に来られ、判断されるケースもあった。 ● 社会調査として、事業所への訪問があった。 ● 手手続きを行っていない ● 受給者証に記載されている利用児のみ対象とし、手続きには関与していない。 ● 受給者証に表記されていたため、その前の手続きに関しては分からないから。 ● 受給者証に明記されたのを受けて加算を付けている。 ● 受給者証の記述に従い何もしていない。よくわからない。 ● 受給者証更新の際に申請をお願いした。 ● 重心デイの為 ● 重心型の児童発達支援放課後等デイサービスのため手続きはしなかった ● 上限管理事業所が取りまとめて自治体主管課へ提出。弊社からの提出はなし。

	● 新しい受給者証を確認した時に対象になっている子がいるのに気が付きネットで調べた ● 前回の報酬改定時から行政に対して「公平性のある調査判定」を要望しており、発達支援センターや児童発達支援センター、相談支援事業所といった家庭と学校、事業所の様子を客観的にみて判定する仕組みを希望していた。その結果、利用する事業所が保護者へ聞き取りをし調査様式に記入する形となっている。しかし、それでは希望していた「公平性」にはいたらず、現状としても事業所が誘導的に記入している恐れもあり、また、家庭の方で事業所および担当者名を書いて事業所と確認をせず提出している状況もみられるなど、曖昧な手続きが続いている。 ● 相談員、療育センター関係者の方も個別サポート加算対象児と保護者も一緒に相談した結果判断されたため、保護者の方も障がいを持っておられたこともあり、再調査となった。 ● 相談員あるいは、通園の児童発達支援管理責任者、通園のクラスリーダーが、保護者ひとりひとりに文書とともに口頭で説明しながら聞き取りをしたものを自治体主管課職員に提出した。 ● 相談支援員の介入があったうえで事業所が自治体主管課へ提出 ● 相談支援事業所が保護者の調査票記入に対して相談にのった。 ● 相談支援事業所の相談員から連絡を頂き、電話にて確認を行った。保護者から連絡があり、電話で確認を行った。あくまでも記載は保護者と区役所職員から伺ったため、最終記載は保護者が多かった。上限管理社が他社の場合は、ほとんど相談はなかった。 ● 対象と思われる利用者がいない。 ● 対象になる子どもがいなく手続きを行ったことがない。 ● 但し、保護者と面談を行い、内容については保護者の意見を尊重しています。 ● 調査が無く、受給者証の発行で対象であることを知らされた。 ● 通所受給者証に個別サポート加算Ⅰの記載があった ● 当事業所は、更新のタイミングで保護者の方が記入されていたようです。保護者等からそのようなご質問を受けたことはこれまでのところありません。ただ他事業所によっては、積極的に促されているところはあったようです。 ● 保護者が記入した調査票の為児童本人を見たり事業者への確認などが無い為、どのように判断をされているか分からず実際とは異なっているのではないかと感じています。 ● 保護者が自治体からどのような説明を受けているのか、保護者数名に聞き取りをし、把握することに努めた。 ● 保護者が自治体職員から電話による調査を受けて決まったと思われます。私たちとしては、ある日突然決まったという印象です。

	● 保護者が申請したと思われ、受給者証に記載ありのため、手続きについては不明。 ● 保護者に受給者証の確認をお願いした後、市役所への確認を行いその後、保護者には新たに受給者証が届くことをお伝えし内容の説明をおこなった。 ● 保護者の方へ聞き取りを行い提出した ● 報酬改定前の受給者証で指標該当児童が個別サポート対象となった ● 利用回数が少ない児童についてはまだ様子を見て調査結果に違いが出る可能性があるため申請等は行っていない。また、外国籍の保護者様に関してはうまく伝えるのが難しく判断を考えているところです。 ● 利用者の受給者証に、その旨記載されており、会計ソフトで入力しています。個別サポートⅠについて概要は知っていますが適用のために保護者の方から何らかの書類作成の依頼や区役所などから問い合わせや聞き取りは受けたことはありません。 ● 利用相談に来た際には、他事業所は辞めており、相談支援事業所とも縁を切っていたので詳しいことはよくわかりません ● 令和３年４月には前回の更新時の親御さんからの聞き取りをもとに決定されている。令和３年度の更新時には個別サポートⅠをもとに聞き取りを行っているため、前回対象でなかった児が対象になってきている。 ● 令和３年４月以前の「区分1」の対象利用者が自動的に個別サポートⅠの決定を受けていると認識しています。
中核市	● （地域名）の他事業所へは保護者事業所への聞き取り（調査票かもしれません）を実施しているが、当センターについては自治体担当者と相談し、当センターのモニタリング用紙の提出をもってこれに替えている。なお、自治体担当者も当センターの利用児については「基本的に加算対象児である」との認識を持たれている。 ● ①は報酬改定後一斉に行われたものではなく、受給者証の更新時に行っていると聞く。そのため、最初に指標該当がついて個別サポートⅠの対象になった児童から、一番遅く指標該当になる児童とは最大１年のタイムラグが生まれている。 ● ４月の導入当初のみ事業所側が調査票を作成し、保護者の確認、同意を得て市に提出した。その後は保護者への聞き取りを行うとのことであったが幾人かの保護者に確認したところ、調査票を用いての聞き取りは行われておらず、通常の受給者証の更新時の聞き取りと大差ないため、個別サポート加算の新設、及び調査が行われていることが理解されていない。 ● ８月には開所していないので手続きはしておりません ● こちらに聞き取りを依頼する市には保護者にアンケートを行いました。依頼のなかった市に関しては把握していません。 ● サポート調査があること自体知らされていないが、もし再調査ができたとしても利用料に反映するので積極的に行うことは難しい。 ● どのお子さんも、個別に対応しないといけないお子さんばかりなので、これまでの制度は何だったのかと考えています。現在加算

	はとっていません。 ● どのように行われたかは、わからない。そもそも受給者証に反映すらしていない市町があった。市町すら認識できていないことに不思議でしかない。 ● もう一度判定していただきましたが、調査票を用いたかどうかはわかりません。豊中市は調査票を保護者に見せず、何の為のどんな判定をしているのか保護者にも説明がありません。 ● 一人ひとり児童発達支援事業所が調査票を保護者に説明した。又、保護者に記入してもらった書類は、保護者から自治体主管課に提出してもらった。 ● 加算対象とならなかった児童は、加算対象となった児童とは異なる市町村在住である。加算対象とならなかった児童が住む市町村からは事業所宛てに特に連絡はなかった。加算対象となる児童の在住市町村からは事業所に連絡が入った。それを受けて事業所からも保護者宛てに連絡を行った。 ● 会議で家族利用事業所への聞き取りを相談員が行い、相談員が自治体主管課へ提出した。 ● 該当者なしのため ● 各市町村に問合せをし確認。一部市町村からは「当該事業所を利用している児は全員対象」と書面が送付されてきた。 ● 個別サポートが付与される相当たる状況であることを行政に確認をとった。 ● 個別サポート加算の手続きについての説明がどこでもなされていないし、多くの保護者はまったく知らないの現状である保護者にも、事業所などにも、聞き取りはまったくない「再調査の申し出があれば応じる」と答えているが、知らされていないのだから、再調査の申し出もないのが現状である ● 個別サポート加算の対象かどうか、受給者証への記載がなかったため、直接自治体へ問い合わせたところ、個別サポート加算Ⅰの対象者であるとの回答があった ● 個別サポート加算調査票に基づいて利用者の実態検討を行ったところ，指標該当児であった ● 更新時期になると相談支援事業所へ現状を報告し手厚い療育の必要性を伝えるのみしか行動が出来ない。 ● 行政が保護者に対し、口頭での簡単な質問を行い終了していると聞いている。事業所として注意していることは、利用者様の受給者証更新時期を把握し、事前に保護者、相談員に対し、事業所での調査結果をお伝えし、更新に挑んでいただけるようにして入る。 ● 行政の方がデイサービスに来られて保護者様同席の元聞き取りが実施された ● 高槻市の場合、保護者と主権者のやり取りで決まる。現場の困っていることや、どれだけサポートが必要か意見すら聞かれないの

	が現状。 ● 今年度より管理職に従事したため、新たに個別サポート加算の取得を勧めたことが無い。 ● 子育て支援センターの、子ども発達支援チームの方だと思いますが「保護者さんより聞き取りをして」だと認識しているが、相談支援員さんは市から聞き取りをされているのかもしれません。 ● 市の方針で児童発達支援の児童全員に適用されている。 ● 市より「令和３年３月末までに調査を行った児童については新たな基準に基づく調査は実施せず、従来の給付決定時調査の結果により個別サポート加算Ⅰの対象児童を判定する」との通知があった。また、放デイについては「従来からの放課後等デイサービス指標該当が"有"となっている方を対象とする」との通知があったため、手続きは特に行わなかった。 ● 市役所から保護者への電話での聞き取りのみ(書式使用なし) ● 市役所の職員が、電話で保護者へ聞き取っている ● 指標該当児は法改正後、個別サポート加算Ⅰへ移行。指標該当は聞き取りと伺っているが詳細は不明。 ● 支援会議の際に、他事業所や保護者と調査票の項目を一つずつ確認し、相談事業所が提出した ● 私たちが調査票に記入をして保護者にお渡しし、保護者が自治体へ提出した ● 事業所から、相談員や市役所に確認し、聞き取り調査のお願いをしました。 ● 事業所が記入した調査票を保護者に直接確認して頂き、説明と様子の確認を再度行いました。その後、保護者からのサインを頂き、提出しました。 ● 事業所が記入し相談支援事業所へ渡し自治体へ提出してもらいました。 ● 事業所で再調査したが結果が変わらなかった件以降は、事前に事業所で調査票を作成して保護者に確認してもらった後に、担当相談員を通じて自治体に提出している。 ● 事業所には行政、相談事業所から説明や相談はなかった。 ● 事業所の判断ではなく、各市町村の判断であったので、決定手続き等はしていない ● 児童発達支援：未就学児については全員が自動的に個別サポート加算Ⅰの対象となっていた。 ● 児童発達支援センターが保護者に調査票を用いて聞き取りしながら記入し自治体主管課へ提出した ● 自治体から事業所に対しての聞き取りは一切なく、決定として連絡がきた。 ● 自治体が保護者に書類を提出させ、それに基づいた判断をしたと思うが、先に述べたように保護者受容がない親御さんだと、支援

	が必要であっても不要と書く保護者がいる ● 自治体の支給決定時に 5 領域 11 項目の聞き取りを行っているため、令和 3 年 4 月時点では経過措置としてすべての児童を加算対象児童として取り扱うこととなった。次回更新時に 5 領域 11 項目の調査を行って支給決定を行う事となっている。 ● 自治体より加算対象児童について受給者証もしくは通知にて連絡があった。保護者に聞き取りを行ったところ、自治体からの調査のようなものはなかったと聞いている。 ● 自治体より指示があり、受給者証にその旨が記載されている児童について対象とすることを聞いたため ● 鹿児島市より報酬改定がぎりぎりに決まったということで加算申請が間に合わないため事業所にて調査をお願いしますとの依頼があったため事業所側で保護者の承諾を得て記入し、市へ提出する前に記入内容を保護者と確認してから提出した。 ● 鹿児島市発行の受給者証に記載されていた。 ● 手続きがどう行われたかは、わからず、ご家族から更新された通所受給者証をお預かりしたことと、報酬改定の情報を収集して個別サポート加算Ⅰへの対応をした。 ● 手続きについて存じませんでした。 ● 受給者証にある通り ● 受給者証に記載があった ● 受給者証に記載されているものにしたがっているため、経過は不明。 ● 受給者証の記載があるからそれを確認するだけで、相談など受けたことは無い。 ● 受給者証の更新の際の記載されている内容決定等に従っています ● 受給者証への記載い基づいて確認している ● 受給者証更新のタイミングで、保護者が手続きを行った際の自治体窓口での聞き取り内容によって決定していたので、更新のタイミングとそこでの決定手続きとさせていただいています。 ● 重症心身障がい児の事業所で元々医療的ケア児を対象としているので、対象外です。 ● 重症心身障害児を対象としているので取れないと思っている ● 重心型のため、対象外 ● 重心児対象の施設の為、個別サポート加算の算定はできない ● 初回は新たに聞き取り等なく自治体がそれまでの受給者証申請時のデータをもとに決定したと聞いている。それ以降は、相談支援

	の申請内容をもとに定されている。 ● 上記記載のように、受給者証更新時に決まる為、受給者証の交付時に「個別サポート加算Ⅰ」の記載があれば加算を算定している。 ● 相談員次第のような印象を持つ。放デイ等事業所からも申請ができれば、事業所としては助かる。 ● 相談支援事業所からの問い合わせについて回答を行った。 ● 対象から外れた児について事業所で調査票を記入して自治体に提出。 ● 対象者を役所の担当者に確認してもらった ● 調査が来ると思い準備はしていたが来なかった。 ● 調査票を提出した自治体とそうでない自治体があり、個別サポート加算Ⅰが記載されている受給者証を持参された際に知った児童もいた。また、利用開始時にすでに個別サポート加算Ⅰが記載されている児童も含まれる。 ● 通所受給者証を発行する市障がい福祉課の窓口での、保護者様からの聞き取りで決定していると聞いている。 ● 当施設は主たる対象を重症心身障害児者としている為、個別サポート加算の手続きは行っておりません。 ● 当事業所ではR3.4時点で利用者に新制度を周知し、新しくシール（受給者証）が届いた方のみ持参いただいた。上記（放課後等デイサービス該当理由）で記載したように、相談員さんに相談すると、市に問い合わせしても「該当者には R3.4 時点で送付してます。業務過多で後の方は更新月に順次対応となります」との返事と教えていただいた。現に、R3.10 更新時点で個別サポートⅠが追加された児童あり。 ● 当事業所にて、放課後等デイサービス及び児童発達支援において調査票を記入し調べた結果、個別サポート加算Ⅰに該当しない。 ● 判定と実態に相違があったため、市に申し立てを行った ● 判定と実態に相違があったため市に申し立てを行った。 ● 平成30年度に報酬区分判定に係る聞き取り調査が行われ、今回その区分判定が反映したと思われるケースもあります。 ● 保護者から質問があった時に、事業所の相談支援専門員が一緒に記入の手伝いをすることがある。自治体が直接聞き取りをしているケースもあるかもしれないが、よく知りません。 ● 保護者が手続きしたので不明 ● 保護者様から新しく頂いた受給者証に既に記載されていた。 ● 保護者様との聞き取りを行い、施設が自治体に提出していいます。 ● 保護者様や相談支援員と相談をして、当事業所が記入し、自治体に提出した。

	● 放課後等デイサービス事業所が調査票を元に検討したが、保護者に確認するまでには至らなかった。 ● 放課後等デイサービス事業所が保護者に聞き取りをしながら調査票を記入し自治体主管課へ提出した ● 放課後等デイサービス事業所が保護者に聞き取りをしながら調査票を記入し自治体主管課へ提出した ● 放課後等デイサービス事業所と保護者で聞き取りをしながら調査票を記入して自治体主管課へ提出した ● 豊中市の受給者証の記載に従った。 ● 本社担当が対応した ● 本来であれば市に申し立てを行うが、対象児童に相違なかったため申し立てを行わなかった。 ● 未就学児は全て、又、放デイは以前の区分１だった子が、そのまま個別サポート１として申請するようにと盛岡市障がい福祉課事業所係から指導がありました。 ● 無 ● 利用者が重症心身障害児と重度の医療的ケア児であり、個別サポート加算Ⅰの対象児はいない ● 令和２年度まで指標該当児がそのまま個別サポート加算（Ⅰ）の対象となり、令和３年８月時点で対象児の受給者証更新がなかった。保護者が自治体主幹課へ提出しているものと認識している。
特例市・特別区	● （地域名）から児童発達支援児は全て個別サポート加算（Ⅰ）対象になると通知があった。品川区は乳幼児等サポート調査の依頼が事業所へ来たため、調査票を記入して障害者福祉課へ提出した。 ● （地域名）より児童発達支援に関しては全ての利用児童に個別サポート加算Ⅰが加算対象であるとの通達があったため。 ● ２.(４)で回答したが、管轄の福祉事務所へ問い合わせた際に事業所職員に聞き取りが行われ、個別サポート加算Ⅰとなった児童がいる(児童発達支援の児童)。また保護者へはどのような聞き取り方であったかは明確でない。 ● ２０２１年４月時点で既にサービス利用の児については事業所で調査票を提出しているが、その後の利用時については自治体の担当者が対応しているため詳細は不明 ● このあたりの流れは把握できていない。おそらく①や②あたりだろうとは思われる。 ● どのように行われたか、指標判定の際は自治体から連絡はなかった。問い合わせたところ、「電話による聞き取りを行った」と聞いた。再判定の際は希望者には面談を行った。個別サポート加算１は指標判定のありなしをそのままスライドしたと報告を受けた。 ● 各自治体によって、評価方法や評価者が違っていることが多くありました。(だから、何かが問題ではありませんが) ● 記載が、指標該当児（有無）の頃は保護者、相談支援事業所の担当者での話し合いで決まると利用保護者の方から伺いましたが…

	今回の件（個別サポート）に関してはどのような手続きがされているのか把握できておりません。 ● 区から受給者証で「指標該当有」と記載されている場合は個別サポート加算Ⅰの対象になると通知があった。 ● 決定手続きに関しては、事業所への聞き取り等がありませんでしたので介入する事はなく、受給者証で決定事項を知りました。 ● 市役所において、初めての受給者証発行の時に聞き取りをした内容をもとに判定を行ったので、今回の調査票を用いていての評価は、次回の更新（児童発達支援の場合来年の４月から）から適用になるとのことだった。市役所において事業所内での聞き取りを伝えたが、このように決定しているので致し方ないといわれた。 ● 指標該当がついていたお子さんがそのまま個別サポート加算Ⅰに移行した印象がある。 ● 指標該当児を個別サポートⅠの対象とした ● 事業所からの判断では無い為詳細が不明。 ● 事業所としてはサポート加算の申請は今のところ、行っていません。受給者証更新の際に相談支援事業所の方が調査またはセルフで更新手続きをしている。更新後の結果に従い加算取得している。数名の保護者の聞き取りでは個別サポート加算のことを全く聞いていないが今回、記入されていた。など個別サポート加算を理解されていない方がいるようです。 ● 事業所の意見も参考にするとあるが、事業所への調査は行われていない。 ● 児発→安定的な調査を行うまでの移行期間として調査の結果にかかわらず、４月の時点で全員が加算対象となった。 ● 自治体からの連絡で知った。 ● 自治体が一律で未就学児を算定対象と判断した（更新時に再調査すると聞いている）。 ● 自治体で判断がされて、受給者証の更新が行われた。 ● 自治体によって加算を行う方法が違うことに問題があると思う。複数の自治体からの子を受けている事業所であればなおさらである。また、ケアニーズが高いと判断するのは事業所であると思うが、保護者のみの調査で自治体が判断するのはおかしい。事業所からの聞き取りも入れてほしいと思う。 ● 自治体によって調査の進め方や支援センターへの通知などが様々であった。センターに通知されていない自治体での調査の進め方や方針は把握していない。 ● 自治体の福祉事務所が受給者証の取得や更新の際に判断して決定している。 ● 自治体や担当職員（行政側）によって対応が異なることを感じています。 ● 自治体主管職員より加算Ⅰを取得可能対象者の連絡があった。

	● 手続きについては介入していません。 ● 受給者証により確認した ● 受給者証に記載されていた ● 受給者証に記載されているのを確認した。記載がないご利用者様には、保護者様に聞き取る。もしくは、保護者様の同意を得て自治体に連絡。自治体主管課職員様に連絡し、保護者様の了解を得ていることをお伝えし聞き取りました。 ● 受給者証に個別サポート加算Ⅰもしくは指標該当ありと記載された児童を対象としている ● 受給者証の記載 ● 受給者証の更新で確認している。保護者からの申告も特にない。こちらからも調査はしていない。 ● 受給者証更新の際に印字されていた。 ● 重心のお子様対象の事業所のため、行っていません。 ● 重心事業所の為行っていない ● 相談支援事業所が調査票を用いて保護者に聞き取った ● 相談支援事業所の方で聞き取りなどを行い判定されている。 ● 他事業所を、並行してご利用されている方が、他事業所で手続きを行っている為、当事業所では手続きを行っていない。 ● 対象になった方からは相談支援事業所と保護者で決めて、自治体主管課へ提出したと報告がありました。 ● 調査票への記載依頼や聞き取りなどは特になかった ● 調査票への聞き取りなどの決定手続きに関わっていない。 ● 当事業所を利用される際にすでに個別サポートのついた受給者証を持っていた ● 聞かされている話では未就学児は全員、個別サポート加算Ⅰの算定対象だとしか聞かされていない。 ● 併用している他事業所において手続きされていたの経緯がわからない ● 弊社には聞き取りは行われておらず、自治体での聞き取りとなっているのか、保護者が直接記入しているのかまでは不明。 ● 保護者からの聞き取り以外の判断と、放課後等デイサービスでの様子の両方をヒヤリングした上で、判断をしてほしい。 ● 保護者負担、事務負担が増えることを鑑み、提示された受給者証に指標該当もしくはⅠと記載されている場合、保護者に費用等の説明を行なったうえで加算の算定を実施 ● 放デイとしては判定後に受給者証に記載されて初めて結果を知るので、判定に問題のない人からは特に情報を得られません。判定

	に疑問を持った方に伺うと、「調査表が何かわからない」「調査表があったかわからない」など説明の有無やご理解されてない場合が多くみられました。
一般市	● （地域名）は未就学児は全員、個別サポート加算の対象として決定してくれていた。（地域名）に関しては、親御さんへの調査のみで決定された。 ● （地域名）より配布された障害福祉サービス等利用における医療的ケア判定スコア（医師用）を用い、主治医の意見書により判定された。 ● 「調査票」と「乳幼児サポート調査票留意事項」及び「就学時サポート調査行動関連 16 項目）留意事項」を用いて、職員会議内での独自調査を利用児童の受給者証更新前に行っている。そして、該当する箇所にはチェックマークをつけたり補記したそれらの書類を、個別サポート加算Ⅰ算定を総合的に判断する材料として行政担当者に提出している。 ● ○自治体から事業所宛てに加算対象となる旨の通知が届いた。○受給者証の更新時に、加算についての追記がされていた。※上記のいずれも事業所への聞き取りは実施されておらず、保護者とのやり取りにも事業所は関与していない。 ● １名のみ行動障害や精神症状について自治体から問い合わせがあり、説明の理解やコミュニケーション、読み書きに関しては聞かれず、行動障害や精神症状が非該当のため加算対象外となったようだ。 ● 2021 年 2 月の設置以降、新規の調査は一度も行われていない以前利用していた他施設で決定された指標該当児のみの決定だった ● 4 月中に園児住所の各行政担当課の障害福祉課長より文書「事務連絡」にて、『個別サポート加算Ⅰ』の対象となる旨のお知らせが入った。 ● ９月開所のため不明 ● ROSELLE で調査を行い障がい福祉課に提出させて頂きました。 ● アセスメントの結果、対象となる児童がいなかった。 ● ある時市役所の方より、該当児童がいることを知らされた。 ● ある日、受給者証に記載されてくるのみ。自治体からの説明も何もない。調査票が来た市と来ない市もある。調査票は保管しておくようにとのことしか書かれていない。 ● サービス更新の際の聞き取りをもとに決定（行政が） ● すべて市町村の判断で決定のケースのみ連絡があった。他の対象と思われるケースについては問い合わせても取り合っていただけない状況。

	● すべて市町村の判断で決定のケースのみ連絡があった。他の対象と思われるケースについては問い合わせても取り合っていただけない状況。 ● 以前の指標該当児にあたる児童が、そのまま個別支援サポートⅠの加算対象児童としてスライドするかたちとなった。 ● 過去の情報をもとに、対象であるかどうかを決定している市がある。 ● 改正後４月の時点に市町村から決定通知が届いた。更新時期に受給者証への記載されるようになった。 ● 各個人の受給者証を確認し判断。 ● 確認して自治体に連絡する ● 基本的にモニタリングの時に相談支援、事業所、保護者間で調査票にチェックをして提出している。 ● 契約時にすでに決まっていた ● 契約前から指標該当児になっていたのでどのように決定になったかは聞いていない。 ● 経緯が分からない。問い合わせもなかった。 ● 経緯が分からない。問い合わせもなかった。 ● 決定は自治体の中での調査のみで行われると思っている。 ● 決定手続きには関与していない。 ● 決定手続きは障害福祉課で行われており、加算対象となる見込みがある児童については、申し出により調査を行うことも可能なのかの通知が障害福祉課から通知がないため手続きの仕方がわからない現在どのような動きをされているのか把握できていない ● 決定手続きを行っていない。 ● 決定通知書に記載 ● 県から個別サポート加算Ⅰの書類が届いた際、事業所管理者と児童発達支援管理責任者能代山本地域の市町福祉課に出向き、説明をし、調査依頼をした。1か所福祉課では、事業所へ調査依頼があり、管理者が実施した。 ● 県の福祉課より個別サポート加算についてのメールを頂き、利用児童の受給者証にて対象有無を確認させていただきました。 ● 現在算定対象の２名については、他併用事業所が調査書提出を行なったものと思われます。 ● 個別サポート加算Ⅰの決定手続きが具体的にどうのようにして行われているのか知らない。 ● 個別サポート加算Ⅰの対象者はおらず、聞き取りなどの連絡も受けたことはない。 ● 個別サポート加算の手続きについては、関与していない。

	● 個別サポート加算の導入期間が短かったので、事業所を通して保護者様に説明し、保護者様に記入していただきました。内容の解釈が難しく、市の方に何度か相談させていただきました。判断基準がもう少し具体的に示されると迷わずに済むと思いました。 ● 更新された受給者証を確認して決定されたことを知ったので、どのように手続したのか不明な児童もいる。 ● 更新時の用紙に保護者が、記入する用紙につけた項目から、国の指針に従って読み取り、判断をしていると、聞きました。 ● 行政からの指示以外は受け付けてくれない。保護者との直接のやり取りの為事業所は把握できない。 ● 今までの指標該当児をそのままスライドして、サポート加算Ⅰをつけている。今まで指標該当児でなかった児が、受給者証の更新時にサポート加算が付くことがある。どのように決定されるのかは不明である。聞き取り調査員によりさまざまのようである。 ● 佐野市から依頼のあった児童発達支援サポート調査は保護者の同意のもと記入し提出した。放課後等デイサービスに関しては、調査の依頼がなかったため事業所としての対応はしていない。 ● 市での調査のもと、通達あり。また受給者証記載確認。 ● 市によって対応は異なるが、前年度までの指標判定該当児がそのまま個別サポート加算Ⅰの対象児となった。 ● 市に確認をとり、受給者証に記述されている【放課後等デイサービス指標該当有】の利用者様を個別サポート加算Ⅰ対象者として手続きいたしました。 ● 市に連絡をとり受給者証を見て手続きしました。 ● 市の取扱いとして、保護者や介護者による見守りや支援は必要であると判断し、支給決定を受けているすべての未就学児について該当となっています。 ● 市の障害福祉課の受け持つ児童については、比較的最適な判断がされている。民間の相談支援事業所は、基準にバラツキがある。 ● 市の調査により決定された児童の通知がこちらに来ました。 ● 市の聞き取り調査による調査票の結果で、加算対象と思われる児童が加算対象にならなかった場合、事業所からの調査結果票を提出すると市が再検討を行い加算対象となった。 ● 市町村独自の検討内容と言われ詳細については聞かされていない ● 市役所からの連絡で対象児童を知った。 ● 市役所に問い合わせをすると対応を決めていなかったようで、こちらから調査票を記入して提出してほしいと言われ作成し提出した。その後市役所で検討された ● 市役所に問合せし、４月からの個別サポートを含めたうえで請求を上げていいと確認した。

	● 市役所主導 ● 指標該当児がそのままサポート加算Ⅰとなった。 ● 指標該当有の児童が、対象児童となる旨を自治体より伝えられた。 ● 事業所から各市町村の障害福祉課へ問い合わせしたが、受給者証に乗ってる方のみとの答えだけだった。 ● 事業所が調査をして、相談事業所に渡した。相談事業者が役所に提出。 ● 事業所で記入した用紙を保護者に渡し、保護者は家での様子や調査票の内容を見て相互に確認しながら行った ● 事業所と保護者、それぞれで調査票を記入。2 つの調査票を照らし合わせ、結果を出す。結果表に保護者から署名確認印をいただいたものを、自治体に提出している。 ● 事業所に対し、個別サポート加算の決定通知が無い為、保護者へ年度初めに個別サポート加算を算定された場合、受給者証の再提出をいただくよう声がけをしているが、自己申告の為、算定が遅れることがある。 ● 事業所へ聞き取りを行い、利用者の支援の様子や、支援の必要性を聞き取ってほしい。 ● 事前に事業所内で様子を判定し、事業所としての調査として市に提出することもある。 ● 児童デイサービスには決定手続きに関する情報は入ってこない。自治体がすべて決めているのか。 ● 自治体からの通達 ● 自治体から事業所の児童の個別の問い合わせに即時回答をいただけた。 ● 自治体から配布された調査票を元に事業所で保護者に聞き取り、事業所での利用者の状況と鑑みた上で判断を行いシート状にして自治体に提出した。その後、自治体から呼び出しがあり（他の自治体は電話対応もあった)、口頭確認、自治体の判定が出たとのことで再度来庁、そこで大半の利用者が対象外との通達を受けた。制度の公平性を保つため、調査に多大な時間を割いたが非常に残念な窓口対応であった。 ● 自治体から発行される受給者証に個別サポート加算１の記載があり、このお子さんは、認定されたのだと認識した。 ● 自治体から保護者に説明不足で理解していないで、聞き取りをして結果を出している。 ● 自治体が全ての児童発達支援の利用者に個別サポート加算Ⅰを付けることとした。 ● 自治体が独自で判断し、保護者への聞き取りは毎回、電話のみで１年に１度しかない。個別加算サポートの判断をどうやってしたのか謎である。 ● 自治体と、通所給付決定（新規、変更、誕生月更新）と同時に決定手続きを行なうとのことで確認している。

	● 自治体と保護者間で行われているようだが全体にいきわたっているかどうかは不明。また、保護者目線のみでの判断となり、他の支援者に対する聞き取りがない事に疑問を感じる。 ● 自治体によっては、調査票の提出を求められない。 ● 自治体によって異なる。 ● 自治体に手続きについて問い合わせをしたところ、サポート加算Ⅰについては重症心身障害の手帳を持っている場合のみ該当と認識しているとの返答。サポート調査についても把握していないとの事だったので、今後、3/29 付けの事務連絡と共に事業所が記入した調査票を提出予定 ● 自治体へ問い合わせ ● 自治体より通知が来た ● 自治体より保護者へ聞き取りがあったと思います。 ● 自治体より未就学児は全員個別サポート加算Ⅰを決定すると通達があった。 ● 自治体主管課から調査表記入を依頼され提出したのみで、どのような経過を経て、決定手続きがされたかは知りません。 ● 自治体主管課職員が過去に保護者に聞き取った調査結果により決定。受給者証更新時に調査票を用いて聞き取るとのこと。 ● 自治体主管課職員が支援区分調査票の項目をもとに判断した（最新の調査項目との話だったが、数年前という場合もあり） ● 実地体でどのような聞き取りがなされているのかわからない。他の受有者証項目も、訂正を申し入れるケースがよくある。8 月以前では、個別サポート加算の該当児が対象となっていないケースが複数あり、自治体に問い合わせて訂正された。 ● 手続きに関しては携わってはいない。個別サポート加算対象者として行政より通知あり。 ● 手続きは自治体によって違いがあり、保護者も理解できず進めていることがあった。 ● 手続きは不明。市町から発行された受給者証で決定を知った。 ● 受給者証「支給量等」に記載のある児童 ● 受給者証に「指標あり」と記載のある児童が対象だと自治体より指示を受けました。調査、判定については自治体に委ねています。事業所に調査依頼を求められたこともありません。 ● 受給者証に記載の為。 ● 受給者証の更新時に調査があると聞いた ● 受給者証の新規発行又は、更新発行を見て加算をつけている。

	● 受給者証の表示に従っている ● 受給者証更新したばかりで保護者の負担になるので、従来の結果により加算している。(指標該当重症心身障害児) ● 重症心身障害児が対象なので、個別サポート加算の対象事業所ではありません。 ● 重症心身障害児対象のため、算定不可。 ● 重心単価を取っている為算定対象外 ● 重心特化型なので加算の対象にならない。 ● 少人数ずつ職員が説明をして保護者に記入をしてもらった。 ● 新しい受給者証の交付により知るのみです。 ● 制度的な手続きの流れは承知しているが、事業所へ対象児に関する聞き取りはなかった。家庭や学校環境下だけでなくデイにて過ごす様子や支援の配慮事項等も本来であれば聞き取りを行いトータル的な所で適正なチェックを望みたいです。 ● 前任の管理者が行っていたので分からない ● 前年度までに「指標該当」が「有り」だった方がそのまま「個別サポート加算Ⅰ」の対象になるケースが多かった。前年度の事になるが、「指標該当」が「有り」と思われるが「無し」だった方に関しては、担当の相談支援員にも相談し、市に連絡していただき、「無し」から「有り」に変わったケースもあった。 ● 前年度内に受給者証の更新があった利用者について、4 月に市の担当課から対象児の連絡があったが、ごく少数だったので、明らかに対象となると思われるケースについては担当課に申し入れをした。4 月以降の更新時に個別サポートが付加されたケースもある。更新が済んでいないケースはそのままになっている。 ● 相談支援事業所が調査票を記入しているが、保護者や事業所へ聞き取りをする場合もある。 ● 相談支援事業所が直接保護者に調査票を用いて聞き取り、自治体所管課へ提出した。 ● 相談支援事業所と放課後等デイサービス事業所と保護者の三者間で調査票を記入し、保護者が提出した ● 相談支援専門員と自治体がアセスメントして、必要の可否を決定した。 ● 他事業所からからの調査で決定した。 ● 他事業所との情報のやり取りの上、結果が出たことを保護者に了解を得た。 ● 対象になっていない児童で、まだ調査を行っていないので対象となる児童が増える可能性がある。 ● 担当の相談支援専門員もしくは保健師が行政に動いた

	● 誕生日月の受給者証更新の際に、受給者証に記載あり。 ● 調査の基準がいまいち明確ではない。相談支援事業所によって個別サポートをつけてくれるところもあれば、つけてくれないところもある。 ● 調査票を役所提出した際、「こんなに加算対象の児童がいるんですか？」と迷惑そうに言われた。 ● 調査票を用いたかは分からないが、自治体職員が保護者に直接聞き取りを行った ● 調査方法については詳しくわかりません。 ● 通所受給者証の特記事項欄に「放課後等デイサービス指標該当有」の記載がある児童について加算申請した ● 通所受給者証の発行の為の聞き取りしか行われていない為、こちらでは把握できていない。 ● 当事業所では、次回行われるサポート調査での判定に従うことにしたため、決定手続きに必要な事については調べていない。 ● 当事業所は個別サポートⅠの対象児童は受け入れをしていません。 ● 当事業所を利用する際には、すでに加算対象となっていた。 ● 福祉課職員ではなく、委託職員に調査をしてもたっていると言う話を聞いた ● 聞き取りだけで、本人の実態が分かるはずがない。 ● 保護者が記入して自治体へ提出する流れだと思います。 ● 保護者の記入に差異がある場合には保護者の記入した調査票に放課後等デイサービスの追加として余白に記入 ● 保護者の方自体が個別サポート加算Ⅰに関する知識がなく、事業所からの再三の異議申し入れの要請に対しても「役場に行く暇がない」等の理由を言われ、未だにご対応いただけない状況あり。事業所側としては、保護者の方との関係性の悪化を懸念して、それ以上は要請できない現状がある。 ● 保護者集団の場での様子相談員の調査票等を合わせた評価が必要と思います。調査をする人が内容について熟知したうえで調査をする必要があると思います。 ● 保護者様に個別サポートについてのご相談を受ける機会はなかった。 ● 報酬改定後受給者証へ新たに記載があった為、加算の決定手続きはよくわかりませんでした。 ● 報酬改定時すでに受給者証が発行されている利用児さんについてはセンターで調査票の内容に沿って保護者とともにサポート量を確認し、届出書の同意を得て自治体主管課に提出した。新規で支給決定される方については自治体主管課で調査票を記入している。 ● 放デイにまでは本人の様子伺いについて何も連絡がなく、受給者証で初めて知ることが多い。

	● 放課後等デイサービスと保護者で市役所へ申立てをし、再度聞き取りをやり直した。 ● 放課後等デイサービスの指標該当の有無で個別サポート加算の対象が決まり、それぞれの更新のタイミングで就学児サポート調査を行うと市の障害福祉課より説明を受けた。 ● 放課後等デイサービス事業所が保護者に聞き取りを行い記入し自治体主管課へ提出した。 ● 未だ、結果が来ていません。なので、誰が対象者かまだわからずです。 ● 役所職員が事業所を訪問し、職員への聞き取り、児童の観察を行った。 ● 利用児童の保護者より市役所で調査があったと話を聞いた方もいたが、よく知らない。市役所より対象となる児童を知らせる電話が来て決定を知った。 ● 療育手帳に記載の有無で判断した ● 療育手帳のがあって、支援クラスでも、個別サポート外はよくわからない。更衣や食事についての介助が必要でも、個別サポート外。何をどう支援していくか、今後の進学などおいても考慮すべきことが考慮できない状態。 ● 令和３年度からこのような制度があること自体を、保護者との普段のやりとりでご存じないように感じる。お子さんにはより手厚いサポートが必要ですという旨の進言を事業所側が行うことは難しいと思う。
町村	● （4 月当初）自治体からの「個人サポート加算（Ⅰ）」対象児童ついて通知及び電話連絡で把握した。（その後）新規利用契約者については、「児童通所受給者証」に「個人サポート（Ⅰ）」の記載で把握している。 ● ケースによっては、担当の相談支援専門員が同席した上で自治体主管課職員が保護者に聞き取りを行うケースもあるようだ。事業所側としても、加算対象となってほしいのに対象外となっている利用者の判定にはそのようにしてもらいたい上、事業所での現状も考慮した判定を行ってもらいたいとの思いもあるが、自治体側としては財政的な限界が見え始めている上、放課後等デイサービス事業所間の質の差がある事で判定が事業所側の意思を反映し過ぎたものになる事に留意してか、個々のケースのレベルで事業所側の意見を取り入れてもらうのは難しいのが現状。 ● その他詳細については不明です。 ● どのように行われたかはわかりません。（島本町の保護者の話では電話とのこと）自治体より事業所への聞き取りは１度もありません。 ● 加算対象児の名前が各市町から連絡があっただけなので手続きがよくわからないです。 ● 個別サポート加算の対象者はいるが、市町の方針で受給者証の更新まで行われない。対象児童の誕生月が後半に多いため、それま

	で反映されていない。 ● 更新でないお子さんに関しては、前回の指標該当児が個別サポート加算Ⅰとの連絡があったため、受給者証のみの確認をしている。 ● 市町の役場から、順次切り替えているとの連絡をいただいています。 ● 市町村によって対応が違うので、手続きが必要な場合は事業所が行い、手続きしなくても親御さんと市町村との手続きでついてくる場合もあり、はっきりとわからない所がある。 ● 市町村に問い合わせたが、対象児ではないとの回答のみだった。 ● 市町村独自の検討内容と言われ詳細については聞かされていない ● 市役所よりサポート加算がつきます。と連絡が入りました。 ● 事業所が直接、決定の手続きの段階で介入した例が現在のところない。 ● 事業所への問い合わせは一切なく保護者への聞き取りもないようにおもわれる ● 事業所側が、調査票を役所へ提出し個別サポートⅠの決定頂いたが、事業所が提出した調査票は役所調査員が保護者様から聞き取った内容に補足記載したのみであり、保護者様からの聞き取り内容でも個別サポートⅠに決定できる内容は含まれていたと考える。 ● 児童発達支援センターの利用者一覧を各市町村へ提出し、加算対象の可否を知らせてもらった。 ● 自治体が決定しているがその方法は知らされていないし、保護者も説明を受けていないようである。 ● 自治体によって手続きが違い、事業所に対して聞き取りがあった自治体もあれば、保護者に調査票を渡しているだけの自治体もあったようで、詳しいプロセスは事業所へは伝わっていない。 ● 自治体主管課より「個別サポート加算（Ⅰ）対象児決定通知」が送付されてきた。 ● 自治体職員が電話にて聞き取り調査を行ったと聞いています。加算が外れた方のお母様が激怒して役場と話をした結果一件加算が戻りました。 ● 自治体役場職員から事業所に決定利用者の連絡がきた ● 手続きを行なっていない ● 受給者証に記載がされていたのでその通りにした。 ● 受給者証に記載されていた ● 受給者証に対象との記載があった為 ● 受給者証の更新手続きを行った際に、保護者に対して役所からの聞き取りがあり、更新した受給者証にサポートⅠの記載があった

	● 受給者証記載のあった「放課後等デイサービス区分Ⅰ該当」の方だけ算定している ● 受給者証更新時の保護者からの提出により把握した。 ● 制度が始まる前に自治体に問い合わせたとところ、自治体が決定し受給者証に記載されるので、それを確認するように言われた。 ● 先に利用開始していた事業所からすでに自治体に提出済みで、自治体に確認し手続き不要との話だったため直接提出はしていない。 ● 担当職員が変わってしまうので、真剣に取り組んでくれる自治体担当職員は事業所の意見を入れてくれるが、現在の担当職員は事業所として信頼できない。 ● 誕生月での受給者証更新になるため、4 月の時点で更新ではない児童らの加算対象についてどうなるのか、町へ確認したところ、誕生月ではない児童らについても調査をして頂けることになった。 ● 通所給付者証の支給量等蘭の記載より。 ● 通所受給者証に記載があるだけで、どのように決定したかは不明 ● 通所受給者証に記載される「個別サポートⅠ」に従い算定しております。報酬改定以前は「指標該当」にあたり、その際は自治体の調査依頼に対して調査を行い、返答しておりました。 ● 当該事業所が調査票を記入し、保護者の確認承諾ののち、自治体主管課へ提出した ● 保護者が受給者証を発行してもらう時に該当を役所が決定を出している ● 報酬改定に伴い、手続きが急だったためか、事業所への聞き取りなどはなかった。指標該当などに基づいて、決定したと思われる市町村や再調査を行っている市町村など色々あった。 ● 問い合わせをする中で、加算対象になる児童もいたため、調査をする職員が児童の現状把握を適切に行えているかで、対象になるか左右される。